

第三章 分析対象裁判例の個票

第三章 分析対象裁判例の個票

第一節 整理解雇事案

1 米軍立川基地事件・東京地判昭和 53・12・1 労判 309 号 14 頁

【事実の概要】

X は Y (国) に雇用され、遅くとも昭和 39 年以降、在日米軍立川基地中央民間人事局において、従業員管理関係調整職 6 等級として基地従業員の労務管理業務に従事してきたところ、米軍が Y に対し「定員の取消」を理由として X 所属の競合地域 (立川基地中央民間人事局)、競合職群 (従業員管理関係調整職 6 等級) に対して人員整理を求めたため、Y は X を人員整理により解雇した。

【判旨】一解雇有効

「X は、本件人員整理の理由とされる『定員の取消』は人員整理の実質的理由としては不十分であって、本件人員整理は必要性を欠くものであるからこれに基づく本件解雇は無効である旨主張する。」

「…Y が X に対して示した解雇理由および解雇に至るまでに Y がとった措置も客観的に是認しうるものであって、これをもって解雇権の濫用ということはできず、本件人員整理ひいては本件解雇が必要性なくしてなされたものであり無効であるとの X の主張は採用しない。」

「X は…本件人員整理当時横田基地に従業員管理関係調整職、立川基地にクラーク・タイピストの空席があったにもかかわらず、本件人員整理公告の際空席表を添付しなかつたため本件人員整理は無効である旨主張する。」

「…X は本件人員整理の際にも、A および B が転任または配置転換させられた職種が空席であった旨主張するが、…本件人員整理要求時 A の転任先はすでに空席ではなく、また、X 主張にかかる B の配置転換先が当時空席であったとしてもその職種であるクラーク・タイピストと X の職種とは著しく異なるから X を右空席に就かせられるわけのものではなく、従って本件人員整理当時右空席が仮にあったとしても X が本件解雇を免れることは不可能であったから X の右主張は理由がない。」

「X は本件人員整理における競合地域および競合職群の設定は極度に細分化され指名解雇の実を挙げているものであるから解雇権の濫用であり無効である旨主張する。」

「…本件人員整理における競合地域、競合職群の設定が X を解雇する目的の下になされたものと認めるにたる証拠はないから、結局この点に関する X の主張は理由がない。」

「以上の次第で X の再抗弁はすべて失当であり、従って X に対する本件解雇は有効である…。」

2 住友重機玉島製造所事件・岡山地決昭和 54・7・31 労判 326 号 44 頁

【事実の概要】

X1～X6 はいずれも、船舶および産業機械を製造販売する Y 社の玉島製造所の従業員として勤務してきた者であるところ、Y 社は造船不況を契機とする経営改善計画の遂行に必要な減員人数を達成するため、X らに対して解雇の意思表示を行った。

【決定要旨】－解雇無効

「一般に、企業が経営危機を開拓してその存続、再建を図るため、どのような経営合理化方策をとるかは、いわゆる経営権の範囲に属し、経営者の判断が尊重さるべきものである。しかしながら、それが従業員の整理解雇に及ぶ場合、整理解雇が終身継続的な雇傭関係を期待する労働者を、特段の責に帰すべき事由なく一方的に企業外に排除すること…、整理解雇の背景として存する経済不況のもとでは、被解雇者の再就職はもとより容易ではなく、時としてその生活を破壊し生存自体を脅やかすこと等に鑑み、整理解雇の効力は、労働契約上の信義則から導かれる一定の制約に服すべきものと解される。すなわち、(1) 企業が客観的に高度の経営危機下にあり、解雇による人員削減が必要やむを得ないものであること、(2) 解雇に先立ち、退職者の募集、出向配置転換その他余剰労働力吸収のための努力を尽くしたこと、(3) 整理基準の設定およびその具体的適用（人選）がいずれも客観性・合理性に欠けるものでないこと、(4) 経営危機の実態、人員整理の必要性、整理基準等につき労働者側に十分な説明を加え、協議を尽くしたことを要し、もし右の要件に欠けるところがあれば、解雇権の濫用としてその効力は否定さるべきものと考える。」

「X1～X6 は、『不採算部門で内作不適のため、廃止する職場（鋳造工場木型部門）に所属する者』として整理解雇されたものである。

木型部門…について、疏明される諸般の状況、すなわち鋳造部門の需要・生産量の激減、外注品と比較してのコスト高…、外注品の精度向上、これらに伴う外注比率の増大等の事情から、その廃止自体は、経営合理化のためやむを得ない措置と考えられる。

そこで検討すべきは、Y 社が右廃止に際し、木型部門に属する従業員らの雇傭維持につき、どのような努力をしたか、解雇以外に方途はなかったか否かの問題となる。

疏明によれば、Y 社は木型部門廃止にあたり、まず玉島製造所内での配転を検討したが、同所内は全部門にわたり大量減員中であり、特に鋳造課では 2 分の 1 の減員を実行しつつあったため、X ら 6 名の吸収は不可能であった。他事業所への配転についても、木型部門そのものは愛媛製造所に 1 か所存したが、今回同時に廃止予定であり、また、職種変更を伴う配転については、X ら 6 名がいずれも入社以来木型作業に専従し、年令も 30 代、40 代に達していることから、再教育訓練を要する職種転換は困難な状況にあった。そこで、Y 社は木型外注先あるいは関連の木型会社へ出向させる他ないと判断し、受け入れ余力を有すると思わ

れる外注取引先数社に事情を説明し受入れを要請したが、木型部門に属する A 労組員 1 名について了承を得たに止まり、昭和 53 年 12 月に右 1 名のみを出向させた。このような結果になったのは、当該外注会社に受入余力が乏しいことに加えて、これら外注先が X ら 6 名の人物、就労態度等に懸念を抱き、受入れ後の適応に問題があるとして拒否したためであることが窺われる。

右のように、Y 社は X ら 6 名の配転、出向につき考慮し、その努力も経たことが一応認められ、木型部門廃止の必然性と併せ考えると、このような場合、なお整理解雇の効力を否定することは、会社にとって過重な負担を強いいるものとの見方もあり得るであろう。

しかしながら、X ら 6 名はいずれも若年で入社し、直ちに木型工として養成され、一貫して木型部門で就労してきたものであって、これは会社の決定、指示に基くものである。また、右 6 名は他の基準類型にみられるような、個人的な態度、行動等を問題にされているものでもない。これらの点を考えると、木型部門の廃止により、直ちに無用のものとして社外に排除することは、X らにとって苛酷に過ぎるとの感を否定できない。年令等の点で困難はあっても、再教育訓練により職種転換をはかり、仮に玉島製造所内に配置が困難であれば他の事業所に配転させてでも、雇傭維持に努力するよう Y 社に期待すべきものと考える。

・・・以上のとおり、X1 ら 6 名については、解雇に先立って Y 社の採るべき手段の余地があり、これを尽くさないでした本件解雇は、権利の濫用としてその効力を否認すべきものである。」

3 東洋酸素事件・東京高判昭和 54・10・29 労判 330 号 71 頁

【事実の概要】－解雇有効

X らはいずれも Y 社に雇用されて、Y 社川崎工場のアセチレン部門に勤務していた従業員であるところ、Y 社は同工場のアセチレン部門の閉鎖に伴い、X らを含む同部門の従業員全員に対して、解雇する旨の意思表示を行った。

【判旨】

「・・・Y 社川崎工場のアセチレン部門の閉鎖に伴う X ら従業員の整理解雇が・・・就業規則 52 条 8 号にいう『やむを得ない事業の都合による』ものと言い得るか否かについて判断する。」

解雇が右就業規則にいう『やむを得ない事業の都合による』ものに該当するといえるか否かは、畢竟企業側及び労働者側の具体的実情を総合して解雇に至るのもやむをえない客観的、合理的理由が存するか否かに帰するものであり、この見地に立って考察すると、特定の事業部門の閉鎖に伴い右事業部門に勤務する従業員を解雇するについて、それが『やむを得ない事業の都合』によるものと言い得るためには、第 1 に、右事業部門を閉鎖することが企業の合理的運営上やむをえない必要に基づくものと認められる場合であること、第 2 に、右事業部門に勤務する従業員を同一又は遠隔でない他の事業場における他の事業部門の同一又は類似職種に充当する余地がない場合、あるいは右配置転換を行ってもなお全企業的に見て剩員の発生が避けられない場合であって、解雇が特定事業部門の閉鎖を理由に使用者の恣意によってなされるものでないこと、第 3 に、具体的な解雇対象者の選定が客観的、合理的な基準に基づくものであること、以上の 3 個の要件を充足することを要し、特段の事情のない限り、それをもって足りるものと解するのが相当である。」

「よって、右に述べた判断基準に照らし、まず、Y 社が決定、実施したアセチレン部門の閉鎖措置の必要性・合理性の有無について検討する。」

「・・・以上に認定したところによれば、Y 社のアセチレン部門の業績の不振は、一時的なものではなく、同業各社に共通する業界の構造的な変化と控訴人会社に特有な生産能率の低いことに起因し、その原因の除去はいずれも困難であり、同部門の収支の改善はほとんど期待することができず、このままの状態で漫然と放置するときは、少なくとも主力部門である酸素製造部門が設備投資その他において同業各社との競争にさらに大きく立ち遅れ、大手同業各社との企業格差が拡大し、ひいては会社経営に深刻な影響を及ぼすおそれがあったことが明らかであるから、Y 社がその経営の安定を図るため、会社の採算上多年マイナスの要因となっているアセチレン部門を閉鎖するに至ったことは、企業の運営上やむをえない必要があり、かつ合理的な措置であったものといわざるを得ない。」

「次に、Y 社がアセチレン部門を廃止した結果、全企業的に見て、過剰人員が生じたか及

び右部門の従業員をY社の他部門に配置転換する余地があったかどうかについて検討する。

・・・以上の事実によると、本件解雇通告当時、Y社にはアセチレン部門以外の事業部門においても川崎工場及びその他の事業場を通じ新たに補充を必要とするような男子従業員の欠員がなかったばかりか、かえって数十名に及ぶ過員を擁しており、特に現業職員及び特務職員の著しく高い比率の過員状況から、Y社としては右の過員の解消に努めていたものと認められる。

・・・アセチレン部門の閉鎖当時同部門に勤務していた従業員（課長1名を除く）は、総員47名で、その職種は、製造二課管理係員1名が技術職である以外は、Xらを含むその他の従業員46名はすべて工場現場の作業に従事するいわゆる現業職であったことが明らかであるから、Xら現業職に属する従業員を他部門に配置転換するとすれば、その対象となるべき職種は、現業職及びこれと類似の職種である特務職に限られるのが相当ということができる。ところが、他部門においては現業職及び特務職は当時過員であり、近い将来欠員が生ずる見込はない状態にあったことは前述のとおりである。右のように、他部門において労働力の需要がなく、また、近い将来右需要の生ずることも期待し得ない事情にあった以上、アセチレン部門の閉鎖により全企業的に見ても右部門の従業員は剩員となったことが明らかであるといわなければならない。

右の点に関し、Xらは、アセチレン部門の従業員を女子事務員に退職者が生じた場合の補充として暫定的に右職場に配置する等の配慮をすべきであった・・・旨主張するけれども、Xらは現業職員であって、その従事している業務は女子事務員の従事すべき業務と職種の代替性のないことが明らかであ（り）・・・右主張は・・・採用することができない。」

「・・・Y社のアセチレン部門の閉鎖により、同部門の従業員は最高責任者である製造二課長以下48名がことごとく過剰人員となったものである。そして、Y社は前記のとおり既に企業全体に過剰人員を擁していたのであるが、そのうちからY社が具体的な解雇対象者としてXらを含むアセチレン部門の従業員・・・47名全員を選定したことは、一定の客観的基準に基づく選定であり、その基準も合理性を欠くものではないと認められる。けだし、アセチレン部門は他部門とは独立した事業部門であり、これを全面的に廃止したことにより企業全体としての過員数が一層増加するに至ったのであって、この過員数の増加をくいとめるため、管理職以外のアセチレン部門の従業員全員を整理解雇の対象者とすることには、当時としては相当な理由があったということができるからである。」

「以上のとおりであるから、本件解雇は就業規則にいう『やむを得ない事業の都合による』ものということができ、本件解雇について就業規則上の解雇事由が存在することは、これを認めざるを得ないものというべきであり、他に右認定を妨げるべき特段の事情の存在は認められない。」

4 佐伯学園事件・福岡高判昭和 56・11・26 労民集 326 号 825 頁

【事実の概要】

X1 および X2 は、学校法人 Y に雇用され、佐伯高等学校の電気科専任教員としての地位にあった者であるところ、電気科の生徒募集停止に伴う同科の廃科により、電気科専任教員が余剰人員となったため、Y は X らに対して、解雇の意思表示を行った。

【判旨】－解雇有効

「・・・まず電気科廃科の合理性について検討する。」

「・・・Y が昭和 47 年その経営合理化のため電気科の生徒募集を打ち切り、同 50 年これを廃科するに至ったことは、Y の事業経営上やむをえない必要から出た合理的な措置であつたものと認められる。」

「ついで、Y が右電気科廃科に伴い X らを余剰人員として整理解雇したことの当否、その必要性について判断する。」

X らおよび同人らの所属する A 組合は、同人らを数学担当教員に転用するようにと Y に対し要望していたが、X らはいずれも「工業」以外の普通免許ないし臨時免許も有していないので、電気科が廃科となった以上「工業」の活用の余地も狭く、またそのままでは「数学」担当に転用することは免許法上許されない等「の事実によれば、X らは電気科廃科に伴い同人らの所有する『工業』の免許によって授業活動をする余地はきわめて狭まり、かつ、また他の免許を有していないことから当然には他の教科担当に転用することは困難であって、余剰人員となったものと認められる。」

「ところで、X らは、以上のことによって X らが余剰人員となるものではない旨或いは余剰人員となつてもそのことで直ちに解雇が正当とされるものでない旨詳細に陳述、反論するので、以下逐一これを仔細に検討する。」

「・・・X らは、佐伯高校においては、多数の生徒の学力が高校教育の水準からかけ離れて低く、これら低学力の生徒たちに補習を通じて濃密な教育活動をほどこしその理解力を高める必要があるから、X らが佐伯高校で教育活動をなすべき余地は十分に存するものであつて余剰人員となるものではない旨主張するところ、・・・佐伯高校では中学課程の学力さえも修習していない生徒がかなりの数を占め、今後十分な教育効果をあげて行くためには生徒一人、一人に個別的な指導を加える必要があることが認められるものの・・・、中学課程の学力さえも有しない生徒に対してもこれを指導する教員は正規の資格と学力を有するものでなければならず、このことは正規の授業時間であると補習たるとを問わず同じ理であることが認められ、学力不足の生徒に対する個別的な指導の必要があり、かりに X らが独自の補習によって多少の成果をあげたとしても、そのことによって X らが免許を有しないまま数学の補習を担当することを正当とするものではなく、結局 X らの余剰人員性を否定するものではないと

言うべきである。

X らは、Y はすでに電気科が休科になった時点で 3 年後の廃科が予見しえたのであるから計画的な人事配慮をなすべき義務があるのに、X らの免許で担当可能な科目について新採用をくりかえしただけでなく、X らの人材を活用するため他の科に転用できるよう新教科の免許取得の措置を講ずべき義務があるので、これをせず、経営者として当然なすべき解雇を回避すべき努力を怠ったものであると主張するけれども、およそ企業が整理解雇をするに当り、できうる限り人事調整上の配慮をなし解雇を回避するよう努力を尽すべきことは言うまでもないが、・・・Y は昭和 48 年 3 月ころ、佐伯高校建築、機械両科の教科編成に当って、両科の科長に対して X らの免許科目である『工業』（電気）を両科の中に取り入れができるかどうかを問題として提出したところ、電気一般 1 単位（2 時間）を 2 単位ふやすことが出来ただけでそれ以上の調整をすることができず、僅かの授業時間の増加がなされたのみで活用する余地もなかったこと、右両科に欠員が生じた場合に X らの専攻、免許科目ではこれを十分担当することができなかつたことが認められ、・・・このような場合に、Y としては、X らに対して僅かの授業時間の活用しか出来ないのでそのままこれを他の科に転用して新採用を停止しなければならない当然の義務を負うものではない。

元来、新教科の免許取得についてはその事柄の性質上 X らの積極的熱意が先行すべきものであるから、X らが新教科の免許取得について Y 学園に積極的な申出をしたのに拘らず、Y がこれを黙殺してなんらの努力をしなかつたというならば格別、Y としては、X らからなんらの申出もないのに正規の免許を取得するよう指示ないし指導すべき義務まではないものというべきところ、本件全証拠によても、X らが右新教科の免許取得について努力した形跡も窺えない。・・・

右のとおりであって、本件解雇の意思表示が権利濫用であることを認めるにたりる証拠はないので、X らの右主張は採用することができない。」

5 千代田化工建設（本訴）事件・横浜地判平成4・3・26 労判 625号 58頁

【事実の概要】

Xは石油・ガス等の産業用設備の設計等を目的とするY社の川崎工場において、溶接工として勤務してきた者である。Y社は、昭和50年代に入り業績が悪化し赤字を出すに至ったため、経営改善のための対策として、川崎工場を子会社化し、Xを含む技能系従業員は全員子会社に移籍させることにしたところ、Xがこれを拒否したため、YはXに対し解雇の意思表示を行った。

【判旨】－解雇無効

「人員削減が個別の従業員の承諾のもとに行われる移籍にとどまらず、整理解雇という方法で行われるとなると、従業員は、その責任のない事由により意に反して職を失い、生活上重大な不利益を受けることになるので、信義則上、それが可能であるというためには、Y社にとって人員削減の必要があるというだけでなく、その必要性の程度、解雇回避の可能性、解雇によって受ける従業員の不利益等を比較考量して相当と認められるものであることが必要であり、整理解雇の要件を定めた就業規則の・・・規定（「会社が経営規模の縮小を余儀なくされ、または会社の合併等により、他の職務への配置転換その他の方法によっても雇用を続行することができないとき」）を解釈適用する場合においても、こうした点を考慮すべきものと解される。」

「Y社は、職種転換や出向によりXに与え得る種類の仕事自体がY社や子会社内にあることは認めるが、それでも解雇が不可避であることの理由として、(1) そうした仕事をXに与えるについては、新職種に習熟するための期間の賃金あるいは出向先との賃金の差額を負担しなければならず、また、職種転換のための訓練をしても、その仕事をする部署に欠員補充や増員の必要がない・・・と主張する。」

「本件は、賃金に見合う仕事がないから新規採用を差し控えるという場合ではなく、Y社の都合で職場を失った現に雇用中の従業員をどう処遇するかという場合であるから、仕事の有無は、現在その者の賃金に見合う仕事があるかどうかということだけでなく、会社のその時の経営状態や将来の見通しのもとで、職種転換等により仕事を見つけて雇用し続けることが相当かどうかといった観点に立って判断すべきところ、Xに職種転換の適応力がないとは認められないこと、Y社の従業員規模からすれば、いずれも遠くない将来に自然減等による欠員が生ずることは明らかであるばかりでなく、景気の好転や業務内容の拡充等によって増員が必要になることも考えられること、・・・Y社は、本件解雇時においては・・・人員削減の目的をおおむね達しており、直ちにX一人を解雇しなければならない程の経営上の緊急性はなかったこと、Y社は、かつての合理化の際には、川崎工場の技能系従業員の雇用確保のために、これらの従業員を全く別の職種の本社の事務系の部署に引き取り、仕事に就かせて

いたことがあることなどを考慮すると、Y社としては、職種転換によりXの雇用を続行することは可能であり、その職種転換のために必要とする程度の出費はやむを得ないというべきである。

・・・このようにみてくると、Y社が職種転換によるXの雇用の続行を拒む理由は、いずれも正当なものではなく、他にこれを拒むのが正当であるといえるような事情は見当たらなければから、本件解雇を相当であるということはできず、就業規則の右規定にいう『配置転換等によっても雇用を続行できないとき』にもあたらないといわなければならない。」

「以上によれば、本件解雇は、解雇事由がないのにあるとしてなされたものであるから、解雇権を濫用するものとして無効・・・というべきである。」

6 ザ・チエース・マンハッタン銀行事件・東京地判平成4・3・27 労判 609号 63頁

【事実の概要】

Xは、アメリカの財閥であり多国籍企業であるロックフェラー・グループの金融部門の中心をなすY銀行との間で雇用契約を締結し、それと同時にリース事業を営むA社へ出向し、その代表取締役に就任していた者であるところ、Y銀行はリース事業から撤退しA社を閉鎖することを決定したため、Xに対して解雇の意思表示を行った。

【判旨】一解雇有効

「本件雇用契約は、XがA社に出向しそのゼネラル・マネージャー（代表取締役に相当すると解される。）に就任してリース事業の責任者となるという目的で締結されたもので、…Y銀行がXに対して年間1351万2533円という高額な給与等を支払い且つ成果によりバイス・プレジデントの資格を与えることとしたのも、このような雇用契約の目的に対応したものであって、A社における地位及びその事業との関係なしに、XがY銀行の銀行業務に従事する目的で締結されたものではないことが認められる。すなわち、本件雇用契約の締結自体がA社への出向とそのゼネラル・マネージャーへの就任という目的を持つもので、Y銀行の従業員としての身分は、このような出向の前提としての意味を有するに過ぎないのである。

右のように、本件雇用契約の締結自体がA社への出向とそのゼネラル・マネージャーへの就任という目的を持つもので、XがY銀行の従業員の身分のままでリース業務に専従するというものではないから、Y銀行の従業員として従事すべき職種がリース業務に限定されていたかどうかという意味での職種限定の問題は生ずる余地がないし、また、A社に出向しそのゼネラル・マネージャーに就任してリース事業の責任者となることが本件雇用契約締結の目的となっているのであるから、A社がリース事業を廃止した場合はもとより、たとえA社が存続してリース事業を続けていても、Xが何らかの事由でA社のゼネラル・マネージャーの地位を喪失したような場合には、その結果として、前提となる本件雇用契約そのものの存続に影響を与えることがあるのは避けられないことになる。

…したがって、本件雇用契約においては、XがA社に出向しそのゼネラル・マネージャーに就任してリース事業の責任者となると共にこれと兼務の形でY銀行の銀行業務にも従事すること或いはリース事業が廃止された場合にはY銀行の従業員として銀行業務に従事することが、当初から雇用契約の内容として約定されたものということはできない。」

「そして、A社がリース事業からの撤退を決定した結果、本件雇用契約締結の目的ひいてはXのA社におけるゼネラル・マネージャーとしての地位存続の意味がなくなったもので、しかも、リース事業からの撤退の判断に格別の不合理が認められないことは、後述するところであるから、XのA社における取締役の任期満了による退任の時期に合せて、A社がXに対して解雇の意思表示したことは相当であり、解雇権の濫用ということはできない。」

「Y銀行は、A社のリース事業について、その収支状況が芳しくなく、将来的にも大きな利益を期待することができないとの判断をしてこれからの撤退を決定したことが、前記の認定によって明らかである。・・・」

「以上のとおりであるから、Y銀行が、A社のリース事業からの撤退に伴い、そのゼネラル・マネージャーの前提となっている本件雇用契約を終了させるために、Xに対して解雇の意思表示をしたことは相当であって、解雇権の濫用ということはできない。」

7 觀智院事件・京都地決平成5・11・15 労判 647号 69頁

【事実の概要】

X らは、教王護国寺の塔頭寺院である觀智院の拝観業務に従事するためにYに雇用された者であるところ、Y は觀智院の拝観業務を今後行わないことを決定したため、X らに対し解雇する旨の通知を行った。

【決定要旨】－解雇有効

「・・・Y が觀智院の拝観業務を止めることはX ら主張のようにX らを追い出すためのものとは認められず、觀智院の拝観業務終了の目的は不当なものとはいえない。」

また、X らが主張する觀智院の維持管理業務については、・・・Y が拝観業務を開始する以前のとおり、東寺の営繕係あるいは文化財の専門職員で足り、X らがいなくなっても敢えて別の者をそのために雇用する必要はないことが一応認められる。

さらに、・・・觀智院は今後・・・教師養成の道場として使用され、しかも・・・右道場は『東寺伝法学院』というかなり組織だったものになることが一応認められるところ、Y が右道場の場所として、觀智院の建物を提供するだけであれば、Y として何らの事業を行うわけではなく、X らを雇用する余地はないといわざるをえないが、Y が右道場の運営にかかわる場合には、むしろその事業内容の転換といえ、配置転換等の方法をY としては考慮すべきところではある。しかし・・・によると、予定される教師育成の道場の入学者数は少なく、そのため教授への謝礼もでない事態が予想されていることなどから、右道場において、X らを配置転換のうえ雇用する余地はないことが一応認められる。

以上のとおり、觀智院の拝観業務の終了はその目的において不当とはいえないこと、右拝観業務終了後、YにおいてX らを雇用しうる余地はないこと、本件はYに雇用されていた全従業員が解雇の対象となっていることから人選の合理性などは問題とならないことなどに鑑みれば、本件Yによる解雇は解雇権の濫用とはいえないと解される。」

8 スカンジナビア航空事件・東京地決平成7・4・13 労判 675号13頁

【事実の概要】

X らは、スウェーデン国に本店を置く外国株式会社およびスカンジナビア航空（以下、併せて Y 社という。）との間で、業務内容および勤務地を特定して雇用契約を締結した者であるところ、Y 社が日本支社の合理化の一環として全従業員を対象に早期退職募集と再雇用の提案を行ったのに対し、X らがこれに応じなかつたため、Y 社は再度新ポジションおよび新賃金を明示して早期退職と再雇用への応募を促したのに対し、X らはこれにも応じなかつたため、Y 社は X らに対し解雇の意思表示を行つた。

【決定要旨】－解雇有効

「(本件) 解雇の意思表示は、要するに、雇用契約で特定された職種等の労働条件を変更するための解約、換言すれば新契約締結の申込みをともなつた従来の雇用契約の解約であつて、いわゆる変更解約告知といわれるものである。」

「Y 社と X ら従業員との間の雇用契約においては、職務及び勤務場所が特定されており、また、賃金及び労働時間等が重要な雇用条件となっていたのであるから、本件合理化案の実施により各人の職務、勤務場所、賃金及び労働時間等の変更を行うためには、これらの点について X らの同意を得ることが必要でなり、これが得られない以上、一方的にこれらを不利益に変更することはできない事情にあったというべきである。」

しかしながら、労働者の職務、勤務場所、賃金及び労働時間等の労働条件の変更が Y 社業務の運営にとって必要不可欠であり、その必要性が労働条件の変更によって労働者が受ける不利益を上回っていて、労働条件の変更をともなう新契約締結の申込みがそれに応じない場合の解雇を正当化するに足りるやむを得ないものと認められ、かつ、解雇を回避するための努力が十分に尽くされているときは、Y 社は新契約締結の申込みに応じない労働者を解雇することができるものと解するのが相当である。」

「疎明事実によれば、Y 社は、・・・全面的な人員整理、組織再編が必要不可欠となり、その計画が図られた結果、雇用契約により特定されていた各労働者の職務及び勤務場所の変更が必要不可欠なものとなつたということができる。」

「加えて、・・・疎明事実によれば、本件労働条件の変更には、賃金体系の変更、退職金制度の変更及び労働時間等の変更も含まれるが、・・・いずれもその変更には高度の必要性が認められる。」

「一方、新雇用契約締結の結果、労働者が受ける不利益について検討すると、・・・疎明事実のとおり、右賃金体系の変更は、従業員の賃金が総体的に切り下げられる不利益を受けることは明らかであるが、地上職の場合、会社により提案された新賃金（年俸）と従来の賃金体系による月例給とを比較すると、新賃金（年俸）は従来の賃金体系による月例給に 12 (月)

を乗じることにより得られる金額を必ずしもすべて下回るものではないし、X らが新労働条件での雇用契約を締結する場合には、Y 社は、従来の雇用契約終了にともなう代償措置として、規定退職金に加算して、相当額の早期退職割増金支給の提案を行ったことをも合わせ考えると、前記の業務上の高度の必要性を上回る不利益があったとは認められない。」

「前記・・・事実によれば、・・・組合は、X ら全員の従前の雇用条件での雇用継続を終始一貫前提とし、・・・硬直した態度をとったため、実質的な交渉に至らなかつたものということができる。」

「以上によれば、Y 社が、X らに対し、職務、勤務場所、賃金及び労働時間等の労働条件の変更をともなう再雇用契約の締結を申し入れたことは、会社業務の運営にとって必要不可欠であり、その必要性は右変更によって X らが受ける不利益を上回っているものということができるのであって、この変更解約告知のされた当時及びこれによる解雇の効力が発生した当時の事情のもとにおいては、右再雇用の申入れをしなかつた X らを解雇することはやむを得ないものであり、かつ解雇を回避するための努力が十分に尽くされていたものと認めるのが相当である。」

「よって、本件変更解約告知は有効であると解するのが相当であり、X らに対する解雇は有効であるというべきである。」

9 ナショナル・ウェストミンスター銀行（第一次仮処分異議申立）事件・東京地決平成10・8・17 労経速1690号3頁

【事実の概要】

英國法を準拠法として設立された銀行などの金融業その他を営むY社の東京支店の従業員として採用され、以後輸出入に関わる銀行業務に従事し、平成7年以降トレード・ファイナンス・ユニット主任として主にグローバル・トレード・バンキング・サービス（GTBS）アジア・パシフィック部門の事務を担当していたXが、同部門の閉鎖を理由に退職を勧奨され、この申入れに応じないでいたところ、Y社に解雇された。

【決定要旨】－解雇無効

「XがY社に入行するに当たってトレードファイナンスの仕事に職務を限定されて採用されたことを認めることはできない。」

「Xの東京支店は担当する職務について専門的知識を有するいわゆるスペシャリストの集団であることを認めることはできない。」

「人員整理の必要性、人選の合理性、解雇回避努力及び解雇手続の想当性は解雇権の濫用に当たるかどうかを判断するための要素を類型化した判断基準として意義を有するが、これらの一つ一つが当然に有効な人員の削減のための解雇の必要条件になるというものではなく、あくまでも解雇権の濫用に当たるかどうかを判断するための類型的な判断要素にすぎないから、そのひとつ一つを分断せずに全体的に総合的にとらえるべきである。」

「Y社は・・・（上記のような整理解雇の合理性）の判断手法に種々論難を加えているが・・・採用することはできない。」

「企業のある部門の余剰人員を他の部門に配転することが可能であるといえるためには、当該従業員の職種、能力の点で配転が可能であること、その配転によって配転先の部門に余剰人員が生じないことのほか、当該従業員が給与、待遇などの点で配転先において従前よりも不利益な取扱いを受けないことを要すると解するのが相当であるところ・・・Xは他の部署のアシスタント・マネージャーとして配転するには配転先の部署のアシスタント・マネージャーとして必要とされている知識や経験を欠いており・・・アシスタント・マネージャーとして他の部署に配転すれば、その部署のアシスタント・マネージャーが余剰人員となってしまうというのであるから・・・（本件解雇の時点において）Xを他の部署のアシスタント・マネージャーとして配転することは現実的ではないし適当でもないといえ・・・本件解雇自体は経営上の必要性があると認められ、また、企業経営上の観点からも合理性を有すると認められる。」

「しかし・・・Y社の東京支店に一般事務職として入行しその後管理職に昇進したXが定年まで東京支店で勤務し続けることを期待することには合理性があると認められる（とこ

ろ)・・・Xについて人員削減の方法として解雇という方法以外に・・・方法があったにもかかわらず、そのような方法を選択せずに解雇という方法を選択していることに照らせば、本件解雇については解雇によって達成しようとする経営上の目的とこれを達成するための手段ないしその結果との間に均衡が失われているというべきであ・・・り、本件解雇については人員整理の必要性を肯定することができないといわざるを得ない・・・のであるから、結局のところ、本件解雇は権利の濫用として無効であるというべきである。」

10 ナショナル・ウェストミンスター銀行（第二次仮処分）事件・東京地決平成 11・1・29
労判 782 号 35 頁

【事実の概要】

英國法を準拠法として設立された銀行などの金融業その他を営む Y 社の東京支店の従業員として採用され、以後輸出入に関わる銀行業務に従事し、平成 7 年以降トレード・ファイナンス・ユニット主任として主にグローバル・トレード・バンキング・サービス (GTBS) アジア・パシフィック部門の事務を担当していた X が、同部門の閉鎖を理由に退職を勧奨され、この申入れに応じないでいたところ、Y 社に解雇された。

【決定要旨】－解雇無効

「企業がある部門において発生した余剰人員を削減しようとする場合に、その余剰人員の削減に経営上の必要性があり、かつ、経営上の必要性が企業経営上の観点から合理性を有するものであれば、余剰人員の削減を目的としてその余剰人員についての解雇は一応合理性を有するものと認められる。」

「ある部門の余剰人員の削減に経営上の必要性があると認められるには、当該企業の従業員を削減することが不可避であることが必要であると解される。なぜなら、例えば、ある部門の余剰人員を他の部門に配転することが当該従業員の職種、能力の点で可能であり、しかも、その配転によって配転先の部門に余剰人員が生じないような場合には、企業の立場を考えても、解雇という手段によって従業員の削減をする必要はなく、結局のところ、余剰人員の削減の必要性があるということはできないからである。」

「ある部門の余剰人員の削減についての経営上の必要性が企業経営上の観点から合理性を有すると認められるには、解雇によって達成しようとする経営上の目的とこれを達成するための手段である解雇ないしその結果としての失職との間に均衡を失しないことが必要であると解される。」

「企業のある部門の余剰人員を他の部門に配転することが可能であるといえるためには、当該従業員の職種、能力の点で配転が可能であること、その配転によって配転先の部門に余剰人員が生じないことのほか、当該従業員が給与、待遇などの点で配転先において従前よりも不利益な取扱いを受けないことを要すると解するのが相当であるところ・・・Y 社が（本件解雇）の時点において X を他の部署のアシスタント・マネージャーとして配転することは現実的ではないし適当でもなかったと認められ・・・X を他の部署のアシスタント・マネージャーとして配転することはできなかったというべきである。」

「Y 社の東京支店に一般事務職として入行し勤務する行員の中には東京支店で長期間にわたって勤務し続けていたと希望する者が少なからずおり、Y 社もその行員が管理職ではないそれより下の者である限りは・・・長期間にわたって東京支店で勤務し続けさせていると

いえる・・・(の)に対し、Y社の東京支店の管理職にはその専門的な知識や経験などを買わされて管理職としてY社の東京支店に採用された者も少なくなく、そのような管理職についてはその専門的知識や経験などがY社の東京支店の経営には必要ないと判断されるに至れば、解雇されるという事態が起こることも十分予想されうるところであるが・・・仮にY社においてそのような方針が採られていたとすれば、Y社の東京支店に一般事務職として入行した行員が管理職に昇進した場合には、その管理職は管理職に昇進した理由となったその者の専門的知識や経験などがY社の東京支店の経営に必要ないと判断されたときにはY社を解雇されることがあり得るという不利益を新たに負うことになるが、そうであるとすれば、東京支店に一般事務職として入行した行員が管理職に昇進するに当たっては管理職になれば右に述べたような理由で解雇されることがあり得ることを周知徹底して、右に述べたような不利益にもかかわらず管理職への昇進を希望するかどうかを選択する機会を与える必要があるというべきところ・・・Y社が東京支店に一般事務職として入行しその後管理職に昇進した行員についてその昇進に当たって右に述べたような理由で解雇されることがあり得ることを周知徹底したことは全くうかがわれ(ず)・・・したがって、東京支店に一般事務職として入行しその後管理職に昇進した行員が管理職への昇進後も停年まで東京支店で勤務し続けることが可能であると考えたとしても、それは無理からぬことである(こと)・・・を総合考慮すれば、Y社の東京支店に一般事務職として入行しその後管理職に昇進したXが定年まで東京支店で勤務し続けることを期待することには合理性があると認められる。」

「Y社は余剰人員となったXについて人員削減の方法として解雇という方法以外に・・・方法があったにもかかわらず、そのような方法を選択せずに解雇という方法を選択していることに照らせば、本件解雇については解雇によって達成しようとする経営上の目的とこれを達成するための手段ないしその結果との間に均衡が失われているというべきであ(り)・・・本件解雇については経営上の必要性があると認められるものの、経営上の必要性が企業経営上の観点から合理性を有すると認めることはできないといわざるを得ない(ので)・・・本件解雇は権利の濫用として無効であるというべきである」

11 全日本海員組合事件・東京地判平成11・3・26 労経速1723号3頁

【事実の概要】

海上労働者の生活の向上などを目的とする労働組合Yに、総務財務局総務財務部付運転士に任命するという辞令の交付を受けて採用され、Y代表者を始めとするYの役員を会議などの場所に公用車で送迎する業務に従事していたXが、Yの諸経費の節減合理化の一環としての公用車廃止決定に伴い、依命休職処分及び当該依命休職期間の満了による退職処分とされた。

【判旨】一解雇有効

「ある部門において発生した余剰人員を消滅しようとする場合に、その余剰人員の削減に・・・組織の維持、運営上の必要性があり、かつ・・・組織の維持、運営上の必要性が・・・合理性を有するものであれば、余剰人員の削減を目的としてその余剰人員についての解雇は一応合理性を有するものと認められる。」

「ある部門の余剰人員の削減に・・・組織の維持、運営上の必要性があると認められるには、当該労働組合の従業員を削減することが不可避であることが必要であると解される。なぜなら、例えば、ある部門の余剰人員を他の部門に配転することが当該従業員の職種、能力の点で可能であり、しかも、その配転によって配転先の部門に余剰人員が生じないような場合には・・・解雇という手段によって従業員の削減をする必要はなく、結局のところ、余剰人員の削減の必要性があるということはできないからである。」

「ある部門の余剰人員の削減についての・・・組織の維持、運営上の必要性が・・・合理性を有すると認められるには、解雇によって達成しようとする・・・組織の維持、運営上の目的とこれを達成するための手段である解雇ないしその結果としての失職との間に均衡を失しないことが必要であると解される。」

「Yは・・・Xの運転手としての仕事ぶりを評価してXをYの運転士として採用することにしたこと、Yは・・・XをYの運転士として採用したが、その際にXに交付した辞令にはXをYの総務財務局総務財務部付運転士に任命すると書かれていたこと・・・(Y組合従業員規則)は運転士について『もっぱら組合の車輌の運転に従事するために採用された者』と定めていること、Yに採用された後のXはYの運転士としての運転の業務以外の業務に従事することもなくはなかったが、Xの業務はあくまでもYの運転士として運転の業務に従事することであったこと・・・を総合すれば、YはXを、Yの運転士としての業務に従事させる目的でYの運転士として採用したものと認められ、したがって、Xの担当業務は公用車の運転であるというべきであ(り)・・・Xの担当業務は公用車の廃止によって消滅したというべきであるが、他方において、Xはあくまでも公用車の運転を担当する目的でYに雇用されたのであるから、XとYとの間で締結された雇用契約はXがYに提供すべき労務の種類(『職種』)を限定しているのであって、したがって、YにはXがYに提供すべき労務の種類を一方的に

変更する権限（配転命令権）はないというべきである（から）・・・Xの担当業務が消滅した以上、XとYとの間で締結された雇用契約を存続させるべき理由はないというべきであり・・・本件依命休職処分については・・・組織の維持、運営上の必要性を肯定することができる。」

「しかし、YがXに対して職種の変更を求める配転命令権を有していないとしても、YがXに対して職種の変更を申し込むことは自由であり、Xがその申込みに応じれば、XとYとの間で締結された雇用契約はなお存続するのであって、Yの従業員を依命休職員とするときの要件である『配置上止むを得ないと認められる』場合とは、依命休職員とされた者をYの組織内において配属すべき適当な配属先がないためYがその者との間で締結した雇用契約を一定期間の満了時に終了させることができると解すべきであることも併せ考えると、YがXに対して職種の変更を求める配転命令権を有していないからといって、そのことから直ちにXをYの組織内において配属すべき適当な配属先があるかどうかについて検討もしないで、XとYとの間で締結された雇用契約を一定期間の満了時に終了させることもやむを得ないことであるということはできない。」

「Xは・・・Yの運転士としての運転の業務以外の業務についてXに適性があるかどうかを判断することができるほどには運転の業務以外の業務に従事していたわけではないのであって・・・Yの運転士としての運転の業務以外の業務についてXに適性があるかどうかは不明であった（こと）・・・、Y・・・は・・・今後の厳しい財政事情にかんがみ、従来にも増して徹底した経費の洗い直しに取り組む・・・など、経費の徹底した節減合理化に努め（ていたこと）・・・から、運転士として採用したXをYの組織内において配属すべき適当な配属先があったとは考え難いというべき・・・であって・・・Xを他の部門に配転することが可能であったということはできない。」

「今後数年間の自然減を待つことによって余剰人員を吸収すべきであるというのは、余剰人員とされた者の担当する業務が消滅したからといって、そのことから直ちにその余剰人員とされた者との雇用契約を終了させるべきであるとはいえないことを前提としているところ、XとYとの間で締結された雇用契約はXがYに提供すべき労務の種類を公用車の運転に限定した契約であるから、Xの担当する業務が消滅した以上、XとYとの間で締結された雇用契約を存続させるべき理由はないというべきであって・・・Yは今後数年間の自然減を待つことによって公用車の廃止に伴い余剰人員となるXを吸収すべきであるということはでき（ず）・・・本件依命休職処分については余剰人員の削減の緊急の必要性はないとしても、Yは業種の拡大を図ることや今後数年間の自然減を待つことによって余剰人員となるXを吸収すべきであるということはできない。」

「以上によれば、本件・・・処分はその発令の時点において余剰人員の、削減の必要性という点については合理性を有するものと認められ、したがって、本件・・・処分はその発令の時点において解雇権の濫用として無効であるということはできない。」

12 角川文化振興財団事件・東京地決平成11・11・29 労判 780号 67頁

【事実の概要】

文芸の研究等の奨励等を目的とする財団法人Yに雇用されて、訴外A社が出版を企画した辞典の編集、制作を担当する目的でYに設けられた編さん室の編集者として勤務してきたXらが、A社との業務委託契約の打ち切りに伴う編さん室の閉鎖を理由として解雇された。

【決定要旨】一解雇有効

「Xらは姓氏大辞典などの出版企画の編さんに携わる目的で・・・Yに雇用又は再雇用されたというのであるから、YがA社から・・・出版企画の編集、制作の委託をすべて打ち切るという通告を受けた以上、Yが・・・Xらを雇用し続ける理由はないというべきであり、Yが・・・編さん室を閉鎖することにしたのは当然の措置というべきである。」

「一般に余剰人員を削減しこれを整理する目的でするいわゆる整理解雇をするに当たっては、使用者が希望退職の募集などの他の手段を探すことによって解雇を回避することができたにもかかわらず、直ちに解雇した場合、あるいは整理解雇を回避することが客観的に可能であるか否かは別として、整理解雇はいわば労働者側に出血を強いるものであることから、使用者としてもそれ相応の努力をするのが通例であるのに、何の努力もしないで突然整理解雇したりした場合などには、諸般の事情を考慮すると、使用者は整理解雇を回避するために十全の努力をしていないとして解雇権の行使が権利の濫用に当たるというべき場合があり得るものと解される。なぜなら、整理解雇は労働者側に解雇される帰責性がないにもかかわらず解雇によって失職するという不利益を被らせるものである以上、終身雇用を前提とする我が国の企業においては企業としてもそれ相応の努力をするのが通例であるのに、何の努力もしないで解雇することは、労働契約における信義則に反すると評価される場合があり得るからである。」

「本件解雇は姓氏大辞典などの出版企画の編さんに携わる目的で・・・Yに雇用又は再雇用されたXらについてされたものであり、本件解雇の理由がA社からの出版企画の編集、制作の委託の打切りであることからすれば、本件においてはXらの雇用主であるY社が本件解雇に当たり解雇回避努力を尽くしたかどうかを検討する前提が欠けているというべきであり）・・・Y社が解雇回避努力を尽くしていなかったとしても、そのことから直ちに本件解雇が権利の濫用として無効であるということはできない」

「整理解雇を行うに当たって企業が事前の説明、協議を尽くすことは望ましいと考えられるから、事前の説明や協議を尽くさなかつたことが、諸般の事情を考慮すると、解雇に至る手続が信義に反するかどうかという観点から、解雇権の濫用という評価を基礎づける事情に当たるといえる場合があり得るものと解される。」

「Y社が本件解雇に先立ち本件解雇をせざるを得ない理由などについてXらに説明しXら

との間で協議していない・・・が、本件解雇は姓氏大辞典などの出版企画の編さんに携わる目的で・・・Yに雇用又は再雇用されたXらについてされたものであり、本件解雇の理由がA社からの出版企画の編集、制作の委託の打切りである以上、Yが本件解雇に先立ち本件解雇をせざるを得ない理由などについてXらに説明しXらとの間で協議していないことが信義に反するということはできない。」

「以上によれば、本件解雇は整理解雇として解雇権の濫用に当たるということはできない。」

13 ナショナル・ウェストミンスター銀行(第三次仮処分)事件・東京地決平成 12・1・21 労判 782 号 23 頁

【事実の概要】

英国法を準拠法として設立された銀行などの金融業その他を営むY社の東京支店の従業員として採用され、以後輸出入に関わる銀行業務に従事し、平成7年以降トレード・ファイナンス・ユニット主任として主にグローバル・トレード・バンキング・サービス(GTBS)アジア・パシフィック部門の事務を担当していたXが、同部門の閉鎖を理由に退職を勧奨され、この申入れに応じないでいたところ、Y社に解雇された。

【決定要旨】－解雇有効

「リストラクチャリングを実施する過程においては・・・企業において余剰人員の削減が俎上に上ることは、経営が現に危機的状態に陥っているかどうかにかかわらず、リストラクチャリングの目的からすれば、必然ともいえる(が)・・・余剰人員を他の分野で活用することが企業経営上合理的であると考えられる限り極力雇用の維持を図るべきで、これを他の分野で有効に活用することができないなど、雇用契約を解消することについて合理的な理由があると認められる場合であっても、当該労働者の当面の生活維持及び再就職の便宜のために、相応の配慮を行うとともに、雇用契約を解消せざるを得なくなった事情について当該労働者の納得を得るための説明を行うなど、誠意をもった対応をすることが求められるものというべきである。」

「Xは、本件解雇が解雇権の濫用に当たるかどうかについては、いわゆる整理解雇の四要件を充足するかどうかを検討して判断すべきである旨主張するが、いわゆる整理解雇の四要件は、整理解雇の範疇に属すると考えられる解雇について解雇権の濫用に当たるかどうかを判断する際の考慮要素を類型化したものであって、各々の要件が存在しなければ法律効果が発生しないという意味での法律要件ではなく、解雇権濫用の判断は、本来事案ごとの個別具体的な事情を総合考慮して行うほかない・・・。」

「部門の閉鎖によりXの担当業務が消滅しXが従前就いていたアシスタント・マネージャーのポジションが消滅するが、それにもかかわらず、Xとの雇用契約を従前の賃金水準を維持したまま継続するためには、Y社としてはXをサポート部門における他の管理職のポジション・・・に配転することが必要であったが・・・これらのポジションに就いている者はいずれも、それぞれの担当業務で必要とされる専門知識・能力を有するものと評価された結果として当該ポジションに就いていることが明らかであるから、これらの者に代えてXを当該ポジションに就けることが合理的であるとする根拠はない。」

「Xは、過去14年間オペレーション部門での実務経験を有するのみで、それも伝統的な商業銀行業務であるトレード・ファイナンス関係の事務に特化したものである(こと)・・・を

考え・・・ると・・・Y 社が、GTBS 部門閉鎖当時、近い将来において新たな管理職のポジションを設ける予定を有していたとしても、それは、X が従前オペレーション部門で培ってきた実務経験、技能等とは異なる、新たな専門知識・能力を必要とするポジションであり、X が、そのような専門知識・能力を十分に有しているものとは認められないから、結局、X を配転させ得る管理職のポジションが生じる可能性はなかったものといわざるを得ない。」

「以上によれば、Y 社としては、X との雇用契約を従前の賃金水準を維持したまま他のポジションに配転させることができなかつたのであるから、X との雇用契約を継続することは、現実的には不可能であったということができ、したがって、X との雇用契約を解消することには、合理的な理由があるものと認められる。」

「以上のとおり、X との雇用契約を解消することには合理的な理由があり、Y 社は、X の当面の生活維持及び再就職の便宜のために相応の配慮を行い、かつ雇用契約を解消せざるを得ない理由についても X に繰り返し説明をするなど、誠意をもった対応をしていること、その他、先に認定した諸事情を併せ総合考慮すれば、未だ本件解雇をもって解雇権の濫用であるとはいえない。」

14 峰運輸事件・大阪地判平成12・1・21 労判780号37頁

【事実の概要】

運送業を目的とするY社に、運送業に用いるトラックの運転手として雇用され、スーパー・マーケットの商品配送センターから各スーパー・マーケット店舗への配達業務に従事してきたXが、就労態度および取引先A社からのクレームを理由として地上勤務に配置転換された後、財政状況のもとで地上勤務の業務量が少ないことを理由に、Y社に解雇された。

【判旨】一解雇無効

「XとY社の雇用契約は、Xの業務をトラック運転手として限定してされたものである。」

「Y社は、Xを配転する運転業務がないと主張・・・する（が）・・・A社にはXが行かなければその交替要員が必要であり、そうすれば他の運転手を異動させることが考慮されるはずであるところ・・・Xの配転先を真剣に検討したかどうかは疑問が残るところである。」

「Y社は・・・運送事業は長期の不況のもとで業績悪化の状況にあり、Y社においても・・・悪化した財政状況のもとで、本件配転命令後のXの業務が1日1時間程度の業務量でしかなく、運転業に従事させることはA社及び他の運転担当者との関係でできず、他に就労させるべき部所（ママ）がない・・・という・・・が・・・Xについて、他に就労させるべき部所（ママ）があるかどうかを真剣に検討したかどうか疑問が・・・あり・・・本件解雇に合理性があると認めることができない。」

15 広川書店事件・東京地決平成12・2・29 労判 784号 50頁

【事実の概要】

自然科学部門の学術書の出版を業とするY社に日給月給制の従業員として入社し、その後、正社員となって、入社以来、Y社の長野分室に勤務していたXが、発注量の減少及び技術革新により長野分室での業務がなくなったとして、長野分室の閉鎖に伴う退職勧奨を受け、その後解雇された。

【決定要旨】－解雇有効

「Xは・・・Y社に日給月給制の従業員として現地で雇用され・・・その後・・・Y社の正社員となった（が）、Xは・・・Y社に雇用された当時、・・・Y社の正社員となった当時のいずれも勤務地を限定するような雇用契約書が作成されたことはないが・・・Y社に入社以来本件解雇に至るまで長野分室に勤務してきた。」

「使用者の解雇権の行使も、それが客観的に合理的な理由を欠き社会通念上相当として是認することができない場合には権利の濫用として無効となるものと解するのが相当であり、就業規則によって解雇事由が限定されている場合、右の点を踏まえて当該解雇が就業規則上の解雇事由に該当するかどうかを検討することになる・・・ところ・・・本件解雇がこれに該当するかどうかについて検討しなければならず、より具体的には、長野分室閉鎖の必要性、配置転換の可能性、解雇手続の相当性等の諸事情について検討する必要がある。」

「XがY社と最初に雇用契約を締結した（とき）・・・、XがY社の正社員となった（とき）・・・のいずれの時期についても、XとY社との間で勤務地を限定するような雇用契約書は作成されていないことからすれば、XとY社との雇用契約が勤務地を限定するものであったとにわかに断じることには困難があるものの、Xが、長野分室の要請によって現地で採用され、長野分室の閉鎖まで勤務地に変更はなく、Xが・・・長野に自宅を購入していることからすると、少なくともXとY社との雇用契約締結当時・・・の双方の意思としては、長野分室が存続する限り、Xの勤務地は長野分室であることで合致していたものと推認することができる。」

「とはいって、長野分室の閉鎖がやむを得ないからといって、当然に本件解雇が有効であるということはでき（ず）・・・Xが本社への配置転換を希望していた本件においては、配置転換の可能性が肯定できれば、なお、Xは就業規則・・・にいう『冗員』には該当しないというべきであるし・・・『やむを得ない業務上の都合』があるとはいえないというべきだからである。」

「Xの経歴からみると、Xは、割付、下貼り作業などを行っていたところ・・・下貼り作業はほとんどなくなつており、校正作業などの経験は少なく十分にこなせないなど、編集業務の限られた作業の経験しかないのであるし、Y社は専門的な書籍の出版を行っていること

から編集部の従業員の大多数が大学の理学部、薬学部卒業者であるところ、Xは専門的な教育を受けたこともないこと・・・からすると、Xが本社で編集業務を行うのは容易ではないというべきであるし・・・営業にしても、Xはわずかに・・・他の業務と並行してこれを行ったことがあるという程度で、顕著な成果も挙げられなかつたことからすれば営業部への配置転換も困難というほかな（く）・・・このように、Y社の経営状況、業務量、Xの経歴を考慮すれば、Xの配置転換は著しく困難であったといわざるを得ない。」

「Y社の長野分室の閉鎖には、経営上の必要があり、Y社の経営状況からみてXの雇用継続は困難で、Y社における最近の業務量、Xの経歴からみて配置転換も困難であったというべきであるから、本件解雇は・・・有効であるというべきである。」

16 シンガポール・デベロップメント銀行（仮処分異議申立）事件・大阪地決平成 12・5・
22 労判 786 号 26 頁

【事実の概要】

X らは、シンガポール共和国に本店を置く Y 銀行の大坂支店にそれぞれ事務職員として雇用された者である。Y 銀行は業績不振に伴い大阪支店を閉鎖することとし、大阪支店従業員に対して希望退職者募集を行ったところ、X らがこれに応じなかつたため、Y 銀行は X らに対して解雇の意思表示を行った。

【決定要旨】－解雇有効

「本件解雇は、大阪支店閉鎖によって、余剰人員となった X らを人員整理のために解雇するというものであるから、いわゆる整理解雇に該当するところ、かかる整理解雇が有効と認められるためには、第 1 に、人員整理の必要性が存すること、第 2 に、人員整理の手段として解雇を選択することの必要性が存すること（使用者が、解雇回避のための努力をしたこと）、第 3 に、被解雇者の選定が合理的であること、第 4 に、解雇の手続が妥当であること（使用者が労働者や労働組合に対して、人員整理の必要性等について説明や協議を行ったこと）が必要であり、整理解雇が有効か否かはこれらの要件該当性の有無、程度を総合的に考慮して判断されるべきであると解する。」

「・・・認定事実によれば、在日支店の業績不振は明らかであり、とりわけ大阪支店では平成 11 年度は赤字にまで転落しているのであって、業績好転に繋がる材料もなく、両支店の規模や両支店を取り巻く企業環境等からして、X らが大阪支店閉鎖を決定したことを不当とすべき理由も見いだせない。他方、大阪支店閉鎖に伴い同支店の業務は東京支店が引き継いでいるのであるが、一般的にみても 2 店舗で行っていた営業を 1 店舗に集約すれば余剰人員が生じるのは避けられないところ、加えて、Y 銀行では、事務量の減少などから両支店ともここ数年は人員を削減させてきたのであるから、大阪支店閉鎖によって少なからぬ余剰人員が生じたことは十分首肯できるところであり、人員整理の必要性が存したことはこれを認めることができる。」

「・・・前記認定のとおり、大阪支店閉鎖以前から両支店とも人員を削減してきており、そのうえでなお、Y 銀行では東京支店が大阪支店の業務を引き継いでも十分に対応が可能と判断し、大阪支店閉鎖を決定したのであるが、その後、東京支店において、大阪支店から引き継いだ業務に対応するための増員をしたとの疎明もないから、大阪支店閉鎖時には、東京支店でも人員過剰であったと認められ、そのままでは X ら大阪支店の従業員を東京支店に配置転換する余地はなかったものと認められる。」

そうすると、問題は、Y 銀行が行った大阪支店の従業員のみを対象とする希望退職者募集が解雇回避措置として相当なものであったか、その前提として、Y 銀行には、東京支店でも

希望退職者を募集してXらの解雇を回避すべき努力義務があったというべきか否かである。」

「前記認定のとおり、大阪支店は関西以西の西日本地区の新規取引先開拓等の目的で開設されており、その営業活動の範囲や取引先は東京支店とは自ずと異なっていたと考えられるし、大阪支店の税引後利益は同支店に留保されているなど独立した採算がとられていること、従業員の採用方式も賃金等の待遇面でも両支店では異なり、大阪支店の従業員は近郊居住者から勤務地を大阪支店と明示して採用されていること(通常は、使用者側の配転命令に対し、労働者側からの勤務地限定の合意があったと主張される根拠となりうるものである)、支店開設時の例外的な1名の転勤を除いては両支店間での人事交流もなかつたことなどを総合すると、大阪支店は、東京支店とは独立して別個に運営されており、少なくとも一般の従業員に関しては配置転換も予定されてはいなかつたというべきである。

そうすると、両支店の一体関係を理由として、債務者が東京支店でも希望退職者募集の措置を取るべきであったと認めることはできない。」

「右のとおり、Y銀行には、東京支店で希望退職者を募集する義務までは認められず、他方、本件解雇時の人員状況からしてXらの東京支店への配置転換が困難であるとすると、大阪支店閉鎖に伴い同支店従業員の解雇は免れず、その場合の解雇回避措置としては希望退職の募集以外にない。」

Y銀行は、優遇条件・・・を付した希望退職者の募集を行っているが、その内容も最終的には通常の5割増の退職一時金、基本給及び職務手当の1年分の追加退職金を支給したうえ、未消化の年次有給休暇の買い上げや夏季賞与の比例割合分の支給を行うというもので、従業員の当面の生活困窮に対する一応の経済的配慮は払われているし、加えて、転職斡旋サービスをも行うというものであるから、これが解雇回避の措置として不相当ということはできない。」

「本件解雇は、Xらのみを別異に扱ったものではなく、大阪支店従業員全員一律に希望退職を募集し、これに応じなかつたXらを解雇したものであり、その旨の予告もされていたのであるから、人選に不合理と認めるべき点はない。」

「Y銀行は大阪支店閉鎖の発表後、組合とは前後7回の団体交渉を行い、その中で、空きがないため東京転勤は不可能であることを説明するとともに、交渉の結果、希望退職の募集条件を上乗せするなどそれなりの柔軟性を見せてきており、格別不誠実と目すべき対応は認められないから、本件解雇が手続的にも不当であったとは認められない。」

「以上を総合すると、本件解雇は、整理解雇としての有効要件を満たすものというべきであり、客観的にみて合理的な理由について一応の疎明があり、解雇権を濫用したものとは認められない。」

17 シンガポール・デベロップメント銀行（本訴）事件・大阪地判平成 12・6・23 労判 786
号 16 頁

【事実の概要】

X らは、シンガポール共和国に本店を置くY銀行の大坂支店にそれぞれ事務職員として雇用された者である。Y銀行は業績不振に伴い大阪支店を閉鎖することとし、大阪支店従業員に対して希望退職者募集を行ったところ、X らがこれに応じなかつたため、Y銀行はX らに対して解雇の意思表示を行った。

【判旨】－解雇有効

「本件解雇は、Y銀行の大坂支店閉鎖に伴うものであるところ、支店を閉鎖するかどうかという判断は企業主体たる使用者がその経営責任において行うところであるが、だからといって、その支店の従業員を直ちにすべて解雇できるということにはならない。営業の縮小などに伴う人員整理の必要から行われる解雇は、使用者の経営上の理由のみに基づいて行われるもので、その結果、労働者に、何の帰責事由もないのに、重大な生活上の影響を及ぼすものであるから、解雇の必要がなくされることは許されないし、その必要がある場合でも、これに先立ち解雇回避の努力をすべき義務がある。人員整理の必要から行われる、いわゆる整理解雇が有効であるためには、第1に、人員整理が必要であること、第2に、解雇回避の努力がされたこと、第3に、被解雇者の選定が合理的であること、第4に、解雇の手続が妥当であることの四要件が要求されており、当裁判所もいわゆる整理解雇については、右四要件該当の有無、程度を総合的に判断してその効力を判断すべきものと思量する。」

「・・・以上によれば、Y銀行において、大阪支店の閉鎖により、その従業員の人数分が余剰人員となったということができるから、人員整理の必要性が生じたことはこれを認めることができる。」

「支店を閉鎖したからといってその支店の従業員を直ちにすべて解雇できるものでないことは前述のとおりである。Y銀行においては、その従業員を各支店において独自に雇用し、雇用した従業員については、就業場所が雇用した支店に限定されていると認められるものの、支店で雇用したといっても雇用契約はY銀行と交わされたものであるし、就業場所の限定は、労働者にとって同意なく転勤させられないという利益を与えるものではあるが、使用者に転勤させない利益を与えるものではないから、右事実があるからといって、人員整理の対象者が閉鎖される支店の従業員に自動的に決まるものではない。」

閉鎖される支店の従業員にとって解雇回避の可能性があるかどうかは、閉鎖がやむを得ない以上、当該支店以外における勤務の可能性があるかどうかということであるから、Y銀行大阪支店閉鎖に伴う人員整理においては、大阪支店以外の部署への転勤の可能性が検討されることになるが、出向等は問題とならず、海外への転勤の実現可能性がない本件では、結局

のところ、解雇回避が可能かどうかは、東京支店への転勤が可能かどうかということに尽きる。」

「・・・Y銀行が東京支店において希望退職の募集をしなかったことは不当とはいえない
ので、東京支店に欠員がない以上、Xらを東京支店へ転勤させるには、東京支店の従業員を
解雇するよりほかない。しかし、Xらを東京支店で勤務させるには、転勤に伴う費用負担が
生じるばかりでなく、東京支店でその業務に習熟した従業員を辞めさせたうえで、業務内容
によっては習熟していないXらを担当させることになるのであって合理性がない。」

「これらを総合考慮すれば、被告が解雇回避力を欠いたということはできないし、転勤が
できないのであれば、大阪支店の従業員が解雇の対象となることはやむを得ないところであ
る。」

「・・・以上によれば、東京転勤については、団体交渉において、Y銀行がこれを拒否す
る理由の説明としては、終始、東京支店においてXらを配置するポジションがないというも
のであったが、交渉の経緯をみても、Y銀行の対応に妥当でない点があったとまでは認めら
れない。」

「以上を総合すれば、本件解雇は、整理解雇の要件を充たすものということができ、解雇
権を濫用したとまで認めることができない。」

18 ワキタ（本訴）事件・大阪地判平成12・12・1 労判 808号 77頁

【事実の概要】

建設機械・船用機械・工作機械及びその他産業機械の製作・修理・賃貸・販売・リース並びに輸出入等を目的とし、全国に80余の支店ないし営業所を擁しているY社に、英文タイピストとして雇用され、貿易部（その後、国際営業部に改称）に配属され、以来同一職務に従事してきたXが、Y社の減益傾向の中で事業の転換・再構築を図るにあたり、専門的に文書作成を担当する従業員を置く必要性は必ずしもなくなり、また、他の部署においても英文タイピストの必要はなく、英文タイピストたるXは余剰人員化したとし、就業規則所定の「会社の業務の都合により、雇用の必要がなくなったとき」に該当するとして、解雇された。

【判旨】一解雇無効

「Y社の主張する解雇の事由は、余剰人員となったことを理由とするものであって、余剰人員となったというだけで解雇が可能なわけではなく、これが解雇権の行使として、社会通念に沿う合理的なものであるかどうかの判断を要し、その判断のためには、人員整理の必要性、人選の合理性、解雇回避努力の履践、説明義務の履践などは考慮要素として重要なものというべきである。」

「Xは、英文タイピストとして雇用された者で、英文の書簡や見積書などの海外取引用書類を英文タイプライターを用いて作成する業務を行ってきたが、ここ10年来は・・・これらの書類を初心者でも容易に作成することが可能となり、英文タイプの必要がなくなり、専門的な技能を必要としなくなっている・・・Xは、パソコンの導入後は、これによって海外取引用書類の作成を行ってきたが、その内容は、定型的補助事務といつてよい。そして、昨今の営業不振やEメールの普及などのため、書類作成事務は減少し、専門的に文書作成を担当する従業員を置く必要性は必ずしもなくなり、また、他の部署においても英文タイピストの必要はなく、英文タイピストたるXは余剰人員化した。」

「本件解雇は、Y社の主張するように、経営不振を理由として行われたものではなく、いわゆるリストラの一貫として、被告の減益傾向の中で事業の転換・再構築を図るため、余剰人員化したXを解雇したものであるところ・・・Xが、英文タイピストとして雇用されたのに、その専門性を失い、業務量の減少の中で、余剰人員化していたことも認めることができる。」

「しかしながら・・・余剰人員化したというだけで解雇できるものではない。Xは、パートタイム労働者であるが、その勤務時間は、正社員より1時間30分短いだけであり、期間の定めのない雇用契約を締結した労働者であり、かつ、本件解雇時までに既に15年以上を勤務していた者であって、雇用継続に対する期待度は高く、雇用関係の継続に対する期待、信頼について正社員に比べて格段に異なるものがあるとはいはず・・・そして、Xが国際事業部

においては余剰人員化し、他部署において、英文タイピストの必要性がなかったことは認められるものの、Xは、相当以前から、一般補助事務要員としての業務を行っていたものであって、一般補助事務要員としてであれば他部署に配置することも可能であったということはでき・・・また、解雇回避のためには、Xをフルタイム労働者に職種変更することも考えられてよく、配転の可能性がなかったとはいえない。」

「しかるに、Y社は、Xに対し、配置転換の提示をしていないし、退職勧奨も行っていないのであって、Y社が営業不振の中にあって、いわゆるリストラを実施中であることを考慮しても、解雇回避の努力を尽くしたとはいい難いものである。」

「以上によれば、Xの解雇は、社会通念に反するものといわなければならず、本件解雇は、・・・就業規則・・・に規定する解雇事由に該当しないものであり、少なくとも解雇権の濫用として無効なものである。」

19 ミニット・ジャパン事件・岡山地倉敷支決平成13・5・22 労経速1781号3頁

【事実の概要】

靴の修理・合鍵の作成等の業務を目的とする外資系企業の日本法人であるY社に雇用され、就労していたXが、経営状況の長期低落傾向に伴う不採算店からの撤退等の一環で、平成11年11月頃から、業務委託への転換ないし早期退職を提案され、これらを拒否したところ、平成12年7月に、配置すべき店舗が存在しないとして、解雇された。

【決定要旨】－解雇有効

「平成10年、XはY社から大阪事務所への異動内示をうけたが、これを拒否し、スーパーバイザーからオペレーターに降格されても良いので岡山地区で働きたいと申し出た（ところ）・・・Y社は・・・オペレーターに降格されても構わないというXの申し出に配慮し、Xの希望を容れる方向で再検討することとし、当時岡山地区にはXの就労店舗がなかったため、（岡山市内の）A店で就労していたオペレーターの申立外Bを福山に異動させ、その後に、XをA店で、平成10年6月から、オペレーターとして就労させることとした。」

「Xは、本件解雇は、整理解雇に必要な・・・4要件（人員整理の必要性、人選の合理性、解雇回避努力及び解雇手続の相当性）を充足しておらず、整理解雇権の濫用であって無効であると主張する・・・が・・・（上記）4要件は、いわゆる整理解雇が権利濫用に該当するかの判断をなすに当たっての要素を類型化した判断基準に過ぎず、厳密な意味での『要件』としたものではないと解するのが相当である（る）。」

「認定によれば・・・Y社には経営上人員整理の必要性があるものと認めるのが相當である。」

「Y社は、Xは倉敷に一戸建ての自宅を構え農業を兼業していること、子女が受験を控えていること、転勤先として考えられたのが御殿場のセントラルリペアセンターのみであったことに加え、平成一〇年にはX自身が、オペレーターへの降格を受け入れてまで大阪への異動を拒否していることから、Xが大阪よりはるかに遠方の御殿場への転勤に応じることはあり得ないと判断した。」

「Y社はXに対し解雇回避のための業務委託、早期退職の提案をしたが、Xはいずれも拒否したこと、合理化の結果岡山・倉敷地区ではXの就労すべき店舗が無くなうこと、転勤の可否についても検討したが、岡山・倉敷の隣接地区及びその他の地区とも人員は希望退職の募集及び業務委託化により激減していて、Xの異動を受入れる余地がないこと、Y社が敢えて御殿場のセントラルリペアセンターへの転勤を命じなかつたことには相応の合理性があることなど・・・を認めることができ、これによれば、Y社はXに対し解雇回避のための種々の提案をなし、Y社は解雇回避の努力を尽くしたものと認めるのが相当である・・・る。」

「認定によれば・・・Xを解雇対象者としたことに、不合理な点があるとは認めがたい。」

「認定によれば・・・Y社の本件解雇手続は相当であ・・・る・・・。」
「これによれば、本件解雇は解雇権の濫用には該当せず、有効であると認めるのが相当である。」

20 厚木プラスチック関東工場事件・前橋地判平成14・3・1 労判 838号 59頁

【事実の概要】

合成樹脂製品の製造、加工及び販売等を業とするY社に、労働時間は午前中の3時間45分のみのパートタイマー（「半日パート」）として雇用され、Y社の関東工場で工場作業員として稼働していたXが、生産ラインの製品検査の機械化による剩員を理由とする退職勧奨を拒否したところ、解雇された。

【判旨】一解雇有効

「Xを含む半日パート従業員は、Y社において臨時従業員の一種であると位置づけられており、正社員ではない準社員、アルバイト及びフルタイムパートと比べても、その待遇や採用の経緯に照らし、臨時職としての性質の強い職種であったといえる。」

「本件解雇については整理解雇の法理の適用ないし準用があるものの・・・正社員や準社員等との取扱いの差異等から、半日パートの職種自体の廃止の必要性など整理解雇の個々の要件を検討するにあたっては、正社員や準社員等を整理解雇する場合とは自ずから差異が認められるべきものといえる。」

「Xは・・・勤務地を関東工場に限定し、1日3時間45分勤務の半日パート従業員としてY社に雇用され、勤務時間は・・・（その後）1日4時間に変更された。」

「Y社においては、半日パートにつき・・・その職種としての廃止が検討されてきたものであるが、半日パート従業員の配置の困難性、2人1組で行う作業について準社員が半日パート従業員と組を作ることを嫌がる傾向にあること及び機械化の状況などに照らすと、Y社が半日パート従業員を職種として廃止する方針を取ったことには合理性が認められ、いいかえれば、半日パート従業員について人員削減の必要性があったということができる」

「Y社は、半日パートの職種としての廃止をするにあたり、準社員への転換可能な者については準社員への転換を図るとともに、できる限り任意の退職を勧奨してきたところであるが・・・本件解雇を整理解雇に準じた性質のものであるとする以上は、Xについては解雇以外の方法を取る余地がなかったか検討を要するところである。」

「この点・・・Xは、関東工場に限定してY社に雇用され、前橋市に居住していたことから、関東工場以外の部署である東京本社、旧東京工場、九州事業部のいずれかに配置転換することは、Xの都合や交通費、住宅費といったコストの面に照らし、事実上不可能というべきである。また、関東工場の他種類の従業員、すなわちアルバイトないし準社員への転換についても・・・アルバイトについては、重量のある物を運搬する業務が含まれているか、専ら夜勤であるため、女性であるXをアルバイトに配置転換することは不可能であり、準社員については、機械化の影響で準社員自体にも剩員があることや、Xの仕事振りからすると、やはり準社員への配置転換はできないものといわざるを得（ず）・・・正社員についても、採

用の方法や従事する業務の内容等の点で、準社員、アルバイト、半日パート従業員との違いが大き過ぎて、Xを正社員としなかったことが不適切であるとはいえない・・・以上、Y社がXを解雇したことは真にやむを得なかつたというべきである。」

「本件解雇に当たり・・・解雇の人選に誤りを生じる余地はない。」

「Y社は・・・できる限り誠意をもってXに対したものといえる。」

「以上のとおりであって、本件解雇の無効をいうXの請求部分は理由がない。」

21 鐘淵化学工業（東北営業所）事件・仙台地決平成14・8・26 労判837号51頁

【事実の概要】

合成樹脂・化成品・樹脂加工製品・食品等の製造及び販売を業とし、大阪と東京に本社を置き、国内外にグループ事業会社を有するY社の東北営業所に準社員として採用され、その後「地域職」の正社員として東北営業所の経理・庶務のほか、子会社であるA社の経理・総務の仕事もこなしていたXが、東北営業所の閉鎖に伴い、担当する仕事が無くなるとともに、通勤可能範囲内にある関係会社での働く場の確保もできないことから、事業場閉鎖に伴う整理解雇を行うとして、就業規則所定の「やむを得ない事業上の都合によるとき」に基づき、解雇された。

【決定要旨】－解雇無効

「整理解雇の有効性を判断する上では、いわゆる整理解雇の4要件として、〔1〕人員削減の必要性、〔2〕解雇回避努力義務の履行の程度、〔3〕人選の合理性、〔4〕解雇手続の相当性の観点から総合的に検討した上で、整理解雇がやむをえないものかどうかを判断する必要があるというべきである。」

「本件ではY社の東北地区における人員削減の必要性が認められるといわなければならぬ。」

「Y社は、Xらに本件解雇を通告する前に・・・関連会社各社・・・に対し、転籍出向の可否を打診しているが、関連会社各社からいずれも断られ・・・また、Y社はXらに対し・・・関西圏の関連会社への転籍出向の提案をしているが、Xらはこれを拒否していることが認められる（ところ）・・・Xらが東北地区での勤務継続を希望していて関連会社各社への転籍出向を承諾する可能性もあったのに対し、Y社は・・・関連会社各社のうちのB社及びC社に対しXらの転籍出向の可否のみを打診しただけで、D社及びE社に対しては何らの打診もしていないこと、関連会社各社がY社の打診を断った主たる理由は関連会社各社において労務費を削減する努力を重ねている中で関連会社各社の賃金体系と比較して高額な賃金体系にあるXらを雇用することはできないというものであったのであるから、Y社としては関連会社各社の賃金体系に基づいてXらを雇用することができないか否かについても打診する余地があったはずである・・・にもかかわらず、Y社がかかる点に関して関連会社各社に対し何らかの打診を行つ（てい）ないことを総合すると、Y社は、解雇の回避を真摯に模索した上でXらの解雇もやむをえないという方針決定に至ったとは認めがたい・・・。」

「Y社がXらをA社に転籍出向させることができないとしている理由は・・・A社の従業員を営業職のみとするため、Xらの従事していた業務に関連する仕事はA社においても存在せず、また、営業職の増員を考えていないこと、専門性が必須となる営業職に職種転換するには相当な時間がかかると考えていることであると認められ・・・Y社がXらを住宅資材部

営業グループ販売チーム（東北）で受け入れられない理由については、Y社は、営業担当者は、自ら地区別に設立させた工務店組織（SC会）のとりまとめ役となって・・・地区売上目標の設定やその達成の方策・指導をするとともに・・・営業マン等に対して・・・知識等を教育し・・・技術指導を行う等の業務があるため、営業担当者としての能力・適性に加えて、部材や工法に関する幅広い専門知識と技術、現場作業にも対処できる能力、営業方針の決定、取引条件の決定、行動関連費その他の支出を決定できる管理職としての権限・職責等を有していることが必要であると考えているためであると認められる（が）・・・、例えば医師のように特殊技能・資格等を要求される職種とは異なり、A社の営業職について何らかの特殊技能・資格等が不可欠とすべきほどの事情・・・はなく、かえって、Xらについては営業事務という業務を担当する中でA社の販売商品について十分な知識と理解を有していたものと考えられることからすれば、Xらが営業職に転換することがおよそ困難と考えることはできず、少なくともXらについて営業職としての適性があるかどうかを見極めるために営業職として試用することを検討すべきであったというべきである。そして、住宅資材部営業グループ販売チーム（東北）についても・・・住宅資材部の業務を行うにあたり、全ての者が管理職としての業務を行うことまで必須とされるとは考えがたいのであ（り）・・・Y社において労務費の削減が必要であるとしても、少なくとも直ちに整理解雇に踏み切るよりは・・・Xらを転籍出向させることの可否につき検討する余地はあったというべきであ・・・って・・・解雇回避に向けた努力が不足しているというべきである。」

「社員就業規則・・・によれば、『総合職』とは経営方針および部門方針を理解した上で環境変化を積極的に受容し、組織目的に沿って自律的に高い成果を追求することを任務とする職群をいい、『地域職』とは一定範囲の職務に習熟し、主に定常的な業務において、実務力の向上をはかりながら組織に安定的に貢献することを任務とする職群をいうとされる。そして、地域職の勤務地は、転居を伴わない範囲の事業場に限定される。」

「本件では、Y社が経営合理化の必要性から東北営業所を閉鎖して管理部門を移管することにより勤務地が転居を伴わない範囲の事業場に限定されているXらについて雇用の場が失われる結果になるところ、Xらが『総合職』に転向すれば配置転換により他の地域において雇用の場が確保されるのであるから、Y社がXらに『地域職』から『総合職』への転向を打診したことは解雇という手段を回避するための一応の提案をしたといえるのに対し・・・Xらが・・・東北での継続勤務、職場確保を要求して『地域職』から『総合職』への転向を拒否したことで、『地域職』から『総合職』への転向という雇用維持の方法が採用できなくなつたものである。しかしながら、そもそも家族を抱えていて勤務のために転居まですることが考えにくいXらが上記提案に応じる可能性が乏しいことは明白であったというべきであるから、関連会社等への転籍出向等というXらにとって受け入れ可能な現実的方策を真摯に模索したとは認めがたいY社が上記提案をしたからといって、それをもって解雇回避努力を行つたことを基礎づける重要な事情と考えることはできない。」

「Y社がXらに解雇の方針を説明するにあたって・・・想定問答集が作成されており・・・Y社が当初からXらを解雇する方針の下に事を進めていたことを示しているといわざるをえないし、Y社からXへの提案内容を見ても、当初は・・・Xらが退職することを前提としたものであって、何らかの雇用維持に向けた提案がなされたわけではなく、ようやく、本件解雇予告通知書を手渡す約2週間前・・・以降に関西圏にある関連会社への転籍出向を具体的条件を明示せずに提案したにすぎないことをも含めて考えると、Y社はXらの解雇回避について明らかに消極的な姿勢に終始していたといわざるをえない。」

「以上によれば、Y社は、Xらの関連会社各社、A社及びY社住宅資材部営業グループ販売チーム（東北）への出向ないし配置転換による雇用場所の確保につき、真摯にして十分な努力ないし検討をしないまま本件解雇をなしたと認めざるをえず、解雇回避努力義務を尽くしたとは評価できないというべきである。」

「Xらが解雇の対象となった・・・こと・・・自体については・・・人選の合理性を欠いているとはいえない。」

「Y社・・・としては、Xらを整理解雇するにあたり一応の手順を踏んで手続を進めたということができる（が）・・・Y社がXらの解雇回避につき終始消極的姿勢で手続を進めていたことをも併せて考えると、上記のような手順を踏んだことをもって解雇権の濫用を否定する重要な要素とすることはできない。」

「以上検討したところによれば、Y社については、整理解雇に関する4要件のうち解雇回避努力の点において、Xらの雇用維持に向けた真摯な配慮が窺われず、むしろ消極的姿勢に終始していたものであり、解雇回避努力義務が履行されたとは到底評価できないものである。もとより、上記4要件は1つの要件が欠ければ直ちに解雇権が濫用となるものではないとしても、Y社は・・・企業組織全体としてみた場合にはXらの雇用を維持する余力を十分過ぎるほど残している企業なのであり、これに対しXがその職を失うことにより受ける経済的な不利益が非常に大きいことを考慮すると、解雇回避については最大限の努力を払うことを要するというべきであるのに、解雇回避の方策を真摯に模索しようとはしなかったというべきであるから、本件では、他の3要件が一応備わっていること・・・を考慮したとしても、Y社の解雇回避努力義務の懈怠は重大な違法性を帯びるといわざるをえない。したがって、Y社のXに対する解雇の意思表示は解雇権の濫用として無効というべきである。」

22 東洋印刷事件・東京地判平成14・9・30 労経速1819号25頁

【事実の概要】

印刷加工一般等を業とするY社との間で期間の定めのない雇用契約を締結し、電算室に勤務しているXらが、不採算部門として電算室を閉鎖するために解雇された。

【判旨】－解雇無効

「本件解雇が、Y社の有する解雇権の濫用に該当するか否かは、人員整理の必要性が存したか、被告に解雇回避努力を尽くしたか、被解雇者の選定が合理的になされたか、解雇手続が妥当であったかという要素を総合的に判断するのが相当である。」

「本件解雇当時のY社は、長期的構造的な業績不振から、対策を講じる必要はあるものの、短期的には資金面での余力があり、経費削減の必要性はあるにしても、さほどには切迫していなかったものと評価することができる・・・。」

「旧態依然たるY社の電算部門が、不採算部門であって、対策を立てる必要があることは明らかであ・・・り・・・人員整理の必要性がないと・・・まで断することは困難である。」

「電算室閉鎖後、Xらの配転先として考えられるのは、営業部門であ・・・り・・・本件解雇前後に採用された営業担当職員は、新規に顧客獲得のために、厳しい執務環境で仕事をしていること、Xらは、X1を除けば、いずれも活版や電算写植等の業務経験しかなく、外回りの業務の経験がないこと、X1にしても、営業に約4年間在籍したとはいえ、補助事務をしていたに過ぎず、新規の顧客開拓の業務経験はないことから、Y社において、Xらを営業部門に配転することについて躊躇したことは、理解できないではない。しかし・・・Y社は業績不振であるとはいながら・・・余力のある企業なのであり、人員削減の必要性はあるにしても、さほどには差し迫っていなかったこと、Y社は、新規の顧客開拓のために経験を不問とする募集を行ったこと・・・Xらの誰が特に営業職には不適格であるとは言っていないこと、一般的に印刷業務の経験がある者が、営業を行うことは可能であること・・・を考慮すると、本件解雇に至る経緯の中で、Xらを営業職に配転することが全く検討されず、提案していないことは、人員削減の必要性の切実さの程度とも相まって総合的に判断すると、解雇回避努力を履践したと評価することは困難である。」

「以上によれば、本件解雇は権利濫用に該当するから、その余の点を判断するまでもなく、Xらに対する本件解雇はいずれも無効であるという結論になる。」

23 東洋水産川崎工場事件・横浜地川崎支決平成14・12・27 労判 847号 58頁

【事実の概要】

農畜水産物の購入等を目的とするY社は、東京都港区に本社を置き、全国に多数の営業所ないし支店を有し、また、埼玉、川崎、相模、焼津の4つの工場と東品川冷蔵庫等7つの冷蔵庫を有している。Xさんは、川崎工場において採用され、同工場で生麵の製造等の業務に従事する日給月給制の従業員であったところ、Y社は川崎工場の閉鎖を決定したため、Xさんに対し、解雇する旨の意思表示をした。

【決定要旨】－解雇有効

「本件においても、解雇権の行使が濫用に当たるか否かが問題となるが、この判断においては、川崎工場閉鎖の必要性、解雇回避努力の履践、労働者への説明義務の履践等の諸般の事情を総合考慮して判断するのが相当である。」

「・・・前記認定事実によれば、・・・川崎工場の閉鎖を決定した債務者の経営判断が合理性を欠く不当なものであったということはできない。

「・・・日給月給者は、川崎工場において独自に採用され、また、就業規則上、月給者とは異なり、出向等を命ずることがある旨の規定が存在しないこと、過去において日給月給者の転勤、出向はほとんど実施されていないこと等から考えると、労働契約上、就業場所は川崎工場に限定されていたものと考えられる。しかし、このことは、日給月給者が、その同意なく川崎工場以外の場所で就業させられないというにとどまり、同工場が閉鎖される場合にY社が日給月給者に対して行うべき雇用確保の努力の限度を軽減させる理由となるものではないと解すべきである。そして、Xさんは、Y社と期間の定めのない雇用契約を締結し、これまで長年にわたり川崎工場で就労してきたものであり、雇用継続に対する期待は、月給者と異なるものではなく、また、Y社の経営状態が悪化していたという事情もないことからすれば、Y社は、川崎工場の閉鎖にあたり、Xさんに対し、できる限りの雇用確保の努力をすべきであるというべきである。

これを本件についてみると、・・・Y社は、川崎工場の閉鎖に伴う従業員の雇用確保の方策を月給者と日給月給者とに分けて検討し、月給者については、全国のY社の支店、工場等へ転勤させ、あるいは関係会社等へ出向させることとしたのに対し、日給月給者については、出向を検討、提案せず、相模工場へ同意の上転勤させることを主たるものとし、個人面接において転居を要する転勤等を希望した者については個別に対応することとしたのみであり、転居を要する転勤を拒絶していたXさんに対しては、相模工場以外の職場への転勤、関係会社への出向等を提案することなく、その結果、日給月給者86名中48名が任意退職をし、Xさん4名は解雇されたものであり、このような事実からすれば、Y社が解雇回避の努力を十分に尽くしていないのではないかと考えられないでもない。

しかしながら、・・・X らが現住所から相模工場へ通勤するためには片道 2 時間余りを要することからすれば、通勤にかなりの困難を強いるものであったことは否定できないものの、相模工場は Y 社の工場の中では最も川崎工場に近く、業務内容や雇用条件も従来どおりとすることが可能な職場であった。これに対し、X らの通勤の負担が少ないと考えられる職場としては、Y 社の本社、品川区、大田区所在の冷蔵庫、川崎近郊の関係会社が考えられるが、Y 社の本社や冷蔵庫において受入れ可能な業務は、研究開発業務とパソコンの入力作業をする事務職のみであったことは前記認定のとおりであり、長年にわたり生麺等の製造業務のみに従事してきた債権者らの経験、能力等に照らすと、債務者が、債権者らに対し、このような業務を前提とする本社、冷蔵庫への転勤を提案することは著しく困難であったといわざるを得ない。また、川崎近郊の関係会社において受入れ可能であったのは、A 社と B 社のみであり、この 2 社においては X らが従事可能な業務を担当する従業員をパートタイマーとしてしか雇用していなかったことは前記認定のとおりであるから、Y 社が、X らに対し、パートタイマーとしての就職以外を提案することも著しく困難であったといわざるをえない。さらに、前記のとおり、月給者の多くが遠方へ出向していること等からすれば、仮に本件解雇に先立ち出向を検討したとしても、川崎近郊の関係会社内に X らの受入先はなかったであろうことが強く推認される。以上のことからすれば、Y 社が、X らに対し、相模工場以外への転勤、関係会社への出向、転籍を提案する現実的な可能性はなかったものというべきであるから、上記のような Y 社の対応が、解雇回避の努力を欠き、不当とまでいうことはできない。」

「さらに、解雇に至る手続について検討するに、・・・Y 社の対応が不当なものであったとまでは認めることができない。

「以上のこと加え、Y 社は、X らに対し、相模工場への転勤のために要する転居費用を会社が負担することを提案するほか、退職する場合には会社都合の退職金に基本給の 2 か月分を加算した割増退職金を支払うこと、会社の費用負担での再就職支援会社の利用を提案していることなどの諸事情をも併せ考慮すれば、本件解雇は、解雇権を濫用したものであるとは認めることができず、・・・有効であるというべきである。」

24 大誠電機工業事件・大阪高判平成15・1・28 労判 869号 68頁

【事実の概要】

車両及び各種電気機械器具の製造、修理、販売等を主たる業務としているY社に雇用され、Y社が訴外A社から請け負っていた、A社における電車車両の誘導業務等に従事してきたXらが、A社からの請負契約の更新拒絶により余剰人員となったとして、人員整理のために解雇された。

【判旨】一解雇有効

「本件解雇は、A社からの本件請負契約の更新拒絶により余剰人員となったXらを人員整理のために解雇するというものであり、いわゆる整理解雇に該当するものであるところ・・・整理解雇が有効とされるための要件を検討すると、第一に、人員整理の必要もなくなされた解雇が不当であることはいうまでもないし、第二に、人員整理の必要が認められる場合でも、解雇によって労働者が被る影響を考えると使用者には解雇に先立ちこれを回避するための方策を講じるべき努力義務があるというべきであり、第三に、その人選が合理的なものでなければならず、第四に、労使間の信義という点からして、使用者には、当該解雇が恣意的なものでないことを労働者ないし労働組合に納得させるべく説明や協議を行うべきことも要請されるというべきである。そして、整理解雇が、客観的に合理的な理由を有するものであるか否かは、これらの要件に即し、かつ、最終的にはこれらの要件該当性の有無、程度を総合して判断されるべきである。」

「右認定事実によれば・・・Y社に人員整理の必要があったことを認めることができる。」

「以上によれば、Y社としては、本件解雇を回避するためになすべきことはほとんど行つてきているというべきであり、その努力を尽くしたものということができる。」

「本件解雇は、本件業務がY社からなくなったことに伴って、それに従事していたXらを全員一律に解雇するというものであったから、その人選がY社の恣意に基づいてなされたものということはできない（し）・・・本件解雇後にY社が本社に残した従業員は、いずれも有資格者や熟練工であるからY社の業務遂行には不可欠な人材であり、主として誘導業務に関わってきていたXらとの比較では代替性に乏しい・・・ので・・・人選の合理性も認められる。」

「以上によれば、本件解雇が手続的にも不当であったとは認められない。」

「以上を総合すると、本件解雇は、整理解雇としての有効要件を満たすものというべきであり、客観的にみて合理的な理由があると認められる。」

25 東北住電装事件・長野地上田支決平成15・11・18 労経速1857号27頁

【事実の概要】

A社の100%子会社であり、親会社であるA社からの発注を受けて自動車用部品であるワイヤーハーネスの製造を行ってきたが、のちに同じくA社の100%子会社であったY社に吸収合併され、その結果、Y社信州工場と称されるようになったZ社に、期間の定めのない雇用契約により雇用され、上記の通りZ社がY社に吸収合併されたことにより、Z社の全ての業務を承継したY社との間で、期間の定めのない雇用契約を締結したXらが、信州工場の閉鎖に伴って、Y社の岩手県所在の工場への転勤に応じないことを理由として、解雇された。

【決定要旨】－解雇無効

「整理解雇が許容されるためには、〔1〕整理解雇を行わなければ企業経営が危殆に瀕するような差し迫った事情が存在すること、〔2〕解雇回避努力が行われたこと、〔3〕事前に充分な労使協議が行われたこと、〔4〕解雇対象者の選定が合理的な基準のもとに行われたこと、以上の要件がいずれも満たされた必要があると解するのが相当である。」

「Z社はすぐに経営が危殆に瀕するというほどではなかったが、今後も赤字が拡大するおそれがあり、Z社を取り巻く事業環境を考えると、Y社と合併し、信州工場を閉鎖せざるを得なくなつたことはやむを得ないものと言わなければならない。」

「Y社は、信州工場を閉鎖した後の余剰人員については、東北で雇用の場を確保しており、全員が東北へ異動したとしても充分に対応できる体制を整えていること、東北へ転勤する場合の諸条件も転勤者に厚く設定しており、雇用確保の面でも充分に配慮していること、やむを得ず退職する従業員には、通常の退職金に相当の上積み補償を行うと共に転職支援会社(Y社の費用負担)による再就職援助制度を行っていることなどから、解雇回避努力も尽くしていると主張する・・・が・・・Xらは、いずれも信州工場しか有していなかつたZ社の従業員であったものであり、およそ信州工場以外の勤務地で働くことを予定しておらず(なお、Z社の就業規則には・・・転勤について規定しているが、転勤の取扱いについては、別に定めると規定されているものの・・・別の定めはない)、それを前提に生活設計を立てているXらにとって、東北の雇用場所での勤務は不可能を強いるものであること、退職する従業員に対して、通常の退職金に相当の上積み補償を行うとしても、あくまで一時的なものであり、雇用によって得られる賃金の総額には到底及ばないものであること、転職支援会社による再就職援助制度は従業員が退職した後に行われる事が前提であり、この制度を利用したとしても再就職ができるかどうか不確実であること、しかもY社がこの制度を考えるようになったのは、本件仮処分の申立てが行われた・・・以降のことであり、Xらに対して制度の内容を理解してもらうには至つてないこと・・・以上の事実・・・からすれば、Y社が解雇回避努力を尽くしたとは認めるることはできない。」

「Y社は、Xらが所属している組合との第1回目の交渉の中で、岩手県にも行かない、退職もしないという従業員の存在を指摘されながら、岩手県への転職か、退職かの選択肢しかなく、それに応じない者は整理解雇する旨表明し続け、第8回目の交渉・・・を契機に再就職援助制度を設けたが、制度を設けたのが遅すぎ、Xらに理解されるには至らず、約1か月半後には、Xらに解雇通知を発しているものであって、事前に充分な労使協議が行われたと認めることもできない。」

「以上によれば、本件解雇は、整理解雇の要件を充足しておらず、解雇権の濫用として無効と解するのが相当である。」

26 パソナ（ヨドバシカメラ）事件・大阪地判平成16・6・9 労判 878号 20頁

【事実の概要】

労働者派遣事業等を業とするY1社による、大阪駅前に開店する（Y2社の）大型商業施設のオープニングスタッフ400名を募集する旨の求人広告をみて応募し、Y1社の面接を受けたのち、「[準内定]と決定」した旨の通知を受け、Y1社およびY2社の研修を受けたXが、その後、Y1社からY2社店舗での仕事がなくなった旨を通知された。

【判旨】一 内定取消有効

「Y1社は、本件就労拒絶を留保解約権の行使によるものである旨主張するところ、留保解約権に基づく採用内定の取消しは、当該事由を理由として採用内定を取り消すことが解約権留保の趣旨・目的に照らして客観的に合理的と認められ、社会通念上相当として是認することができる場合に許されるというべきである。」

「Xは、留保解約権の行使はXの適格性を理由とするものに限られる旨主張する・・・が、解約権留保の趣旨・目的がそれに限られるか否かは、具体的な事情を総合考慮して判断しなければならない。」

「本件についてこれをみると、Y1社との労働契約においては、Xの就業場所が本件店舗に、職種が商品販売業務に限定されていたところ（XとY1社との間で争いがない。）、Y1社との労働契約の成立後、Y2社は、Y1社に対し、Y1社の従業員が本件店舗において販売員として就労することを拒絶したのであるから、Xが、Y1社との労働契約に基づき、本件店舗で販売員として就労することは社会通念上不能となっている・・・し・・・就業場所・職種を限定する前記特約が存在する以上、Y1社が、Xに対し、他の就業場所や他の職種での就労を命じることもできない。」

「Y1社がこのように客観的に労働者を就労させることができない労働契約を存続させる意思を有していたとは到底考えられないから、Y1社との労働契約においては、このような事態に陥った場合のためにも、Y1社に解約権が留保されていたものと推認するのが合理的である。」

「認定事実によると・・・Xの採用が内定したと考えられる本件研修の後、本件業務委託契約が不成立となることが確定し、限定されていた就業場所・職種での原告の就労が不能となった以上、留保解約権に基づき、Xの採用内定を取消したことは、解約権留保の趣旨・目的に照らして社会通念上相当として是認することができるから、Y1社による解約権の行使は適法かつ有効であるといわなければならない。」

27 東光パッケージ事件・大阪地決平成 17・5・12 労経速 1948 号 25 頁

【事実の概要】

各種印刷、デザイン製作等を目的とする Y 社に、正社員たるデザイナーとして採用され、デザイナーとして職種を限定して採用された専門職の従業員として、Y 社デザイン室で勤務していた X らが、経営上の必要によりデザイン業務を廃止することに伴う退職勧奨および配置転換による雇用継続に応じないことを理由として、解雇された。

【決定要旨】－解雇無効

「X らはいずれもデザイナーとして職種を限定して採用された専門職の従業員として、解雇されるまで Y 社デザイン室で勤務していた（争いなし）。」

「使用者の解雇権の行使は、それが客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当としては認することができない場合には、権利の濫用として無効であると解するのが相当である。」

「経営上の必要性について・・・Y 社において直ちに従業員の人員を削減をする必要があったともいい難い。」

「X らはデザイナーという職種を限定して期間の定めがなく採用されているため、Y 社においてデザイン室を廃止する、すなわち、デザイナーという職種を廃止することが直ちに X らの解雇につながる以上、Y 社において、デザイン室を廃止するのがやむをえない状況になったとしても、それを理由に X らを解雇するにあたっては、Y 社において、X らの解雇を回避する努力を尽くしたと評価できる場合でなければならないというべきである。」

「Y 社は・・・デザイン室廃止を回避するために十分なデザイン室の収益向上に努力したとはい難い・・・し、デザイン室の採算性向上のため・・・目標を設定するなど、具体的な改善・指導を行ったとも認めるに足りないのであるから、Y 社が解雇回避努力を尽くしたとはい難い。」

「Y 社においては、経営上、デザイン室を直ちに廃止して、デザインを外注化すべき緊急性はなかったというべきであるから、X らの解雇を避けるためにも、デザイン室廃止を決定する前に、X らに対して十分に事情を説明した上で、同人らと十分協議をすべきであった・・・し・・・デザイン室の廃止が即 X らの解雇につながるおそれがあったのであるから、Y 社としては、X らに対し、デザイン室の廃止を回避する方策をとる機会を与えるべきであったが・・・それに対する十分な機会を与えたと評価することはできない。」

「以上に述べた事情を総合考慮すれば、本件解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当としては認することはできず、無効である。」

28 大隈事件・東京地判平成 23・2・7 労経速 2106 号 19 頁

【事実の概要】

不動産の賃貸及び管理業、損害保険の代理店業、飲食店の経営並びに仕出し及び出張料理サービス業等を業とする株式会社であり、コンビニエンスストアを経営していた Y 社との間で雇用契約を締結し、アルバイト店員として就労していた X が、店舗の運営フランチャイズ契約の終了を理由として、解雇された。

【判旨】一解雇有効

「Y 社は・・・企業の合理的運営上、やむなく本件店舗の経営から撤退せざるを得ないと決断したことは明らかであり、本件店舗の経営状況に照らすと、そのような経営判断には合理性が認められるというべきである。」

「今回の整理解雇は、本件店舗の閉鎖に伴うものであり、人選基準としては、本件店舗に勤務するアルバイト店員全員を対象とするもの、すなわち雇用形態による基準を設けたものであって、アルバイト店員間には差異がなく、特段の問題はないものと認められる。」

「X は・・・本件契約には就業場所の限定が付されていなかった旨を主張・・・している。しかし、Y 社が経営するコンビニエンスストアの各店舗において、アルバイト店員の採用権限は店長にあること、労働条件通知書には、就業場所が具体的な店舗を示す形で特定されている一方で異動があり得る旨の記載はなく、(フランチャイザー) A 社の雇用契約書のひな形の体裁もそのようになっていること・・・に照らすと、本件契約には、就業場所の限定が付されていたと認められるのである(他に、『コンビニエンスストアにおける店のレジ、接客、販売管理業務』という職務内容の限定も付されていたこと・・・が認められる。)、就業場所や職務内容に限定がなく、異動のある正社員とは、採用形態や待遇、予定する職務内容が異なっていたことは明らかというべきである。」

「X は、(a) 本件店舗以外のコンビニエンスストアに X を異動させることや、(b) Y 社代表者やその親族が代表を務める会社に X を転籍させることも可能であったことを主張している。しかし、(a) については、現実に X の希望を勘案し(た)・・・提案がなされている以上、実質的な解雇回避措置としての検討・提示はなされているということができ・・・(b) については、コンビニエンスストアのアルバイト店員として採用され、月に数回、主として深夜業務に従事し、Y 社が夕方勤務を提示したことさえ、場合によっては健康まで害する可能性があるとして強く異を唱えていた X が、給食業務やホテル業務を主とする会社において稼働する適性を有しているとは限らず、むしろ、現実的な選択肢とは思われないのであって、Y 社がこれを X に提示しなかったからといって、解雇回避措置として不十分であるとの批判は当たらないというべきであ・・・り・・・Y 社が行った・・・解雇回避措置は、X に対する関係で、相当なものであったということができる。」

「本件解雇に至る手続については・・・特段、その手続が妥当性を欠くものであると認めることはできない。」

「以上によれば、本件解雇は、客観的に合理的な理由があり、社会通念上相当であると認められるから、解雇権の濫用には当たらず、有効である。」

29 全国農業協同組合連合会事件・宇都宮地決平成23・3・30 労経速2108号3頁

【事実の概要】

会員又は会員の組合員の農業の経営及び技術の向上に関する指導等の事業を行う法人であるYとの間で、期間の定めのない労働契約を締結し、栃木県本部が行っていた家庭薬配置事業の配置員として、家庭薬配置業務に従事していた者であるXらが、栃木県本部の家庭薬配置事業がYの子会社であるA社に移管されたことに伴う転籍ないし希望退職に応じなかつたところ、「やむを得ない会社の都合」を理由として、解雇された。

【決定要旨】－解雇有効

「配置員は、栃木県本部の機構の中で、生活部・生活グループ・配置薬センターに配属されていたが、業務内容は正職員と異なり、栃木県本部の就業規則ではなく栃木県本部家庭薬配置嘱託規則が適用され、事業場外労働のみなし労働時間制がとられ、賃金体系も正職員と異なり、栃木県本部家庭薬配置嘱託給与細則が適用され、業績給、勤続給、歩合給等が支給されており、これまで栃木県本部の他の職種に配置転換されたことはなかった。」

「本件解雇・・・は・・・整理解雇として行われたものといえるから、本件解雇が、人員削減の必要性や債務者が執った解雇回避の措置等の観点からして客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であるといえず解雇権の濫用に当たるかどうかについて検討する。」

「Y グループ・・・の・・・栃木県本部においては・・・家庭薬配置事業を他の会社に移管することには合理性があったということができ・・・家庭薬配置業務に従事する配置員の業務内容及び労働条件は正職員と異なるものであったことかんがみると、事業の移管に伴いその事業に関わる配置員を人員削減の対象とする必要性もあったということができる。」

「配置員にとって、整理解雇は職業生活に多大な影響を及ぼすものであるから、整理解雇が有効であるためには解雇回避の努力と公正な手続が必要であるところ、補償措置の内容及び補償措置が執られるに至った経過を踏まえると・・・Y の執った解雇回避の措置が整理解雇の効力に影響を及ぼす程度に不十分なものであったとまでいふことはできず、Y が転籍以外に在籍出向、配置転換その他の措置を実施しなかつたことが・・・上記判断を左右するものではない。」

「以上によれば、本件解雇が、人員削減の必要性やY が執った解雇回避の措置等の観点から客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当でないとまでいふことはできず、解雇権の濫用に当たるということはできない。」

30 フェイス事件・東京地判平成23・8・17 労経速2123号27頁

【事実の概要】

ヘッドハンティング会社から接触を受け、デジタル・コンテンツの開発及び配信等を目的とするY社に転職し、Y社の中国現地法人であるA社の総經理（社長）として派遣（在籍出向）していたXが、Y社の中国市場からの撤退（A社の株式の売却）に伴い、解雇された。

【判旨】一解雇有効

「XとY社の間で取り交わされた雇用契約書には、Xの勤務地、職種を特定する規程はなく・・・また、Y社がXに対して交付した採用通知書にも、Xの職種を特定する規程はない・・・が・・・採用通知書には、Xを2ヶ月後に中国に赴任させること、給与は中国赴任前が年俸1100万円、中国赴任後が年俸1200万円と業績に対する奨励金を与えることとされている。なお、2ヶ月を超えてY社の事情によりXの中国への赴任がなされない場合には、年俸を1200万円とするとされており、Xの配属部署はY社のグループ戦略室、勤務地は東京オフィスとされている（こと）・・・を合わせてみると、Xを中国の現地法人の社長とすることが明確に記載されているわけではないが、その勤務条件からして、Y社がXを在籍出向の形で中国に派遣することを当初から予定していたことは明らかである。」

「Xは、中国、日本の両国の事情に通じていること・・・アメリカの経営学修士を取得して・・・いることを採用にあたってアピールしていたこと・・・Y社の稟議書によれば、Y社がXを採用した目的は、Y社の中国事業拡大に向け、中国の現地法人であるA社への派遣を視野に入れた人材として、Xを採用しようとしたこと、Xの学歴等からXが保持する同窓ネットワークに期待していたこと・・・Xに保証された年俸・・・は、Y社における報酬のランクとしては・・・執行役員クラス・・・の中でも高額の報酬であり、当時のY社の賃金規程の中でも・・・もっとも高いものであること・・・（といった）Xの採用経緯、中国への派遣を前提とした雇用契約の内容、Xに約束された高額の報酬・・・採用後の勤務状況からすれば、Xは中国の現地法人の社長という職種を特定されて雇われたということができ、Xもそのことを認識していたといえる。」

「Xは、中国の現地法人の社長の職務がなくなったら解雇されるという話は聞いておらず、職種の特定はされていなかったと主張している・・・が・・・Xが主張するような停止条件付き解雇の合意がなかったからといって、Xの職種が特定されていなかったといえるものではな・・・い。」

「Xは、職種を特定されて採用されているが、その際、特定された職種が消滅した場合、解雇するという合意（停止条件付き解雇の合意）まではされていない・・・が・・・採用の際に、将来の解雇を前提として停止条件付き解雇の合意をすることは現実的とはいえず、かかる停止条件付き解雇の合意がなかったことをもって、特定された職種の消滅に伴いおよそ

解雇ができないものではない。」

「Xについて特定された職種の内容は、中国現地法人の社長という高い地位で、かつ専門的な能力、特殊な経験を必要とする職種であること、約束された報酬も・・・Y社の執行役員クラスの中でも最高額の報酬であり、社会一般的にみても高額の報酬である（ことからすれば）・・・本件においては、Xの職種が特定されていること、しかもその職種が高度の専門的能力や経験を要し、高額の報酬が予定されているものである以上、その当該職種自体が消滅した場合、通常の従業員の解雇の場合とは異なり、比較的容易に解雇が認められるものと解すべきである。」

「確かに・・・Xの職種が消滅した理由、つまりY社が中国から撤退した理由は・・・Y社が経営判断として行ったものであり・・・また、本件解雇に先立って、Y社がXに対して具体的に配置転換の提案をしたような事実も認められない・・・ことからすると、本件解雇については、Y社において若干その配慮を欠いたところがあるといわざるを得ない。」

「しかしながら、Xは、その人脈や専門的な能力を買われ、中国の現地法人の社長という職種を特定された上で、高額の報酬で雇われている以上、特定された職種が消滅すれば基本的には解雇されてもやむを得ない立場にある。また、Y社が期待したXの能力等は上記のようなものであるから、これをY社の従業員として活用をすることは困難といわざるを得ない。」

「Xは、かかる能力等を買われて高額の報酬で雇われている以上、かかる能力等を発揮することができなければ、それに見合った報酬を受け取る理由もなくなるものと思われるが、Xは、Y社の人事部担当者から、年俸が減額される可能性があることを告げられた際、これに応じられないと回答している以上、Y社においてXを配置転換する現実的な可能性はなかったものといえる。」

「加えて・・・Y社は、本件解雇に先立って・・・手続的にも経済的にも配慮をしていることが認められる。」

「以上からすると、本件解雇は、高額の報酬と高い地位に職種が特定されて雇われたXについて、当該職種が消滅したことを理由として行われたものであること、Xに対して配置転換の提案を行うことは現実的には困難であったこと、その他、Xに対して手続的にも経済的にも一定の配慮がなされていることからすれば、本件解雇には合理的な理由があり、社会通念上相当なものといえ、本件解雇は有効である。」

31 トムス事件・札幌地判平成24・2・20 労経速2139号21頁

【事実の概要】

無地衣料及び無地の衣料にオリジナルのデザインをプリントする加工衣料の製造、企画及び販売を業とし、東京都内に本社を置くほか、国内では、札幌、仙台、埼玉、名古屋、大阪、広島及び沖縄に支店をするY社との間で、雇用期間の定めなく、就業場所を札幌市中央区内の札幌支店とし、業務内容を営業事務職とする雇用契約を締結し、札幌支店で勤務していたXが、支店業務の統廃合に伴い同支店の営業事務職がなくなるとして東京勤務を命じられたが、勤務地限定採用社員であることから、命令を受けることができない旨回答したところ、事業の縮小によって就労の必要がなくなったこと等を理由として、解雇された。

【判旨】一解雇有効

「Y社における営業事務職は、Y社の商材である無地衣料及び加工衣料を顧客に販売する営業職の社員のサポートをすべく、営業所内で顧客管理及び金銭管理等の事務処理を担当する一般職採用の社員であり、Xは、Y社札幌支店において、営業事務職として、無地業務と称する無地衣料に関わる業務、加工業務と称する加工衣料に関する業務及び庶務に携わってきた（争いがない）。」

「『勤務地限定採用社員』というのは、XがY社に雇用された後の改訂後の就業規則に初めて記載された、異動を予定しない社員であり、XがY社と交わした雇用契約書には、Xが勤務地限定採用社員である旨の記載はなかったが、これについては、同年9月30日の面談の際、C営業本部長がXから、『私って地域限定採用の社員ですよね』と尋ねられて、『そうです、そうです』と答えたことがあった。」

「Y社の営業本部を管掌するD取締役は・・・Xと面談し、会社の経営判断として同支店の営業事務職をなくすことにしたので、Xには、東京本社に来てもらうか、退職してもらうしかない旨を述べ、また・・・XがY社と交わした雇用契約書にXが勤務地限定採用社員であるとの記載がなく、実態としてもY社に勤務地限定採用社員はない旨・・・を述べた。」

「札幌支店の営業事務職を廃するというY社の方策が、およそ経営判断としての合理性を欠くものということはできない。」

「しかるに・・・Xは、C営業本部長及びD取締役から、東京本社に転勤するという提案を受け、さらにその旨の配転命令（辞令）を受けたのに、これを承諾しなかったのであるから、本件解雇については、Y社の就業規則56条1項所定の解雇事由（会社は、天災事変その他のやむを得ない事情によって事業の全部または一部の廃止・縮小、休止などが不可避となり、就労の必要がなくなったときは、社員を解雇することがある）があるといわざるを得ない。」

「Xは、本件解雇について、人選の合理性が認められないと主張するが・・・Y社札幌支

店で営業事務職を執り行っていたのはXのみであり、その営業事務職を廃することにしたのであるから、およそ人選の余地はなかったといわざるを得ない。」

「Xは、手続が妥当性を欠いていたと主張するところ・・・Xが勤務地限定採用社員であることを肯定したC営業本部長の言辞はいささか適切でないといえるものの、これについてはその後D取締役が相応の説明をしている上、そもそも、Xが異動を予定しない社員であるということと事業の縮小・休止等によりXを解雇するということとは、直接には関係しないことであって、前者に関する説明が適切でないとしても、後者の手續が妥当性を欠くということにはならないというべきである。」

「以上によれば、本件解雇については・・・就業規則56条1項所定の解雇事由が認められ、その内容に照らして、解雇それ自体はやむを得ないものとみるのが相当である。」

32 クレディ・スイス事件・東京地判平成24・4・20 労働判例ジャーナル4号12頁

【事実の概要】

世界的な金融機関 A グループの 100%子会社として設立された日本法人であり、有価証券の売買、市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引等を業とする Y 社の前身である Z 社にヘッドハントされて同社に勤務するようになり、同社が Y 社に営業譲渡を行ったため、Y 社との間に労働契約関係を有するに至り、債券 GMAG（債券グローバル・モデリング・アナリスト・グループ）において、クォンツ（金融工学の専門家）として勤務していた X が、退職勧奨を受け、これを拒否したところ、解雇された。

【判旨】一解雇無効

「Y 社においては・・・戦略的な意味での人員削減の必要性を肯定することはできるものの、解雇権濫用の有無の要素としての人員削減の必要性の程度については、これを高度のものとみることはできない。」

「Y 社は、X の担当業務の必要性がなくなったと主張し、たしかに A グループ・・・の・・・新規モデル開発のプロジェクト等をマネジメントするポジションの必要性も低下してきたと認められる。しかし、かかる事情は、同ポジションにある者の配転、降格の必要性を基礎付けるものではあるとしても、直ちに人員削減の必要性を基礎付けるものとは言い難い。」

「本件における人員削減の必要性を高度のものとみることはできないから、本件においてはそれに応じた十分な解雇回避努力等が求められる。」

「A グループの香港オフィスにおいては・・・株式 GMAG のポジションに空きがあったから、Y 社において、これを X に提示することも考えられたところ、Y 社は、その判断により、X に適合しないものとして紹介しなかった（ところ）・・・Y 社は、紹介しなかった理由として、クォンツの部門間の異動がほとんどないと主張するが、Y 社株式部門と債券部門をまたぐ人員異動は、数少ないものの、過去に数例程度はあるし、X の後に債券 GMAG のクォンツとなった P4、ディレクター以上の従業員である P8 及び P9 も、債券部門及び株式部門の双方の GMAG クォンツとしての経験を有する上、A グループは、GMAG の従業員に対して、異なる商品分野を交替で担当することを積極的に奨励していたのであるから、・・・株式 GMAG のポジションも少なくとも X に対し提示することは十分考えられたものというべきである。」

「Y 社は・・・X に対して、そのディレクター職よりも下位の職を案内することも考えられたところ、これを行っていない。すなわち、Y 社は、本件解雇直後、債券 GMAG のプログラマー（ミドル以下の職位である。）を募集したが、このポストを X に提示していない。」

「以上・・・に照らせば、Y 社は、本件においては、X に対して、十分な解雇回避努力を果たしたとはいえないというべきである。」

「以上・・・を総合すると・・・本件においてアジアの債券 GMAG において 2 名を減員す

る場合には、その対象者として X を人選することに、一応の合理性があるものと認めることができる。」

「以上を総合すると、Y 社は、X に対し、解雇の意思表示をするに当たり、相当の手続を経たものと認められる。」

「以上によれば、本件解雇については、本件解雇当時において、人員削減の必要性を高度のものとみることができず、Y 社の解雇回避努力も十分なものではなかった以上、一応人選の合理性があり、相当の手続を経たことを考慮しても、本件解雇は客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないから、その権限を濫用したものとして、無効である（労働契約法 16 条）。」

33 学校法人村上学園事件・大阪地判平成24・11・9 労働判例ジャーナル12号8頁

【事実の概要】

学校法人Yが運営するB大学短期大学部健康福祉学科の教授としてYとの間で雇用契約を締結し、教授として勤務していたXが、生活福祉専攻廃止に伴い、解雇された。

【判旨】－解雇有効

「YからXに対して出された辞令には、『Y教育職員に採用する。B大学短期大学部健康福祉学科勤務を命ずる。教授に補する。』と記載されている。」

「雇用契約締結前にXからYに対して提出された履歴書には、Xが・・・C大学大学院の修士課程社会学研究科社会福祉学専攻の単位を取得していること、Yに雇用される以前は、福祉専門学校において社会福祉論や老人福祉論を担当していたとの記載がある。」

「生活福祉専攻は、介護福祉士を養成する施設として厚生労働省から指定を受けており、・・・同指定を受けるためには、『社会福祉論』、『老人福祉論』、『社会福祉援助技術論』など一定の指定された科目を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ・・・一定の・・・専任教員を配置しなければならないこととされている。」

「Xは生活福祉専攻の教授であったK教授の後任として採用された。」

「Yにおいては、学部・学科毎に教員の採用が行われ、各学部・学科間で人事異動が行われることはない。」

「本件解雇は・・・Yの判断で本校の学部を再編し、生活福祉専攻を廃止し、これに伴つてXを解雇したものであるから、本件解雇が解雇権濫用に当たるか否かの判断においては、[1] 人員削減の必要性、[2] 使用者が解雇を回避するために必要な措置を尽くしたか否か、[3] 被解雇者選定が妥当であったか否か、及び[4] 手続が妥当であったか否か等の諸事情を総合勘案して判断するのが相当である。」

「Yが生活福祉専攻を廃止したことは、経営者として合理性を欠く判断であるとは認められない・・・し・・・学部廃止によって、当該学部に配置されていた教授、准教授及び講師等の教員は必然的に余剰人員となるから、人員整理の必要性は認められるというべきである。」

「Yは・・・退職する生活福祉専攻教授の後任としてXを採用したこと、生活福祉専攻は、介護士養成施設であり、その教員には特定の科目を教授する能力が要求されること、公募の内容、辞令の内容及びYに提出されたXの経歴内容からすれば、Yは、介護士養成施設である生活福祉専攻において『社会福祉論』などの特定の科目を教授する教員として能力があることを前提としてXを採用し、Xもこのことを十分認識していたと認められるから、XとYとの間の雇用契約は、介護福祉士養成施設である生活福祉専攻の教授という職種限定の合意が成立していたものと認めるのが相当である。」

「上記・・・の職種限定の合意に加え、大学教授は、講義科目の担当能力について、それ

に見合う一定の専門性が要求され、教員が担当できる科目は自ずと限定されるところ、X が他学部である幼稚教育学科や社会福祉学科健康栄養専攻において、教授として教授する能力があるとは認められないから、Y には、X を他学部に配置転換等の措置を講じる義務もないというべきである。」

「X は、Y に職種変更や配置転換等の措置を講じる義務があることを前提として・・・実際に A 大学や B 大学短期大学部において開講されている科目のうち、『児童福祉』・・・など、X に担当可能・・・講座が存在する旨主張する・・・が・・・幼稚教育学科及び健康福祉学科健康栄養専攻は、介護福祉士を養成する施設として位置づけられている生活福祉専攻とは学部・学科の性質として明らかに異なるものであり、その学部の教授として要求される能力にも大きな差があると認められ・・・仮にこれらの学部・学科の一講座として X が担当可能な科目が存在するとしても、Y は X を一つの学科・専攻の教授として採用したのであり、それ以外の職種で採用したものではないから、これらの科目について X が担当可能かどうかについて Y が検討する義務はないというべきである。」

「以上によれば、Y がすべき解雇回避のための措置を尽くさなかつたとは認められない。」

「XY 間の雇用契約には、生活福祉専攻教授という職種限定の合意があり、大学教授の専門性や生活福祉専攻と他学部・学科との専門性の相違からすれば、生活福祉専攻廃止に伴って、他学部の教授ではなく、当該廃止された学部（学科）の教授である X を解雇の対象として選定したことには合理性が認められる。」

「本件解雇に至るまでに Y がとった手続が不当であったとはいえない。」

「以上・・・を総合考慮すれば、本件解雇は、客観的に合理的な理由があり、社会通念上も相当と認められるから、有効である。」

34 VICTORSPORTS 事件・大阪地判平成 25・3・8 労働判例ジャーナル 16 号 6 頁

【事実の概要】

バドミントン用品の輸入・販売業を営む Y 社に雇用され、A 営業所の営業所長の地位にあった X が、A 営業所の閉鎖に伴い、解雇された。

【判旨】－解雇無効

「X は、A 営業所を設立した後は A 営業所長に就任することが予定されていたが、会社設立時の X の肩書は管理部支店長であり、大阪本社に勤務していた。」

「整理解雇が労働契約法 16 条の『客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合』に当たり、無効となるか否かを判断するに当たっては、〔1〕人員削減の必要性、〔2〕解雇回避努力を尽くしたか否か、〔3〕被解雇者選定の妥当性、〔4〕手続の妥当性等を総合考慮して判断するのが相当であ……る。」

「Y 社としては……A 営業所を閉鎖するということも、経営判断としてあり得るところである。よって、人員削減の必要性があったことは認められる……が……人員削減を行うことがやむを得ないといえるほどの高度の必要性があったとまでは認めることはできない。」

「Y 社は、本件解雇を行うに先立ち、解雇を回避するための方策を全く講じていないが、X の雇用に関しては勤務地限定の合意はなく、A 営業所が設立されるまでは大阪本社で勤務していたこと、A 営業所長に就任することを前提に雇用されているが、他の従業員とともに営業活動を行っていたことからすると、営業担当の社員として大阪本社に配転することの検討の余地がないとはいえない……ことからすると……解雇を回避するための努力を十分に尽くしたということはできない。」

「人員整理を行うに当たり……X の雇用には勤務地限定の合意はなく、(A 営業所に所属していた) C 及び D についても大阪本社への配転が可能であったとの事情に照らすと、A 営業所に勤務していた者だけでなく、Y 社の従業員全体を対象として人選を検討すべきであり、人選の基準が合理的であったとはいえない。」

「Y 社が、X を解雇するに先立ち……一定の手続を踏ましたことは認められる。」

「以上によれば、本件解雇は、人員削減の必要性及び手続の妥当性は認められるが、解雇回避のための努力を尽くしておらず、被解雇者の選定の妥当性についても合理性が認められないこと、人員削減の必要性も高度の必要性があったとまでは認められないことからすると……客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないから、解雇権を濫用するものとして無効であると解するのが相当である。」

35 PwC フィナンシャル・アドバイザー・サービス事件・東京地判平成 15・9・25 労判 863
号 19 頁

【事実の概要】

ヨーポレイト・ファイナンス及び投資銀行サービスに関するコンサルティング、事業再興・再構築に関するコンサルティングなどを業とする会社であり、米国に本社を置くプライスウォーターハウスクーパース（「PwC」）の子会社として、PwC のグループ会社であった旧 A 法人と旧 B 法人の M&A 部門を承継する形で設立された Y 社に、マネージャー（等級 3）として採用され、IB 部門に属して、プロジェクトマネージャーとして、投資先の開拓や調査等のコンサルティングサービス等に従事していた X が、IB 部門についてリストラの必要があること、X は Y 社で必要とされていないことを理由として、自主的に退職する場合 3 か月分の賃金相当額の割増退職金を給付する条件で雇用契約の合意解約を提案され、これに応じなかったところ、解雇された。

【判旨】－解雇無効

「Y 社が、広範な業務を取り扱う IB 部門を閉鎖し、4 部門に特化した M&AA 部門を開設して、業績の向上を図ろうとしたことには、経営上の合理性が認められ、IB 部門に所属していた者について、人員整理の必要性が認められると解するのが相当である。」

「ただし・・・Y 社全体の経営が逼迫していたとは認め難いことからすると、Y 社に対しては、信義則上、高度の解雇回避努力義務が求められ、Y 社解雇者選定の妥当性等についても、十分に吟味する必要があるというべきである。」

「Y 社は、IB 部門閉鎖後、X について、他の部署への配置転換を検討したが、マネージャーとしての能力、知識、経験、素養、積極性等に欠けており、他部門へ配置転換し、プロジェクトを担当させる余地はなかったと主張する。」

「X は・・・人材紹介会社の紹介により・・・Y 社の・・・採用面接を受けた。」

「X は、C 社で証券の営業を 1 年、D 社で経営企画を 3 年経験していたにすぎず、コンサルティング業務に必要な実務経験が十分とはいえないが、MBA 資格を取得する見込みであり、既に米国公認会計士の資格を有していた。Y 社は、M&A 部門を増強する方針であったのにもかかわらず日本国内で適切な人材を集めることができないでいたことから・・・X の雇用を確保すべく・・・X をマネージャーとして採用することとし、X に対し、一般的なマネージャーの平均年収 1000 万円を上回る 1100 万円という年収額を提示した。」

「以上によれば、X は、[1] Y 社から採用されるに当たって、一部の者からマネージャーとしての能力があるとの評価は受けていなかったこと、[2] 入社直後の評価で、マネージャーとしての能力に疑義があるとされていたこと、[3] 本件解雇直前に行われた 1 つのプロジェクト H に関する評価で、マネージャーとしての能力に欠けると評価されたこと・・・が認

められる（が）・・・[1] Y社に採用された時点で、Xに金融・財務に関する実務経験がほとんどなかったことは明らかで、それにもかかわらず、Y社がXをマネージャーとして、年収1100万円で雇用したのは、MBA資格保有者を確保したいというY社の事情であること、[2] Xが入社直後に低い評価を受けたのは、経験不足によるものであり、Y社はXに実務経験がほとんどないことを前提に採用している以上、経験不足を理由とした入社直後における低評価を重視することは不相当であること・・・を総合すると、XのIB部門における勤務実績において、Xがマネージャーとしての能力に欠けていたと客観的に認めることはできないというべきである。」

「IB部門所属の社員のほとんどが、BRS部門、V&S部門、M&AA部門に配置転換となっており、IB部門でノンバンクの案件を担当していた2名、ノンバンクの部門がないM&AA部門に配置転換となっていること・・・M&AA部門が閉鎖された現時点においても、Y社は、V&S部門、BRS部門で、手法は異なるもののM&Aの案件を取り扱っており、M&Aの市場は、我が国においても広がっているとして、Y社としても同分野での業務展開を志向していることからすると、IB部門におけるマネージャーとしての能力が欠如しているとは認められないXについて、IB部門と職務の互換性がある他部門へ配置転換することが不可能であったとすることもできない。」

「Y社は、Xに対し、退職勧奨及び割増退職金の提案をしたことをもって、解雇回避努力義務が尽くされた旨主張するが、かかる提案は、雇用契約を終了させる点において、解雇と異なるところはなく、他の解雇回避措置を取ることが困難な場合において、初めて、整理解雇を正当化する要素となる余地があるというべきである。しかし・・・Y社において、他の解雇回避措置をとることが困難であると認めることはできないから、これらの事実をもって、解雇回避努力義務が尽くされたということはできない。」

「以上検討したところによれば・・・Y社が解雇回避努力義務を尽くしたということは困難というほかない。」

「Xについて、マネージャーとしての能力が著しく劣っていたとすることは困難であり、Xを整理解雇の対象としたことについて、合理性は認められない。」

「以上検討したところによれば、本件解雇については、人員整理の必要性は認められるものの、解雇回避努力義務及び被解雇者選定の合理性のいずれの点においても、十分な努力及び合理性があるとは認められないというべきである。したがって、本件解雇は、解雇手続の相当性について判断するまでもなく、就業規則・・・に該当する事由があるとするることはできず、解雇権を濫用したものとして、無効である。」

「Xがマネージャーとしての能力をおよそ発揮できなかつたといえないことは、前記・・・のとおりであり、客観的に見て、就業規則15条b)（就業態度若しくは能率が著しく不適当であると認められた場合）、d)（その他前各号に準ずるやむを得ない事情があるとき）のいずれにも該当しないというべきである。したがって、この点においても、本件解雇は、客観的

で合理的な理由を欠き、解雇権の濫用として、無効である。」

「Y社は、外資系コンサルタント会社の人事システムの特殊性を主張し・・・Y社においては、大学の新卒社員は採用せず、若くとも30歳前後の実務経験者を中心に採用しており、その者の能力に応じて年収額が定められていること、Y社を始めとしたコンサルティング業界においては、キャリアアップのため、一般的の社員はもちろん、役員クラスであっても、転職を繰り返すのが通常であることが認められ・・・Xの年収も社会的に見て相当高額であることは明らかである。また、XとY社の雇用契約書には、『当社は日本においては比較的新しい分野において事業を開始したばかりである。この分野とは、世界の資本の流れ、様々な日本の資産の取引、世界経済の状況によって、成功が左右される分野である。従って、社員の雇用の確保はこれらの要因によるものである』との記載がある。」

「しかし、このようなコンサルティング業界に身を置く者であるとしても、賃金により生計を立てている以上、キャリアアップに適した転職の機会が訪れるまでの間、会社に在職することについて合理的期待を抱いているというべきであり、その者を解雇するに当たって、客観的で合理的な理由が必要であることは、他の業界の場合と異ならないというべきである。そして、前記のようなY社の雇用形態及びXの年収額を考慮したとしても・・・本件解雇に客観的で合理的理由があるということができない・・・。」

第二節 能力不足解雇事案

36 帝国興信所事件・神戸地判昭和 55・3・27 労判 349 号 37 頁

【事実の概要】

X は、企業及び個人の信用等の調査を主な事業とする Y 社に雇用され、昭和 49 年 1 月までは神戸支店の総務部文書係に所属し、内勤社員としての業務に従事していたが、同月 19 日以降は同支店の調査第 2 部に配転され、調査員としての業務に従事していたところ、Y 社は昭和 51 年 10 月 31 日付で、X が就業規則 22 条 2 号に規定する解雇事由である「業務能率が著しく劣っているとき」に該当することを理由として、X に対し解雇する旨の意思表示を行った。

【判旨】一解雇無効

「・・・内勤職と調査員職はその職務内容が前述したように全く異なるうえ、・・・右各職種はその給与構成も異っており、一般にその採用に当ってはそれぞれ職種を限定して別個に採用試験をしたうえ各職種の者を採用していることが疎明され、これらの点からみると X と Y 社間の労働契約においても、調査員としての職種の限定がなされているものと解すべきであって、その解雇事由の有無を判断するに当っても、調査員としてのそれが基準とされるべきである。」

「Y 社の就業規則 22 条の解雇条項が、『業務の能率がいちじるしく劣っているとき』(2 号) を解雇事由として規定していることは前記のとおりである。

ところで、右解雇事由は、多分に抽象的で、主観的な評価が介入しうる余地のあるものである。しかし、そもそも使用者が就業規則に解雇に関する定めを置き、解雇事由を列挙して規定している場合には、使用者は自ら有する解雇権の行使を就業規則所定の事由が存在する場合に限定しているものと解され、右事由が存在しない場合やそれ以外の事由に基づく場合には解雇は許されないと解すべきであるから、前記のような抽象的な解雇事由については、他に列挙されている解雇事由との比較、関連のもとに客観的かつ厳格に考察し、その意味、内容を確定すべきである。

そして、・・・前記就業規則 22 条は、前記 2 号の解雇事由のほかに、これと併わせて『精神または身体の障害により職務にたえないと認めたとき』(1 号) をも解雇事由として定めていることが疎明されること、また、同 22 条 3 号が『業務習得の見込みがないとき』と規定し、解雇時点以後の状況も考慮した解雇事由を定めており、業務習得に至っていない者についても、将来その習得の見込みのある者については解雇されないこととなるのに対し、右事由とは別個に同条 2 号が設けられ、解雇時点以後の改善状況も考慮せず、その時点までの業務能率のみにより解雇しうることとなっており、このような固定的な事由を解雇事由とする以上、その程度は極めて低劣なものであることを予想しているものといわなければならないことを

考慮して、就業規則 22 条 2 号の解雇事由を前示の観点から解釈すれば、『業務能率がいちじるしく劣っているとき』とは、業務能率の程度が、当該従業員の業務従事によって得られる会社の収入が当該従業員の雇用を継続することによる必要経費（ここで、当該従業員の給与額が重要な要素として考慮されることになる。）にとうてい及ばない程度のものであるか、もしくは、当該従業員の業務従事により Y 社の正常な業務の遂行に支障をきたすことが明らかに程度のものであって、かつその状態が相当期間存在する場合をいうものと解すべきである。」

「以上の各事実を総合して考えれば、X の本件解雇前 1 年余の間（昭和 51 年度以後）の勤務成績は、勧誘成績においてやや劣り、調査件数及び点数において他の調査員とさらに差がつき、調査日数においてはその差はかなり大きく、Y 社の成績評価方法を前提とするかどうかにかかわりなく、一応低能率と評価されるものといわなければならない（なお、X のなした調査内容が、客觀性、正確性の点で、他の調査員に比し格別劣っていたことの疎明はないが、それが格別優れていたことの疎明もない）。しかし、これらの各成績が Y 社における損益分岐点を下まわるものであることの疎明はなく、また、・・・Y 社の給与構成では、勤務成績が一定の基準に達しなければ奨励金の支給を受けられなくなるなど、調査員の勤務成績によりその賃金額が調整される仕組にとなっていることも考慮すれば、X の業務従事によって得られる Y 社の収入が X の雇用を継続することによる必要経費に及ばないことについての疎明もないといわざるをえないし、さらに、X の低能率により Y 社の正常な業務の遂行に継続して支障が生ずることが明らかといえる程度に至っているものとは未だ認めることはできない。そうすると、X の業務能率は全体的に劣っているとはいっても、未だ就業規則 22 条 2 号にいう業務能率の低劣が『いちじるしい』ことの疎明はないといわなければならない。」

「以上の次第で、X につき Y 社主張の解雇事由が存在することの疎明のない本件においては、その余の点について判断するまでもなく、本件解雇の意思表示はその効力を生じない…。」

37 EC 駐日代表部（本採用拒否）事件・東京高判昭和 58・12・14 労民集 34巻 5・6号 922
頁

【事実の概要】

X は、日本国領域において法人格を認められ、肩書地に日本における代表部を設置している Y に、試用期間を 3か月と定めて、駐日代表部報道室の A ランク職員として採用された者であるところ、試用期間中の満了直前、Y は適格性の欠如を理由として、X に対し、本採用を拒否する旨の通知を行った。

【判旨】一解雇（本採用拒否）有効

「・・・認定したところによれば、X と Y との間に試用期間を 3か月とする期間の定めのない雇用契約が締結されたが、右試用期間の満了直前に Y が X に対して本採用の拒否を告知したものであって、Y のした本件本採用の拒否は、試用期間中 Y に留保されていた解約権の行使というべきである。

ところで、右のような試用期間中の解約権の留保は、使用者が労働者を採用するにあたり、採否決定の当初においては、その者の資質、性格、能力その他適格性の有無に関連する事項について必要な調査を行い、適切な判定資料を十分に蒐集することができないため、後日における調査や観察に基づく最終的決定を留保する趣旨でされるものと解されるのであって、今日における雇用の実情にかんがみるときは、一定の合理的期間の限定の下にこのような留保約款を設けることも、合理性をもつものとしてその効力を肯定することができるというべきであり、それゆえ、右の留保解約権に基づく解雇は、これを通常の解雇と全く同一に論ずることはできず、前者については、後者の場合よりも広い範囲における解雇の自由が認められてしまうべきものといわなければならない。そして、この留保解約権の行使は、右のような解約権留保の趣旨、目的に照らして客観的に合理的な理由が存在し、社会通念上相当として是認することができる場合に許されるものと解すべきである（最高裁昭和 48 年 12 月 12 日大法廷判決・民集 27巻 11号 1536 頁参照）。

そこで、本件における解約権の行使が社会通念上相当として是認することができるかどうかを考えるに、・・・X は、駐日代表部報道室の A ランク職員として Y に採用され、EC ジャーナルの編集、発行を主とし、その他広報活動全般にわたって活躍することを期待されていたところ、試用期間中において、EC ジャーナルの編集、発行の仕事、とりわけ校正、原稿整理等の仕事に力を注ぎ、その他の広報室の仕事については積極的にこれを遂行しようとしたのみならず、その仕事ぶりにはミスがないでもなかつたものである。しかも、右編集、発行に関する X の能力は、Y の期待に応えるものではなかつたばかりでなく、X の英語の能力も、Y が採用時において予想した程度に達していなかつたものであり、さらに、X は、上司の命に素直に従わず、また、同僚の職員等との協調性に欠ける点があつたのである。そ

して、他方、Yは、駐日代表部の雇用形態としていわば能力主義を採用し、ランク別に地位、給与等に格差を設け、AランクやBランクの該当者に対しては年齢が若くてもかなり高い給与を支給していたものであり、この点からみると、Yが、右のような高いランクの職員の採用に際して、適格性の審査を十分に行うため試用期間を設けて解約権を留保するのは、このような雇用形態を採らない場合に比し、より強い合理性を有するものということができ、本件契約において留保された解約権の行使は、ある程度広くこれを認めることができるというべきである。

ところで、Xは、本来Bランクで採用されるはずであったのに、Yが勝手にAランクで採用したため、Xの地位に対する他の職員の不満があらわれ、円満な職務遂行ができなかつた旨主張する。・・・なるほど、XがYの求人に応募した当初、C室長からXに対してBランクであるかのような説明がされたことがあり、XもBランクで採用されると考えたものである。しかしながら、Xは、Aランクで採用されることを知った日にD社に対して正式に退社届を提出し、契約に際しては十分熟考したうえAランクであることを了承して契約書に署名したこと、また、AランクというXの地位、待遇は、Xによって・・・記載された経歴などが不正確であった・・・ため、Yに誤解が生じ、これに基づいて決定されたものであることなどの事情を勘案すれば、XがAランクで採用されたことについては、Xにも責任を負うべき点があるというべきである。しかも、・・・Xが円満に職務を遂行することができなかつた原因が、Aランクで採用されたことのみにあったとはとうてい考えられないのみならず、XがBランクで採用されていたとしても、適格性につき問題が生じなかつたということはできない。

以上説示したところと、Xが、大学卒業後数年間他の職についた後に採用された、いわゆる中途採用者であり、他方、Yが、日本において営利を目的とする民間企業でなく、欧州共同体という国際機関の委員会であって、その駐日代表部は我国における広報活動を含む諸活動に従事することなど前認定の事実関係をすべて総合して判断するときは、Yが、Xについて、駐日代表部の職員として適格性を欠くとしてその本採用を拒否したことは、試用期間に伴う前記解約権留保の趣旨、目的に照らして合理的な理由が存在し、社会通念上相当として是認することができるものといわざるを得ない。

そうすると、Yが本件終了通知によつてした解雇の意思表示は有効であつて、Xは、右解雇の意思表示がその効力を生じた時にYの職員としての地位を喪失したものというべきである。」

38 フォード自動車事件・東京高判昭和 59・3・30 労判 437 号 41 頁

【事実の概要】

X は、昭和 51 年 9 月 13 日、自動車の輸入・販売等を業とする Y 社に、試用期間 90 日の約束で Y 社の人事部長として雇用された者であるところ、Y 社は昭和 52 年 7 月 28 日付けで就業規則 32 条 1 項（ト）「業務の履行または能率が極めて悪く、引き続き勤務が不適当と認められる場合」に該当する事由があることを理由に、X に対し、解雇する旨の意思表示を行った。

【判旨】－解雇有効

「まず本件雇用が Y 社主張のような人事本部長という地位を特定した契約であるか否かを検討する。」

X は、本訴においては、・・・単に雇用契約関係存在の確認を求めるのではなく、Y 社の人事本部長としての地位を有することの確認を求めていることからすると、その前提として本件契約は人事本部長という地位を特定した契約であることを自ら認めているものと解することができるばかりでなく、X は、Y 社の一般の従業員として入社した後昇進して人事本部長になったのではなく、人事本部長として中途採用されたものであることは当事者間に争いがなく、・・・Y 社は X の前任者であった A の後任として、日本人の人事本部長の適任者を捜していたこと、国際経営顧問協会・・・は、昭和 51 年 4 月、Y 社に対し、人事本部長の候補者として X の履歴書を送付してきたこと、X は Y 社に採用される前は外資系（米国）の会社である B 社に約 16 年間在籍し、その間同社の労務課長、人事部長、人事担当マネジャー、副社長補佐、社長補佐、GBG 人事担当マネジャー等ほぼ一貫して人事の仕事をしてきたものであること、Y 社としては、X を人事本部長として採用するにあたり、X が米国で教育を受けたという学歴及び右職歴に注目したこと、そして、Y 社は、同年 9 月 6 日付で X に対し、月額報酬 75 万 3600 円、試用期間経過後は同社から自動車を貸与する等の待遇で人事本部長として Y 社に入社するように申し出したこと、X は右申し出を受けて Y 社に対し、同月 13 日付書簡で、同社申し出の条件で受諾する旨通知したこと、X が B 社を辞めて Y 社に入社した理由の一つは、仕事が人事の仕事で、しかも人事本部長という地位で採用されることにあったこと、もし提供される職位が人事本部長ではなく一般の人事課員であったならば、X は Y 社に入社する意思はなかったこと、Y 社としても X を人事本部長以外の地位・職務では採用する意思がなかったこと等が認められ、以上の事実を総合すれば、本件契約は、人事本部長という地位を特定した雇用契約であると解するのが相当である。」

「・・・人事本部長という職務上の地位を特定した雇用契約であって、X の特段の能力を期待して中途採用したという本件契約の特殊性に鑑み、・・・X の執務状況を検討すると、・・・X の執務態度は、Y 社の期待した人事本部長としては規則（ト）にいう『業務の履行又は能

率が極めて悪く、引き続き勤務が不適当と認められる場合』に該当・・・する、と解するのが相当である。

X は、規則（ト）の『従業員の業務の履行又は能率が極めて悪く、引き続き勤務が不適当と認められる場合』を適用して X を解雇するためには、同人の業務の履行又は能率が極端に不良で、これを矯正したり他に配置換えをする等の余地がなく、Y 社から排除する以外に方法がない場合でなければならない旨主張するが、本件契約が前記・・・認定のとおり人事本部長という地位を特定した雇用契約であるところからすると、Y 社としては X を他の職種及び人事の分野においても人事本部長より下位の職位に配置換えしなければならないものではなく、また、業務の履行又は能率が極めて悪いといえるか否かの判断も、およそ『一般的従業員として』業務の履行又は能率が極めて悪いか否かまでを判断するものではなく、人事本部長という地位に要求された業務の履行又は能率がどうかという基準で規則（ト）に該当するか否かを検討すれば足りるものというべきである。』

「次に、X は、同人が規則（ト）・・・に該当するとしても、同人が Y 社に雇用される以前から解雇されるまでの経緯に鑑み、本件解雇は権利の濫用である旨主張するのでその当否を検討する。」

「・・・Y 社が X を試用期間中（昭和 51 年 10 月 15 日から同 52 年 1 月 14 日まで）に解雇しなかった理由は、・・・試用期間中に Y 社が X の人事本部長としての能力を判定することを怠ったというよりは、むしろ X の立場を考慮し、その能力を実証する機会を与えたためであることが認められ、この認定を左右するに足りる証拠はなく・・・規則（ト）・・・に該当する事由が認められる以上、試用期間中に解雇しなかったことをもって権利の濫用となる余地はないというべきである。』

「さらに、Y 社が X に対し、しばしば警告を与え、矯正の機会を与えていたことは、前記・・・において認定したとおりである。」

「以上の事実によれば、本件解雇が権利の濫用であると認めるに足りる事情は認められず、他に本件解雇が権利の濫用であると認めるに足りる証拠はない。」

「X の当審における予備的請求について判断する。」

・・・Y 社の就業規則 10 条に『当会社はその判断で従業員の配置転換、又は転勤を命じることができる。従業員は、正当な理由がない限り、転勤又は配置転換を拒否することはできない。』と規定されていることは明らかであり、また X が本来人事関係に属しない業務に当たることのあることは原判決・・・に説示・・・のとおりである。しかしながら、先に判示のとおり X・Y 社間の本件雇用契約は、X の学歴・職歴に着目して締結された、人事本部長という地位を特定した契約であって、X としては提供される職位が人事本部長でなく一般の人事課員であったならば入社する意思はなく、Y 社としても X を人事本部長以外の地位・職務では採用する意思がなかったというのであり、また、A の証言によれば、前記説示にかかる業務は、Y 社の組織部分の間隙に介在する分野のものであって、従前から、各部門において

て適宜分掌していたことが認められ、これによると、右業務は人事本部長の職務に付隨するものにすぎないから、X が Y 社から右業務の処理を命ぜられたことがあったからといって、X の職務上の地位にいささかも変動をもたらすものではなく、したがって、Y 社には X を人事本部長として不適格と判断した場合に、あらためて右規則 10 条に則り異なる職位・職種への適格性を判定し、当該部署への配置転換等を命ずべき義務を負うものではないと解するのが相当である。

以上によれば、X の当審における予備的請求は、その余の判断をするまでもなく失当というべきである。」

「そうすると、X の本訴請求中、各地位確認請求はいずれも理由がないから、これを棄却す・・・る。」

39 アド建設設計事務所事件・東京地判昭和 62・3・30 労判 497 号 70 頁

【事実の概要】

X は、建築設計を業とする Y 社に技術部長として雇用された者である。Y 社は昭和 49 年 4 月 1 日、X の技術的能力が劣悪であることを理由に、X を技術部長から技術研究部勤務とする降格命令を発したところ、その後も X の勤務態度には改善が見られなかつたため、Y 社は就業規則上の解雇事由に基づき、X を解雇した。

【判旨】一解雇有効

「Y 社の代表取締役である A は、Y 社が意匠設計を主体とした建築設計事務所で意匠技術者しかいなかつたためにこれまで Y 社で意匠設計したものについての構造設計は外部の構造設計事務所に外注をするほかなかつたことや A 自身がまだ比較的年齢が若かったことから、かねてから、構造設計についての自社内でそのチェックを行うことができ、また、A の代行も行うことができる年配の構造設計技術者を雇用することの必要性を感じていたところ、昭和 48 年 8 月ころ、自ら B コンサルタントを経営していると称する X が Y 社に構造設計の外注の受注を申し込んで来たのを契機として、Y 社が X を技術部長として雇用することとなり、X は同年 9 月 17 日に Y 社に入社した。この雇用契約の締結の際に、X は自己の学歴、資格や構造設計、積算、施工監理などの職歴等を詳しく記載した経歴書を持参し、A に対して構造設計、積算、工事監理のすべてについて堪能である旨述べたので、A はそれを信じて技術部長として待遇することとしたもので、その職種としては、構造設計全般、重点現場監理、積算全体及びこれに関する一切のものとされた。」

「以上の事実を総合して考えると、まず、右・・・の各事実からすると、構造設計全般、工事監理、積算全体について堪能であるとの X の当初の言にもかかわらず、そのいずれについても X の技術的能力は劣悪であり、Y 社が X を雇用する際に期待した技術部長としてふさわしい能力を欠くばかりか、そのために技術部長を降格された後においてもなお自分は技術部長であるとの態度に終始し、命じられた業務についてこれを誠実に行わなかつたものというほかはないから、就業規則 51 条 4 号の『技術不良で配置転換するも見込みない場合』に該当するものというべきである。また、右・・・の事実からすると、X の勤務態度は不良であり、同条 3 号の『業務に誠意が認められない場合』に該当するものというべきである。これに対して X は、Y 社は X を技術部長として雇用したから降格を行うことはできず、Y 社が X に命じた積算や雑誌分解整理作業は技術部長たる X の行うべき業務ではなく、X がこれを拒否したとしても何ら非難に値しない旨主張するが、前記のような理由から X の技術部長の職を解くこと及び X に積算を命じることは X の入社の経緯、技術部長として予定された業務の内容及び雇用契約の内容に照らしてもやむを得ない措置として是認することができるし、また、このようにして技術部長の職を解かれた以上雑誌分解整理を命じられたことが X の行う

べき業務ではないとはいえないというべきである」

「Xは本件解雇が・・・解雇権の濫用であるとして解雇の無効を主張・・・するけれども、・・・
本件全証拠によっても本件解雇が解雇権の濫用であると認めるには足りない。」

「そうすると、再抗弁はいずれも理由がないから、Xは昭和49年12月31日をもってY
社を解雇され、Y社の従業員たる地位を失ったものというべきであ・・・る。」

40 持田製薬事件・東京高決昭和63・2・22 労判 517号 63頁

【事実の概要】

Xは、医薬品等の製造販売等を目的とするY社に、新設されたばかりのマーケティング部部長に就任するために雇用された者であるところ、Y社は昭和61年2月28日、Xに対して就業規則第55条第5号の「その他前各号に準ずる程度の事由があるとき」に該当するものとして、解雇する旨の通告を行った。

【決定要旨】－解雇有効

「Y社は、Xをマーケティング部の幹部管理職として採用する旨明示して、Xとの間に雇用契約を締結したものであるところ、Xの勤務態度、状況は、右雇用契約を維持するに足るものではなかった旨を主張する。」

前記・・・認定の、Xが採用された経緯によると、Xは、マーケティング部部長という職務上の地位を特定し、その地位に相応した能力を発揮することを期待されて、Y社と雇用契約を締結したこと（ママ）明らかであるが、Xが、人材の斡旋を業とするA社の紹介によって採用されていること、及びその待遇に鑑みると、それは、単に、期待に止まるものではなく、契約の内容となっていたと解せられ、この見地から、前記・・・のXの勤務態度を検討すると、Xは、営業部門に実施させるためのマーケティング・プランを策定すること、そのなかでも、特に薬粧品の販売方法等に具体的な提言をすることを、期待されていたにも係わらず、執務開始後7ヶ月になっても、そのような提言を全く行っていないし、そのための努力をした形跡もないのは、マーケティング部を設立したY社の期待に著しく反し、雇用契約の趣旨に従った履行をしていないといえる・・・。」

「Y社の就業規則第55条（解雇）が、『社員は次の各号の1に該当しなければ解雇されることはない。』と明記し、解雇理由を『①私傷病による精神または身体の故障、障害のため業務に耐えられず、かつ回復の見込みがないと認められるとき。②懲戒によるとき。③休職期間が満了し復職を命ぜられないとき。④組合から除名され除名の理由が会社として妥当と認められたときならびに会社の解雇要件に該当すると認められたとき。⑤その他前各号に準ずる程度の事由があるとき。』と規定していることからすると、Y社は、右の就業規則を制定することによって、自ら解雇権の行使を、就業規則所定の理由がある場合に限定したものと解せられる。しこうして、第5号には、第1号から第4号に準ずる程度の事由の存在を必要とするのであるが、第1号は、『雇用を継続させることができない止むを得ない業務上の事情がある場合』を例示したと考えられるところ、Xの先に述べた執務態度は、期待したマーケティング部の責任者として、雇用の継続をY社に強いることができない『業務上の事情がある場合』に該当すると解するのが相当であるから、Xには、就業規則第55条第5号による解雇事由が存したというべきである。」

(なお、念のために付言すると、Xは、マーケティング部の責任者に就任することで、雇用されたのであるから、解雇するに際し、Y社は、下位の職位に配置換えすれば、雇用の継続が可能であるかどうかまでも、検討しなければならないものではない。)」

「以上の通りとすると、本件解雇には理由がある。」

「Xは、Y社によるX雇用の目的はマーケティング部部長という職務上の地位に特定されたものではないと主張するけれども、・・・Y社では、昭和50年後半以降医薬品業界をめぐる経済的、社会的環境の急激な変化に対応し同業者間の熾烈な競争に打ち勝つため、マーケティング部を新設し、斬新な発想と活動力を求めあえて外部からXを採用したものであり、Y社がXに期待したものは、利益確保、売上げ増強、シェア拡大につながる即戦力となることであって、Xをマーケティング部長適格者として採用し、Xもその旨を了承したうえ右両者間に雇用契約を締結したものであること、ただ、当分の間部長付部長（身分は次長）に任命したのは、Xがマーケティングの専門家ではあってもY社や医薬品業界の実情に疎いためこれらの修得期間であると同時にY社としてもXの能力を観察する期間が必要であると判断したためであって、給料も賞与、支度金等の支給額を含めると年収1000万円強となり、これは破格の待遇であることが疎明され、右疎明の事実に照らすと、本件雇用契約は、Xをマーケティング部長付部長（身分は次長）として、その職種と地位を特定してなされたものというべきであり、これに反するXの主張は採用できない。」

「Y社がXを就業規則第55条第5号、第1号により『雇用を継続されることができない止むを得ない業務上の事情がある場合』に当たるものとして解雇したことは当事者間に争いのないところであるが、・・・疎明事実に照らすと、Xの勤務態度ないし勤務状況はマーケティング部長付部長（身分は次長）として雇用されたXに対するY社の信頼と期待とを裏切り、雇用契約の目的を達することができないものと認められるから、これが右就業規則でいう『雇用を継続させることができない止むを得ない業務上の事情がある場合』に当たるものというべく、これが不当をいうXの主張は理由がない。」

「したがって、Xの本件仮処分申請を却下した原決定は相当であって、これが取消しを求める本件抗告は理由がない。」

41 横浜米海軍基地事件・横浜地判平成3・8・1 労判 597号 68頁

【事実の概要】

Xは、米国との間の基本労務契約（MLC）によって労働者を雇用し、その労働者を米軍施設等に提供しているY（国）に、米海軍横須賀基地施設本部（PWC）のエンジニアリング専門職（電気、6等級）として採用された者であるところ、XはYの代理人であるAから、MLC第10章3dの規定により、不適格解雇の通知を受けた。MLCは、第2章1kにおいて雇用の終了理由として不適格を規定した上、第10章3dにおいて「不適格な従業員の雇用は、その者が不適格であると決定された場合に、米国側の要求に基づいて解除されるものとする。」との規定を置いている。

なお、米海軍横須賀基地では、職務は職種により詳細に分類され、等級が付けられている。従業員はそれぞれの職位ごとにその職務をなすものとして採用され、一旦採用された者は、原則として、他の職位に再度応募し、採用されない限り、他の職務を行うことはできない。逆に言えば、従業員は、採用された職位の職務内容を遂行できる能力が要求されている。したがって、採用された職位において不適格と認められた場合には、MLC第10章4Aに規定された不適格解雇の予備措置がとられ、所定の結果が得られない場合には、不適格解雇がなされることになる。MLC第10章4Aは、常用従業員が最小限度の職務上の要求を満たさないため不適格であると認められた場合の解雇の予備措置として、米国側がその従業員に忠告し、その者の成績を向上させるため援助を与える計画を立てること、この計画を実行した後もなおその者が十分に職務を遂行できない場合において、同国側がその者の能力に相応する職務が得られるか否かを確認し、得られる場合には、その者の同意を得た上その職務に配置すること、配置したにもかかわらず、従業員が十分にその職務を遂行することができず、かつ、その能力に相応した職務が得られない場合には不適格解雇の手続を進めることができることを規定している。

【判旨】一解雇有効

「Xは、昭和56年7月頃、PWC技術部電気課が募集していたエンジニアリング専門職（電気）に応募し、当時の技術部士官Bと技術部電気課長Cが面接の上、Xの採用を決定した。募集広告には、職務として、単独あるいは技術補佐として、独創を要しないのが通常の困難性を伴う種々の工学技術的作業を、先例となる作業を参考にして完成することのできる能力が求められていることが記載されており、そのような能力を必要とすることを採用時の面接の際にもXに話したので、このことはXも承知していたし、規則や規格書が英語で記述されていることも採用時の面接の際に話したので、それについてもXは承知していた。電気課での仕事は電気に関する基礎的知識や理解能力があればでき、また設計図や図面等は英語で作成する上、電気設備の規則や規格等は米国や米海軍の方式に従って行われるので、英語が少

しできると上達が早いのであるが、Xは、大学の理学部電気工学科卒業であり、英語を読んだり話したりすることが少しできたので、普通の新規採用者よりも仕事を習得する上で進歩が早いと考えられ、エンジニアリング専門職（電気）の6等級として採用された。」

「以上に詳細に認定したとおり、Xは、PWC技術部電気課にエンジニアリング専門職（電気、6等級）として採用されたが、その事務を処理する能力を有しないから、就業規則に当たるMLC第10章3dに定める不適格者に該当し、同章4Aの定めるところにより、不適格者に対する解雇の予備措置として、成績向上のための忠告を受けた上、一段階低い能力をもって遂行できるものとして配属されたSRF企画見積部工事企画課電気工事企画係の生産専門職（5等級）の事務についても、その職務を遂行することができず、最終的に債権者の能力に相応した職務が得られるかどうかを確かめるために配属されたSRF設計部ウォーターフロント課における事務についても、その職務を遂行することができなかつたために、同章4所定の手続を経て解雇されたものと認められるから、本件解雇は有効になされたものというべきである。」

42 エイゼットロープ事件・大阪地決平成3・11・29 労判 599号42頁

【事実の概要】

Xは、婦人服の製造・販売を業とするY社に雇用され、営業部に所属していた者である。Xは、アパレル業界における営業の経験者として採用されたものであり、Y社のA社長等との採用時の面接において、年間の売上目標額として1億円を約束していたところ、Xの実績はこれを大きく下回るものであったため、Yは営業成績不良等を理由として、Xに対し解雇の意思表示を行った。

【決定要旨】－解雇有効

「Xは、その営業成績は初年度としては良好であって、Y会社の就業規則10条3号の『勤務成績または能率が不良で就業に適しないと認められた場合』・・・に該当する事由はないので、本件解雇に正当事由はなく、解雇権の濫用により無効であると主張する。」

「Xは、営業成績が不良ではなかった事情として、他の営業課員には営業用の車両が与えられていたのに、Xには営業用の車両が与えられず、商品の現物を持参しないで売り込みをすることは困難であったこと、Xの担当業務は全くの新規のみで、得意先の引継ぎはなかったこと、返品も担当者が代わると多く生ずるが、Xの場合も、解雇後に返品が多く生じていること、他の新人もXよりも営業成績が低いのに解雇されていないこと等を挙げて、営業成績不良を理由とする解雇の不当性を述べる。」

「確かに、・・・絵型を持参しただけで営業活動をすることは、商品の現物を持参する場合に比較して、顧客においてイメージがつかみ難く、営業活動に支障が出ることもあったと考えられるが、特に新規顧客の開拓の段階においては、Y会社の取扱商品を紹介したうえ、展示会への招待が主要な営業活動であること・・・やXの担当とされていた京阪神地区のターミナル等の繁華街における新規顧客の開拓ということであれば、車両よりも電車の方が能率的であるうえ、契約締結後商品を納入するときはYがXに車両を用意していたこと・・・などの事情に照らすと、Xに営業用の車両が与えられていなかったことをもって、Xの営業成績が低かったことを正当化することはできない。」

またXは、得意先の引継ぎがなかったと述べるが、・・・他の営業社員の多くが既存店を担当しながらも、新規顧客を開拓して売上げを伸ばしていたことが認められ、新規顧客の開拓業務に専念し、かつ、得意先を持つ経験者として採用されたXが得意先の引継ぎがなかったことをもって、営業成績の不良を正当化することはできない。

さらに返品につき、営業担当者が代わると、一般的に返品が多くなることも考えられるが、・・・Xの返品率は16.5パーセントで、Yの平均返品率4.2パーセントに比較して非常に大きいうえ、在職中の返品も多く・・・、これは、XがYの商品に合わない店に無理に売り込んだ結果と考えられ、その他売上金の回収状況や取引期間等も併せ考慮すると、Xの営業

活動に問題があったというべきである。

そして、Xは、他の新人の営業成績の低さを指摘するが、他の新人はアパレル業界の未経験者であって、経験者として採用されたXとは採用条件が異なるので、Xと同様に論じることはできない。」

「むしろ前記・・・で認定したとおり、Xは、アパレル業界における営業の経験者として採用され、採用時の面接において年間売上目標1億円を約束し、またYによって、半期の売上目標額として5000万円が設定されたが、いずれも経験者とすれば達成可能な数字であったのに、Xの実績はこれを大きく下回るものであったうえ、上司の注意指導にもかかわらずXは営業成績を向上させようとする意欲がなかったということができる。

従って、Xの営業成績は不良であって、Y会社の就業規則10条3号の『勤務成績または能率が不良で就業に適しないと認められた場合』の普通解雇事由に該当するというべきであるから、本件解雇は正当なものであり、Xの本件解雇が権利濫用である旨の主張は理由がない。」

43 禁野産業事件・大阪地判平成11・3・26 労経速1708号14頁

【事実の概要】

Xは、貸しビル業を営むYが所有する本件ビルの管理業務に従事していた者であるところ、YはXが管理人として適格性を欠いていることを理由に、Xに対し、Yとの契約関係を終了させる旨の意思表示を行った。

【判旨】一解雇有効

「・・・本件契約の性質は労働契約であって、右契約関係を終了させる意思表示は解雇の意思表示であり、そこには解雇権濫用法理の適用があるというべきである。」

「以上の事実によれば、Xは、管理業務を遂行する過程において、入居者であるA及びBから再三苦情を申し立てられていることが認められる。そして、前記認定にかかるXの行為のうち、特に、AやBの居宅に無断で入室し、B宅で入居者の私物を勝手に使用するなどした行為は、管理人としての権限を明らかに逸脱し、入居者のプライバシーに対する配慮を欠く不適切な行為であるというほかはないし、また、防火責任者選出の参考資料の記載は、本来入居者のプライバシーを守るべき立場にある管理人が、軽率にも入居者のプライバシーを公表するような記載をしただけでなく、母子家庭との用語を用いることによってAの心情を傷つけたもので、管理人としては著しく適切さを欠く行為であったといわざるを得ない。

また、本件解雇の直接の契機となった水漏れ事故に関しては、水漏れの原因がどこにあるにせよ・・・、管理人としては、階下のテナントに損害が生じていないかどうかまず確認し、謝罪すべきであるのに、これをせず、ただ水漏れの責任から逃れることだけに執着し、Cら他のYの従業員とも衝突を引き起こしているのであり、右のようなXの一連の行動は、管理人としての責任感の欠如を示すものといわざるを得ないほか、他の従業員との協調を乱すものである。」

「管理人には、管理業務を遂行する過程において入居者との間でトラブルを引き起こさないように務める義務があることはいうまでもなく、特に入居者のプライバシーに対する配慮が強く求められるというべきである。したがって、前記のように、入居者のプライバシーをないがしろにする行為を行い、これによって入居者から強く非難されたにもかかわらず、謝罪することもなく、かえって自己弁護に努めるが如き態度に出ているXは、管理人としての適格性を欠くと評価されてもやむを得ないというべきである。

また、管理人は、自らの管理権限の及ぶ範囲内において水漏れ事故が発生した場合には、その原因を追求することはもちろんあるが、これによってテナントに損害が発生していないかどうかをまず調査し謝罪すべきであるのに、Xは、・・・水漏れ状況を調査し、謝罪するよりもまず水漏れについての責任逃れに執着しているのであって、かかるXの態度も、管理人としての適格性を疑わせるものである。そして、前記認定のXのその他の行為について

ても、それらの行為自体も適切さを欠くものである・・・が、そのことをひとまず置くとしても、少なくとも、X の行為が入居者から苦情を招いたものについては、管理人として入居者に謝罪するなどして信頼関係の回復に努めるべきであるのに、そのようなことを一切していない点は、やはり X の管理人としての適格性を疑わせるものである。

このように、X は、管理人としての適格性を欠くと評価されてもやむを得ない言動を半年足らずの間に繰り返し、そのことにより注意を受けたにもかかわらずその非を認めず、全く反省の態度を見せていないことに加え、Y は、本件ビルの賃貸のみを事業目的とする会社であって、管理人の適格性は Y の事業運営に直ちに深刻な影響を及ぼすこと、XY 間の労働契約がもっぱら管理人としての業務に限定されたものであって、X を他の職種に配置する余地はないこと、Y の構成員は C、D、X 及び E の 4 名にすぎず、X が水漏れ事故への対応を巡り他の従業員間と紛争を引き起こしていることは、Y の事業運営に重大な支障をきたすと考えられることをあわせ考慮すれば、本件解雇には客観的に相当な理由があるというべきである。」

44 北海道龍谷学園事件（旧：小樽双葉女子学園事件）・札幌高判平成11・7・9 労判 764号
17頁

【事実の概要】

Xは、Y高校を営む学校法人Yに雇用され、保健体育の教諭の職にあった者であるところ、授業中に脳出血で倒れ、右半身不随となつたため、YはXの身体状況がY就業規則第10条1号の「身体の障害により業務に堪えられないと認めたとき」に該当するものとして、Xに対し解雇する旨の通知を行つた。

【判旨】－解雇有効

・争点1（解雇事由の有無）について

「右に認定した事実及び・・・各証拠並びに弁論の全趣旨を総合すると、Xは本件解雇通知を受けた平成7年12月当時において、Y高校における体育教諭として要請される保健体育授業での各種運動競技の実技指導を行うことはほとんど不可能であったし、教室等の普通授業においても発語・書字力がその速度・程度とも少なくとも未成熟な生徒を対象とすることが多い高等学校の教諭としての実用的な水準に達しないことから多大の困難が予想され、とりわけ、授業・部活動中の生徒の傷害等事故の発生時に適切な措置をとることができないことが確実であり、その余の分掌事務の分担もその内容・性質とXの前記能力との相関においてその処理が不可能（例えば、学園祭における各種行事の実行指導とか、修学旅行の付き添いなど。）か、相当の困難が伴う（部活動の顧問等も簡単な口頭によるもののほかは、身体運動を伴うものは相当困難であろう。）身体状況にあったものと認められ、これらを要するに、Xの身体能力等は、体育の実技の指導・緊急等の対処能力及び口頭による教育・指導の場面等においてY高校における保健体育の教員としての身体的資質・能力水準に達していなかつたものであるから、Y高校での保健体育教員としての業務に堪えられないものと認めざるを得ない。」

「また、Xは、公民、地理歴史の教諭資格を取得したから同科目的業務に従事することができると主張するが、Xは保健体育の教諭資格者としてYに雇用されたのであるから、雇傭契約上保健体育の教諭としての労務に従事する債務を負担したものである。したがって、就業規則の適用上被控訴人の『業務』は保健体育の教諭としての労務をいうものであり、公民、地理歴史の教諭としての業務の可否を論ずる余地はないというべきである。」

・争点2（解雇権濫用の有無）について

「・・・とりわけ学校における教員採用は学校が各教科ごとに教員の能力適性及び組織運営全般に対する総合的検討に基づいて行うものであること、YはXのために就業規則を改正するなどして解雇の意思表示までの間においてもできるだけ有利に処遇したこと・・・などを併せて考慮すると、本件解雇が解雇権の濫用に当たるものということは到底できない。」

Xは平成6年に北海道教育委員会から公民、地理歴史の教員免許を受けたものであるが…、実務経験がまったくないことや前記書字・発語能力などに照らすと、Xが実際に平成8年当初から直ちに社会科教諭として補助・事務の軽減等のない通常の業務に堪えたか疑問のあるところであり、この点やY高校の教職員数等を考慮しても、右の認定判断を動かすには足りない。

その他、本件解雇が解雇権の濫用であると認めるに足りる証拠はない。」

45 日本エマソン事件・東京地判平成 11・12・15 労経速 1759 号 3 頁

【事実の概要】

X は、空調装置・冷凍機器用制御部品等の製造等を目的とする Y 社にシステムエンジニアとして採用された者であるところ、Y 社は X に対して業務遂行能力の欠如および勤務成績・態度の不良を理由として、就業規則 11 条 1 項 2 号（「勤務成績が不良で就業に適さないと会社が認めたとき」）等に基づき、解雇する旨の意思表示を行った。

【判旨】一解雇有効

「・・・X は、雇用と同時にプランソン事業本部内のバイブルーションウェルダー営業部に配置されたが、X の担当業務は、バイブルーションウェルダーに関する、(1) システム設計業務、すなわち機械装置の設計を内容とする、システムエンジニアとしての業務、及び、(2) アプリケーション業務、すなわち顧客の用途に応じた機械装置の適用の実験、顧客に対する溶着部の設計（ジョイントデザイン）の提示等を内容とする、アプリケーションエンジニアとしての業務、以上の 2 つの業務からなっていた。」

Y 社が X を雇用したのは、当時、バイブルーションウェルダー営業部内でシステム設計業務を担当していた 1 名の従業員の作業量が増大し、システムエンジニアを 2 名に増員する必要が生じていたためで、他社で約 7 年間機械設計業務に従事した経験があるという採用面接時の X の説明から、X にはシステムエンジニアとして十分な技術・能力を備えていると評価されたことによるものであった。このように、X は、既にシステムエンジニアとしての技術・能力を備えた技術者と認められて Y 社に雇用されたもので、このため、X に対する処遇としては、初任給時から、右技術・能力に見合うものと考えられた相当高額な給与が支給された。」

「以上の事実によれば、X は、システムエンジニアとしての技術・能力を備えた技術者として Y 社に雇用されたのに、システムエンジニアとしての技術・能力はもとより、アプリケーションエンジニアとしての技術・能力も不足し、かつ、X の技術的水準を向上させるべく、Y 社において、現場指導、教育訓練等を続けたが、X の意欲が乏しかったため、その成果が上がらなかつたこと、一方、出勤状況を初めとする日常の勤務成績・態度は、組織の一員としての自覚を欠いた不良のもので、改善努力を求めて改まらなかつたことを認めることができるから、本件解雇は、少なくとも、Y 社就業規則 11 条 1 項 2 号に該当するものということができる。」

「以上の次第であるから、本件解雇は・・・効力を生じたものというべきであ・・・る。」

46 プラウドフットジャパン事件・東京地判平成12・4・26 労判 789号21頁

【事実の概要】

Xは、企業、政府当局その他に対するコンサルティング・サービスなどを目的として設立された外資系の株式会社であるY社にインスタレーション・スペシャリスト（以下、IS）として採用された者であるところ、Y社は、XがY社の就業規則9条1項第1号（「従業員がその職務遂行に不適当と判断されたとき。」）および第2号（「従業員がその職務遂行に不十分又は無能と判断されたとき。」）に該当するとして、Xに対し解雇する旨の意思表示を行った。

なお、ISの主要な業務は、顧客企業に対するインсталレーションであり、顧客企業の役員および管理職に対して適切な質問を行うことなどを通して自ら問題意識と解決への意欲を生じさせ、協同して問題の解決策を作成実行していくことである。

【判旨】一解雇有効

「まず、Y社の社員がISである場合には、本件就業規則9条1項1号にいう『従業員がその職務遂行に不適当と判断されたとき』又は同項2号にいう『従業員がその職務遂行に不十分又は無能と判断されたとき』とは、いかなる場合を指すかが問題となる。」

「なるほど、Y社がISとして雇用した社員に対しどのような能力や適格性を求めているかについては、Y社が社員との間で締結した雇用契約の内容によって決まるものと解される。」

ISには経営コンサルタントとしての資質のみならず、インストーラーとしての資質が求められているのであり・・・、ISが担当する業務の内容・・・からすれば、Y社においては社員がISとして求められている能力や適格性が平均を超えており、又は、少なくとも平均には達していることが求められているものというべきである。しかし、・・・Y社が新聞紙上に掲載している社員の募集広告には入社を希望する者に経営コンサルタントの経験があることなどを考慮するという記載があるが、他方において、経験不問という記載もあることが認められるのであって、このことに、Y社においてはオフ・ザ・ジョブ・トレーニングが完備されていること・・・も併せ考えれば、Y社においてはISとして採用された社員が入社後のトレーニング及び実務における経験を重ねることによりISとしての能力や適格性を高めていくことが予定されているものと認められ、この認定を左右するに足りる証拠はないのであって、そうであるとすると、Y社がISとして雇用した社員がY社に入社するまでに経営コンサルタントとして稼働した経験がない場合には、その社員との間に締結した雇用契約においては雇用の時点において既にISとして求められている能力や適格性が平均を超えており、又は、少なくとも平均には達していることが求められているということはできないのであって、その場合には、一定の期間ISとして稼働し、その間にISとして求められている能力や適格性が少なくとも平均には達することが求められているものというべきである。」

そうすると、Y社に入社するまでに経営コンサルタントとして稼働した経験がない社員が

一定期間 IS として稼働したにもかかわらず、IS として求められている能力や適格性がいまだ平均を超えていないと判断される場合には、その社員はその能力や適格性の程度に応じて『その職務遂行に不適当』又は『その職務遂行に不十分又は無能』に当たると解される。」

「以上によれば、X は、平成 7 年 4 月 10 日に Y 社に雇用された後、同年 6 月 6 日から平成 8 年 9 月 27 日までの間に、主として A 社のプロジェクト、B 社のプロジェクト、C 社のプロジェクト、D 社のプロジェクト及び E 社のプロジェクトに従事してきたが、このうち C 社のプロジェクトを除くその他のプロジェクトに従事している期間中における X は IS として求められている能力や適格性の点においていまだ平均に達していなかったものというべきであり、このような状態が X の入社以来 1 年半にわたって断続的に続いてきたのであり、E 社のプロジェクトから外された際の X の発言からうかがわれる X についての IS として求められている能力や適格性に対する X 自身の認識からすれば、今後も X を雇用し続けて IS として求められている能力や適格性を高める機会を与えたとしても、X が IS として求められている能力や適格性の点において平均に達することを期待することは極めて困難であったというべきである。

そうすると、E 社のプロジェクトから外された時点における X は本件就業規則 9 条 1 項 1 号及び 2 号に該当すると認められる。」

「E 社のプロジェクトから外された時点における X が本件就業規則 9 条 1 項 1 号及び 2 号に該当することは、前記・・・のとおりであるところ、Y 社は・・・X を E 社のプロジェクトから外した後に、X に対し、PSR という職務を提供して X の雇用を継続しようとする提案をし、X との間でその後平成 8 年 12 月までの約 3 か月間にわたり交渉を重ねたものの、X との間で妥協点を見出すことができず、交渉が中断してから 2 か月余りが経過した平成 9 年 3 月 12 日に至り本件解雇に及んだのであり、以上の経過も併せ考えれば、本件解雇が客観的に合理的な理由を欠き社会通念上相当として是認することができないということはできず、本件解雇が権利の濫用として無効であるということはできない。」

47 全日本空輸（退職強要）事件・大阪高判平成13・3・14 労判 809号 61頁

【事実の概要】

Xは、航空運送事業を主たる目的とするY社に、客室乗務員として雇用された者である。Xは、平成3年4月18日、乗務のために乗車したY社手配の送迎タクシーで交通事故に遭遇したため、休業・休職により4年余り職を離れた後、平成7年7月に復職するに当たって3回の復職者訓練（エマージェンシー訓練。以下、エマ訓）を受けたところ、いずれにおいても不合格と判断されたため、Y社は平成8年1月24日、Xに対し、就業規則上の解雇事由（「労働能力の著しい低下」「やむを得ない業務上の都合」「その他前各号に準じる程度のやむを得ない理由」）を理由として、解雇する旨の意思表示を行った。

【判旨】一解雇無効

「労働者がその職種や業務内容を限定して雇用された者であるときは、労働者がその業務を遂行できなくなり、現実に配置可能な部所（ママ）が存在しないならば、労働者は債務の本旨に従った履行の提供ができないわけであるから、これが解雇事由となることはやむを得ないところである。そして、客室乗務員としての業務は、通常時における業務のほか、緊急時における措置、保安業務、救急看護措置等の業務を含むものであって、高度の能力を要求される業務であり、緊急時における措置等の適否が、万が一の場合には、人命に直結するものであることからすると、かかる部分における業務遂行能力は、これをおろそかにはできず、これを欠いたままで乗務させることはできないものといわなければならない。しかしながら、労働者が休業又は休職の直後においては、従前の業務に復帰させることができないとしても、労働者に基本的な労働能力に低下がなく、復帰不能な事情が休職中の機械設備の変化等によって具体的な業務を担当する知識に欠けるというような、休業又は休職にともなう一時的なもので、短期間に従前の業務に復帰可能な状態になり得る場合には、労働者が債務の本旨に従った履行の提供ができないということはできず、右就業規則が規定する解雇事由もかかる趣旨のものと解すべきである。もちろん、使用者は、復職後の労働者に賃金を支払う以上、これに対応する労働の提供を要求できるものであるが、直ちに従前業務に復帰ができない場合でも、比較的短期間で復帰することが可能である場合には、休業又は休職に至る事情、使用者の規模、業種、労働者の配置等の実情から見て、短期間の復帰準備時間を探したり、教育的措置をとるなどが信義則上求められるというべきで、このような信義則上の手段をとらずに、解雇することはできないというべきである。」

「以上に鑑みると、3回のエマ訓等の結果では、筆記による知識確認の点は問題ないものの、模擬訓練においては、客室乗務員としての接客、サービス業務等の通常業務においても、アナウンスが十分にできないなどの部分があり、保安要員としての業務、特に緊急時の旅客の誘導やドア操作について不適切な部分が多く存在したということができる。これからすれ

ば、X を直ちに客室乗務員、殊に客室乗務員として乗務させることができるか否かについては消極的な回答を出さざるを得ないところである。

しかしながら、X は、過去に 18 年におよび客室乗務員として勤務し、その経験に応じた資格も取得してきた者で、休業及び休職となった原因は交通事故による頸椎不安定症、頸椎椎間板ヘルニア損傷等であり、筆記による知識確認の点に問題がなかったように知的能力の部分に低下があった訳ではなく、運動能力についても、背部痛、左下肢に不全麻痺等を訴えて後遺障害等級 8 級と認定されているものの、業務に支障のあるものではなく、医師の診断に基づいて復職となったもので、右の復帰者訓練の結果は、主に、X の休業及び休職中の 4 年間に航空機やその設備機器に変化があり、X がこれらに対する知識の習得をしなかったことに原因するものというべきである。そうであれば、X には、基本的な能力としては、その低下があった訳ではなく、具体的な、航空機に対応した能力が十分でなかったというに尽きる。なお、客室乗務員としての接客、サービス業務等の通常業務においても、アナウンスが十分にできないなどの部分があったが、これはそのテストの実施方法に問題がなかったわけでもないし、X の経験を考慮すれば僅かの準備によって業務可能となると予想されるものであり、客室乗務員として復帰するについて障害となるほどのものではない。そして、右のエマ訓等の結果についても、第 1 回目については、到底合格させることのできない結果といつていいが、3 回目の訓練が終わるころには、その指摘される数も減少し、内容も改善され、最終的に緊急時のドア操作を除き、一定程度の水準に達したとされている・・・。緊急時の措置については、3 回目に至っても、タイガー・テイルの確認、インフレーションハンドルの操作、旅客脱出の誘導等について充分になしえないところは問題であるが、これらは航空機の機種やその位置によって異なる操作手順の問題であって、ドアの位置関係やドア設備の機能等の知識があれば足りるもので、特別の専門的知識が要求されるものではないから、右のように基本的な能力自体は従前と変わらないとすれば、これを X が短期間で習得することは可能というべきである。

してみれば、本件において、X には、就業規則の解雇事由である『労働能力の著しく低下したとき』に該当するような著しい労働能力の低下は認められないし、また、就業規則が規定する解雇事由に『準じる程度のやむを得ない理由があるとき』に該当する事由もこれを認めるることはできない。』

「以上によれば、本件解雇は就業規則に規定する解雇事由に該当しないにも関わらずなされたものであって、合理的な理由がなく、解雇権の濫用として無効というべきである。」

48 朝日新聞社事件・大阪地判平成 13・3・30 労経速 1774 号 3 頁

【事実の概要】

歯科医師であり、日刊新聞紙の発行を主たる業務とする Y 社に、常勤嘱託として勤務し、その後、Y 社の歯科診療所の管理職となった X が、多数の患者に対して、不適切な対応、診療を続けていたため、歯科医師として、社員及び他の診療スタッフとの信頼関係が崩壊し、診療所の業務運営に支障を来していること、および、故意に診療内容を偽った虚偽のカルテを作成し、以て診療報酬を不正に請求したことを主たる理由として、自主退職をするようになり要請され、これを拒否したところ、「当社の信頼関係を喪失して、当社の従業員として不適格であるとの判断から、客観的に合理的な退社を求めるやむを得ない理由により、従業員就業規則 58 条に基づいて」(解雇通知書の記載)、普通解雇(退社)とされた。

【判旨】一解雇有効

「X は、歯科医師であり・・・常勤嘱託として Y 社に勤務 (し)・・・Y 社の歯科診療所の管理職となった。」

「Y 社における就業規則 58 条は、退社についての規定である。同条は 1 号から 7 号まであり、1 号、2 号は傷病による欠勤あるいは休職者について、3 号、4 号は定年による退職者について、5 号は依願退職者について、6 号は『やむを得ない社務の都合による』退職者について、7 号はそのほかの規定による退職者について、それぞれ退社となることを規定している。そして、Y 社の就業規則上、同条のほかに退社についての定めは、76 条 1 項に懲戒解雇についての規定があるだけである。」

「『社務の都合』とは、解雇の理由が専ら使用者たる Y 社にあるときを指すものと解するのが相当である。しかるに本件で、Y 社が X に対する解雇理由としてあげる事由は、X の勤務態度、勤務内容といった労働者である X の帰責性を問題とするものであるから、Y 社の主張する解雇事由により、就業規則 58 条 6 号をもって X を解雇することはできないといわざるを得ない。」

「他方、就業規則 58 条は『退社』について定めた規定であり、その中には 1 号、2 号、6 号のように解雇事由を規定するもののほかに、4 号、5 号、6 号のように定年退職、合意退職、懲戒解雇についての規定がある。また、懲戒解雇事由を定めた 76 条 1 項の中には、『就業規則に違反し、従業員としての義務を履行せず、職務を怠ったとき』(7 号)、『正当の事由がなく無届け欠勤が引き続き 5 日以上達したとき、または出欠の常でないとき』(9 号) のように労働者の就労内容、就労態度を問題とするものが含まれているが、これらの事由がある場合でも、その内容は様々なものが想定されるところ、いかなる場合にも退職手当の不支給などといった労働者にとって著しい不利益を課してもやむを得ないといった事態に至らなければ解雇しえないとするのは不合理である。さらに使用者には原則的には解雇の自由があること

をも考慮すれば、Y社において、普通解雇事由が就業規則 58 条に限定されているものとまでは解されない。」

「従って、労働者に従業員としての適格性の欠如や使用者との信頼関係の喪失を招来するような客観的に合理的な事由がある場合には、Y社は、解雇をなしうるのであり、本件解雇・・・の解雇通知書には、Y社は本件解雇の事由をあげるとともに、Y社との信頼関係が喪失され、従業員として不適格であると判断したと記述されていることからすれば、本件解雇・・・が、根拠を欠く無効なものであるとはいえない。」

「Y社が主張する解雇事由のうち、少なくとも・・・Xの診療についての患者からの苦情や・・・虚偽の電子カルテの記載・・・他の医師の印鑑を承諾なく使用しての薬の処方については、使用者たるY社との信頼関係を喪失し、従業員としての適格性を否定するものといえ、解雇の合理的な理由足りうるものといえる。」

「Xの治療に対しては、患者から少なくない苦情があり・・・またXは、電子カルテに実際には行っていない診療項目を記載して保険請求を行い、自己処方あるいは他の医師に渡すために多量の薬を処方するために他の同僚歯科医師の印鑑を承諾なく使用してカルテを作成していた・・・こと・・・非協力的な態度であった・・・Xの勤務態度・・・などから・・・他の歯科のスタッフとの人間関係はうまくいっていないかった・・・こと・・・(また)漫然と・・・不適切なカルテの記載を行っていた・・・こと自体が、歯科の管理者としては不適切な行為であったといわざるをえない(こと)・・・前記のとおりのXの診療内容に対する患者からの苦情やスタッフの疑惑、Xの勤務状態、これらに起因する歯科内部での人間関係の悪化、歯科医師という専門職としてY社に雇用され他の職場へ配置転換することができないことをも総合考慮すれば、かかるXに対し、解雇をもって対処することが社会通念上相当性を欠くものとまではいえない。」

「以上より、Y社のXに対する本件解雇は権利の濫用とはいえない。」

49 中川工業事件・大阪地決平成 14・4・10 労経速 1809 号 18 頁

【事実の概要】

X は、各種製缶業を主たる業とする Y 社に雇用され、製缶溶接組立工として勤務していた者である。X は、糖尿病により、平成 13 年 8 月 6 日から同年 9 月 6 日まで入院したが、同月 11 日に就労を希望したため、Y 社は X に半日作業を行わせたが、作業能率は悪く内容も不完全であった。また、その後、X は頸椎症性頸隨症のために約 1 ヶ月間の入院治療を要する旨の診断書を提出したため、Y 社は X の病状が回復しなければ従前の製缶溶接業務に就くことは無理であると判断し、Y 社に隣接する別会社において単純作業を行ってはどうかと提案したところ、X がこれを断ったため、Y 社は X に対し、解雇を通告した。

【決定要旨】－解雇無効

「労働者が職種や業務内容を限定して雇用された者であるときは、労働者がその業務を遂行することができなくなり、その者を配置する部署が実際に存在しない場合は、労働者は債務の本旨に従った履行の提供ができなくなるから、これが解雇事由となることはやむを得ない。一方で、労働者が職種や業務内容を特定せずに雇用された場合には、現に就業を命じられている業務についての労務の提供が不十分であっても、その能力、経験、地位、使用者（会社）の規模、業種、労働者の配置、異動の実情等を考慮して、労働者が現実に配置可能な業務があるか検討すべきであり、このような業務について、労働者が労務の提供を申し出ているのであれば、なお債務の本旨に従った履行の提供があるというべきである。

そこで、本件を見るに、上記認定事実によれば、X は糖尿病のために平成 13 年 8 月 6 日から 1 か月間入院し、その後 1 日だけ職務に復帰するも、従前と同じ製缶溶接業務を遂行することができず、さらにその後、頸椎性の神経障害により右手指機能全廃、身体障害者 3 級に相当すると診断された上、同年 10 月には頸椎症性頸隨症のために約 1 か月間入院治療を要するとされており、このような X の病状からすると、X が従前と同じ製缶溶接組立の業務を担当することは、その業務内容からして無理ないしは非常に困難であるといわざるを得ない。

しかし、本件において、X が Y 社に職種を限定されて雇用されたと認めるに足りる疎明はない。むしろ、Y 社が、X に対し、単純作業に変わってはどうかと提案していることからすれば、X は、Y 社に職種を限定されて雇用された者ではないと認められる。そして、Y 社は、平成 13 年 9 月 13 日の X の労務内容をみて、製缶溶接組立業務を行うことが困難であると判断し、その後、医師から入院加療が必要と診断されている X に対し、特段休職を命じることもなく、また、使用者として、X の今後の就労につき、Y 社において配置可能な業務があるかを検討することなく、本件解雇を行うに至っており、このような経緯からすれば、本件解雇は、合理的な理由なく行われたもので、解雇権の濫用であり無効というべきである。

もっとも、上記認定事実によれば、Y 社は、X に対して、Y 社と隣接する別会社での単純

作業をしてはどうかと X に提案をし、X はこれを断っている。しかし、代表取締役と同じくする会社であっても、労働者を別会社において勤務させるについては、それによって労働者の労働条件に影響が生じるから、使用者としては、その雇用形態について十分に説明すべき義務があるというべきであるが、Y 社は、X に対し、何ら業務内容や別会社における勤務の雇用形態について説明することなく、単に別会社で勤務することを勧めたにすぎないのであって、このようなことをもって、Y 社が X に対して就労可能な業務を提供したとは言い難いし、また、X が別会社での就労を断ったことをもって、X が労務の提供を拒否したということもできない。X が、Y 社において就労を希望していることは明らかである・・・。」

50 ヒロセ電機事件・東京地判平成14・10・22 労判838号15頁

【事実の概要】

コネクタほか各種電気機械器具の製造および販売などを業とするY社と労働契約を締結し、Y社の技術センター品質管理部主事として、同部における海外クレーム対応と品質情報収集の業務に従事していたXが、「業務命令に従わず、同僚への誹謗や職場規律違反を繰り返し、業務の進め方や知識・技能を自ら学ぶ姿勢もなく、業務遂行上期待される英語力にも問題があり、よって就業規則第37条第2号の解雇事由『業務遂行に誠意がなく知識・技能・能率が著しく劣り将来の見込みがないと認められたとき』に該当した」(退職証明書の記載)として、解雇された。

【判旨】一解雇有効

「Y社は・・・世界的携帯電話機メーカーとの取引の拡大に伴い、品質管理部海外担当チームにおいて即戦力となる人材、すなわち品質管理業務の経験があり、品質管理に関する知識を持ち英語力に秀でた人材を中途採用することとし、電子機器・電子部品の品質管理の経験を応募条件と明示して社員を募集した。」

「Y社は、Xの採用につき『履歴書／職務経歴書』に記載・・・(の)電子部品等の品質管理の仕事の経験があること・・・に着目し、品質管理能力及び英語の語学力があると判断して採用を決定した。」

「本件は、Xの職歴・・・に着目し・・・業務上必要な日英の語学力、品質管理能力を備えた即戦力となる人材であると判断して品質管理部海外顧客担当で主事1級という待遇で採用し、Xもそのことは理解して雇用された中途採用の事案であり、長期雇用を前提として新卒採用の場合と異なり、Y社が最初から教育を施して必要な能力を身につけさせるとか、適性がない場合に受付や雑用など全く異なる部署に配転を検討すべき場合ではない。労働者が雇用時に予定された能力を全く有さず、これを改善しようともしないような場合は解雇せざるを得ないのであって、就業規則37条2号の規定もこのような趣旨をいうものと解するのが相当である。」

「Xの業務遂行態度・能力(『業務遂行に誠意がなく知識・技能・能率が著しく劣り』)について見るに・・・品質管理に関する知識や能力が不足し・・・期待した英語能力にも大きな問題があり、日本語能力についても・・・履歴書等で想定されたのとは全く異なり極めて低いもので・・・さらには・・・業務命令に違反し、上司の指導に反抗するなど勤務態度も不良であった・・・点からするとXの業務遂行態度・能力は上記条項に該当するものと認められる。」

「次に・・・改善努力(『将来の見込みがない』)については、本採用の許否を決定するに際し、日本語能力や他からの指導を受入れる態度、すなわち協調性に問題があるとされ、X

において改善努力をするという約束の下に本採用されたのであるから、上司の指摘を謙虚に受け止めて努力しない限り Y 社としては雇用を継続できない筋合いのものであった（が）・・・X が日本語能力等の改善の努力をした形跡はなく、かえって、その後さらに英語力や品質管理能力にも問題があることが判明したにもかかわらず・・・X はその態度を一層悪化させており、X は Y 社からの改善要求を許否する態度を明確にしたといえるから、これらの点の改善努力は期待できず、上記条項に該当するものと認められる。」

「以上によれば X には『業務遂行に誠意がなく知識・技能・能率が著しく劣り将来の見込みがない』というべきであり、就業規則 37 条 2 号の定める解雇事由がある。」

「就業規則の定める解雇事由に該当する事実がある場合でも、解雇に処することが著しく不合理であり、社会通念上相当なものとして是認することができないときには、解雇権の濫用として無効になると解するのが相当である。」

「当初予定されたよりも X の能力は大幅に低いものであり・・・本件解雇が入社後四か月半程度でされたものであることからすると、本件解雇は、解雇に処することが著しく不合理であり、社会通念上相当なものとして是認することができないとは到底いえない。」

51 自警会東京警察病院事件・東京地判平成15・11・10 労判 870号 72頁

【事実の概要】

Xは、Yの経営する病院において臨床医として勤務していた者であるところ、YはXが臨床医として不適格であることを理由に、就業規則上の解雇事由（14条1号「勤務成績不良で業務に適さないと認められた者」、同3号「故なく業務上の指示・命令に従わない者」、同5号「服務規律を乱し、または、しばしば違反して反省が認められないなど適格性を欠くと認められる者」、同7号「その他前各号に準ずるやむを得ない事由がある場合」）に該当するとして、解雇の通知を行った。

【判旨】一解雇有効

「一般に、臨床医師は、適切な医療を行うために、患者との信頼関係を形成することが必要である。そして、臨床医師は、医学に関する知識や技能を習得しているだけにとどまらず、患者とその家族に対し病状や治療方法等を適切に説明したり、可能な限り患者の置かれた状況に配慮した対応をとることが求められる。ところが、以上で述べたXの行為は、自己中心的であり患者やその家族に対する配慮を欠いており、Y病院の臨床医師として不適切なものといわざるを得ず、いずれも、就業規程14条1、5、7号の解雇事由に当たる。」

「Xについては、他の研修医に比べて患者を含む関係者からの苦情が多く寄せられ、Y病院の職員からも『救急車で呼吸不全の患者が搬送されてきた際、救急隊からの連絡と話が違うとして救急隊員に抗議し、患者を診察しなかった。』、『急性アルコール中毒の患者が搬送された際、同行者に延々と説教し、患者の診察をすぐに始めなかつた。』、『通院中の言葉の不自由な患者が来院した際言葉が通じないことを理由に診察しなかつた。』という事例が報告されていた・・・。Xは、Y病院の職員からも臨床医師としての十分な信頼を得ておらず、Y病院の臨床医として医療関係者と意思疎通を図りながら適切に医療を遂行する適格性を十分に備えていたとは認められない。」

「もっとも、Xは、前記の各行為について指導医等から個別に注意・指導を受けた形跡は見当たらない。しかし、Xは、既に免許を取得した医師として医療行為に従事しており、高度の診療能力を備えた『認定内科医』等の資格の取得を目的として臨床研修を受けていた。Xは、自己研さんにつとめ、自分自身で行動を規律すべきであり、医学的知識や技能とは直接関係しない日々のコミュニケーション等の問題について指導医等からの注意・指導があったか否かは、本件解雇の効力を左右するものとは認められない。」

「以上によれば、本件解雇は、解雇権の濫用に当たるとは認められないから、有効である。」

52 日水コン事件・東京地判平成 15・12・22 労判 871 号 91 頁

【事実の概要】

建設コンサルタント業を営む会社であり、国内外における公共事業の企画、調査、研究、計画、設計、工事管理及び施設の運転、管理、診断、水質検査並びにこれらに関わる経済・財務分析等を業としている Y 社に SE として中途採用という形で雇用され、8 年間、SE として財務・会計システムの運用にかかる業務に従事していた X が、その後、情報管理課、資料センターへの配置換え・配属換えを経て、就業規則 59 条「(2) 職員としての適格性を欠く場合」および「(3) 職務に誠意なく勤務状況著しく不良の場合」に該当するとして、解雇された。

【判旨】一解雇有効

「X は・・・大学・・・を卒業して以降、Y 社入社までの間に・・・約 13 年間のコンピューターのソフトウェア技術者としての業務経験を有し・・・自己をコンピューターがなければ仕事ができない単なる SE ではなく、よりレベルの高いコンピューターのソフトウェア技術者であると自負し、Y 社入社以前の勤務先は、担当したコンピューターのシステム構築の業務のレベルが高くない、会社が技術者の扱いを分っていない、自分の能力が十分活用されない、仕事の割り振りが納得できないといった理由で退社した。」

「Y 社は・・・即戦力となる『会計システムの運用・開発業務経験者』を複数採用することにした。」

「Y 社は、X の SE としてのスキルおよび業務実績が即戦力となるものと判断して、SE として『会計システムの運用・開発業務』に従事させるため中途採用した。なお、Y 社は、X に対し、採用前、その希望で上記システムのプログラムソースリストを見せたところ、X はそれについて理解できた旨の発言をした。また、Y 社は X に対し将来的には Y 社のシステム部門を背負っていくような活躍を期待する旨の発言もした。したがって、X は Y 社において専門家としての能力を發揮し、業務実績を挙げることを期待されていた。このことは採用にあたって X に対し十分に説明されていたことであり、X 自身も承知していた。」

「X は、Y 社からコンピューター技術者としての豊富な経験と高度の技術能力を有することを前提に、Y 社の会計システムの運用・開発の即戦力となり、就中、将来は当該部門を背負って立つことをも期待されて、SE として中途採用されたにもかかわらず、約 8 年間の同部門在籍中、日常業務に満足に従事できないばかりか、特に命じられた業務についても期待された結果を出せなかつた上、直属の上司である A の指示に対し反抗的な態度を示し、他の多くの課員とも意思疎通ができず、自己の能力不足による業績不振を他人の責任に転嫁する態度を示した。そして、人事部門の監督と助力の下にやり直しの機会を与えられたにもかかわらず、これも会計システム課在籍中と同様の経過に終わり、従前の X に対する評価が正

しかったこと、それが容易に改善されないことを確認する結果となった。このように、Xは、単に技術・能力・適格性が期待されたレベルに達しないというのではなく、著しく劣っていてその職務の遂行に支障を生じており、かつ、それは簡単に矯正することができない持続性を有するXの性向に起因しているものと認められるから、Y社就業規則59条3号及び2号に該当するといえる。」

53 横浜市学校保健会事件（歯科衛生士・解雇）事件・東京高判平成17・1・19 労判890号
58頁

【事実の概要】

Xは、横浜市立の小中学校の児童に対する歯科巡回指導を行う歯科衛生士として、職種および業務内容を定めて、Yに雇用された者であるところ、頸椎症性脊髄症により左上肢の機能が制限されるに至ったため、Yは勤務条件規程3条3項2号（「心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合」）に該当するとして、Xに対し解雇する旨の通知を行った。

【判旨】一解雇有効

「Yは、本件解雇当時、Xが勤務条件規程3条3項2号『心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合』に該当した旨主張するので、以下検討することとする。この場合、Xは、小中学校の児童に対する歯科巡回指導を行う歯科衛生士として、あらかじめ職種及び業務内容を特定してYに雇用されたのであるから、特定されたこの職種及び業務内容との関係でその職務遂行に支障があり又はこれに堪えないかどうかが、専ら検討対象となるものである。」

「以上によれば、Xの身体、特に左上肢には麻痺（不完全麻痺）があり、左上肢の上下動等の動作自体は可能であったものの、左上肢、中でも左手の動きを自己の意思で確実にコントロールすることは困難な状態にあり、左手で微細な動作を的確に行うことはできなかつたこと、このような左上肢の機能の制限状況は、平成14年10月31日当時まで変わりがなかつたものと認めることができる。」

「Yにおいて、歯科衛生士が行う歯科巡回指導の中心的かつ不可欠の要素となっているものは歯口清掃検査であり、業務量からいっても、歯口清掃検査が歯科巡回指導の業務の大部分を占めていること、昭和57年以降Yが行う歯科巡回指導の実績は小学校のみに限られていることは上記・・・認定のとおりである。」

そこで、歯口清掃検査について見てみると、上記・・・認定のとおり、歯科衛生士がこの検査を行うに当たっては、検査対象児童の歯、歯茎等、口腔内の状態を正確に把握することが必要であるところ、そのためには、[1]歯科衛生士が、検査対象児童の口腔内をのぞき込むことができる適切な視線の位置（高さ）を確保する、[2]歯を覆っている唇あるいは口付近の肉を検査の邪魔にならないよう押し広げるなどし、歯をむき出しにする、以上の2点が最低限必要である。」

「以上のような要請を満たす検査を行うには、歯科衛生士は、自分の両上肢の動きを自己の意思で完全にコントロールし、手指を用いて細かな作業を行うことができなければならぬというべきであるところ、上記・・・のようなXの左上肢の状況にかんがみると、Xの左

上肢は、このような作業を行うには堪えられなかつたことは明らかであり、結局、Xは、本件解雇当時、歯口清掃検査を行うことができない状態にあつたといふべきである。

そして、Yにおいて歯科衛生士が行う歯科巡回指導の中心的かつ不可欠の要素となつてゐるものは歯口清掃検査であり、業務量からいっても、歯口清掃検査が歯科巡回指導の業務の大部分を占めていることは上記・・・判示のとおりであることからすると、XはこのようにYの業務中最も重要な意味を有することが明らかな歯口清掃検査そのものを行うことができないのであるから、本件解雇当時、Xが勤務条件規程3条3項2号『心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合』に該当していたものといわざるを得ないところである・・・。」

「以上によれば、本件解雇は適法と認められる。」

54 国（在日米軍司令部・解雇）事件・東京高判平成18・12・21 労判936号39頁

【事実の概要】

「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」（地位協定）に基づいて、アメリカ合衆国軍隊駐留軍（在日米軍）及び地位協定15条に定める諸機関が必要とする労務を充足するため、また、その円滑な実施及び労働者の権利、利益の擁護を図る観点から、米国政府との間で締結されている、基本労務契約（MLC）に基づき、Y（国）に、常用雇用のために採用され、横田空軍基地米空軍太平洋放送局のエンジニアリング／メンテナンスで「クレータイピスト職」に従事し、その後昇格、昇給を重ね、「報道編集専門職」に昇格し、従事していたXが、上司から、労働能力が不足し、所定期間中に一定の業務を遂行することを求め、遂行しない場合配置転換等がありうる旨の記載のある「救済援助プログラム」（HAP）と題する書面を交付されたのち、1年以上の自宅待機を経た後、Yから、東京防衛施設局長名義の、不適格解雇により雇用を終了させるという人事措置通知を受けた。

【判旨】一解雇無効

「Xは、Yに MLCに基づく常用雇用のために採用され・・・横田空軍基地米空軍太平洋放送局のエンジニアリング／メンテナンスで『クレータイピスト職』・・・に従事し・・・その後・・・『報道編集専門職』・・・に昇格される人事措置を受け・・・同職種が割り当てられている職位に配置された。」

「MLC 第10章4項Aによれば、不適格解雇は、『最小限度の職務上の要求を満たさないため不適格であると認められる場合』に、その不十分な点について、HAPを実行した後、『なおその者が十分に職務を遂行できない場合』に認められるものである。」

「以上によれば、Xについては、Y主張の不適格解雇事由・・・を認めることができ・・・認定された事由は・・・報道編集専門職の仕事の概要に照らすと、その職務を遂行する上で重大な支障になることができ、そうすると、Xについて、MLC第10章4項Aの『最小限度の職務上の要求を満たさないため不適格であると認められる場合』に該当すると認められるのが相当であり・・・HAPを実行した後も、Xの上記問題点は改善されていないから、『なおその者が十分に職務を遂行できない場合』に該当するものと認めることができる。」

「MLC 第10章4項（不適格解雇の手続）のA（予備措置）、b（解雇予定通知）によれば、HAPを実行した後、なおその者が十分に職務を遂行できない場合には、米国政府側（在日米軍司令部）は、『その者の能力に相応する職務が得られるか否かを確認するものと』し、『その能力に相応した職務が得られない場合又はその者が能力に相応した職務につくことに同意しない場合』に・・・解雇手続を開始するか否かの判断をすることとされている。」

「そこで、Xに対し、『その者の能力に相応する職務が得られるか否かを確認する』措置（『相

応職務確認措置』) を取ったか否かを検討する必要がある。」

「MLC の定める予備措置は、解雇が従業員に与える影響の大きいことを配慮し、当該職務については不適格者であっても、他の職務についてまで不適格者とはいえないことから、米国政府側（在日米軍司令部）において、その者に適する職務を提供できるか否かを確認し、これを提供できる場合で、当該従業員がその職務への配置転換に同意するのであれば、在日米軍司令部でその配置転換を実行することで、解雇を回避しようとした手続ということができる。そうすると、米国政府側すべき相応職務確認措置は、当該従業員が同意すれば配置転換を実行できるような職務を同従業員に提供できるか否かを確認すること、これを提供できる場合にはその情報を同従業員に提供することを意味するものと解するのが相当である。」

「X に提供した情報は、インターネットで確認できるような一般的な求人情報にすぎず・・・実際の配置転換先の候補になり得るものは、わずかなものにすぎなかつた・・・事実に照らすと、在日米軍司令部や Y において、X が同意すれば配置転換を実行できるような職務を X に提供できるか否かを確認する措置をとったとは到底認められないであって、Y ないし在日米軍司令部が X について相応職務確認措置をとったとはいえない。」

「X は、Y 側に対し、横須賀や座間を希望せず、横浜ノースドック、次いで横田基地を希望すること、5 等級よりも下の職位は希望しないことなどを述べていたものであるが、これはあくまでも希望の配置転換先を述べたのにとどまるというべきであるから、上記条件に反した職務の提供を受ける機会を放棄したとはいえないし、また、上記条件に合った配置転換先の有無の確認についても、十分に尽くされたとは認められない。」

「以上のとおりであるから、本件解雇は、予備措置である相応職務確認措置を経たとは認められないところ、解雇を避けるための同措置の重要性にかんがみれば、同措置を経ていな本件解雇は・・・無効というべきである。」

55 東京エムケイ事件・東京地判平成20・9・30 労判 975号12頁

【事実の概要】

一般乗用旅客自動車運送事業等を目的とするタクシー会社であるY社に従業員として採用され、期間を定めず雇用契約を締結し、タクシー運転手として勤務してきたXが、タクシー運転業務中に後方から2トントラックに追突されるという事故を起こし、深視力検査に複数回不合格となった結果、普通自動車第二種運転免許（二種免許）を喪失したため、二種免許を失効し、タクシー運転手としての業務に耐えないこと等を理由として、解雇を通知された。

【判旨】－解雇無効

「労働契約書には、Xは次の業務をY社の指示命令に従って行うとされ、『業務内容 タクシー運転者』とされていること、Y社では、タクシー運転手は、内勤者とは、労働時間や賃金体系が異なっており、賃金体系も、売上げに連動したものとして、運転手の意欲の向上を図っていること、乗務員対象の就業規則でも、20条1項9号で『免許取消しとなりタクシー、ハイヤー乗務員としての業務が出来なくなったとき』と規定している・・・ところ・・・当該雇用契約が職種限定契約であるか、というとき、ある職種で雇用した者を、使用者が本人の同意なく一方的に労働条件や職務内容の異なる他の職種に変更することができるか、という問題と、その者が当該職種に就けなくなったとき、使用者が解雇等により契約を打ち切ることができるか、という問題の2つの問題があるということができる、両者は別に解すべきものと思われる。」

「一般的にいえば、当該職種が一定の資格を求めるようなものであっても、格別高度の専門性を有しないものであれば、いずれも否定されることになると解され・・・これに対し、当該職種が高度の専門性を有するもの（例えば、税理士、弁護士、医師等）であれば、その資格等に着目して労働契約等を締結し、その職種に就けたというのが当事者の合理的意思と考えられるから、前者は否定され、後者は肯定されるものと解され・・・例えば、医師であった者が医師免許を失った場合、当然に病院事務員に配置転換することはできないし、解雇することもある程度やむを得ないと解され・・・（るが）、ほとんど専門性を有しない業務については、ある程度使用者側の必要性において配置転換できるし、特定の業務ができなくなても、解雇することはできず、他の職種に就けるべきこととなる。」

「本件において見るに、労働契約書には、業務内容をタクシー運転手に限定する趣旨までの記載はないが、タクシー運転手としての採用に応募して雇用された者は、タクシー運転手として勤務することを予定、希望して入社してきているのだから、他の職種への転換を本人の同意なく命じることは、当事者の合理的な意思に反することになろう。しかし、当事者の合理的な意思としても、資格を失った場合に当然退職することまでは想定していないと解される。」

「二種免許は、平均的な能力のある人間であれば取得できる資格であり、高度の専門性のある資格とまではいうことができない。また、Y社の事業規模であれば、他の職種を提供することは困難とは解されず、Y社には他に様々な職種があること・・・現に、給与との不適合のきらいはあるものの、清掃職をY社はXに担当させている・・・点を考慮すると、タクシー運転手は、その業務に就けなくなったとき、使用者が当然に解雇等により契約を打ち切ることができるか、という問題については、否定されるというべきである。」

「したがって、Y社は、Xが二種免許を喪失したことのみをもって、Xを解雇することはできない。」

「以上によれば、Y社がXに対してした本件・・・解雇・・・(は)・・・解雇事由が存在しないもので、解雇権の濫用として無効というべきである。」

56 A 病院（医師・解雇）事件・福井地判平成 21・4・22 労判 985 号 23 頁

【事実の概要】

X は、財団医療法人である Y に雇用され、Y 病院において内科医長として診療を行ってきた者であるところ、Y は X に対し、勤務成績、業務能率等を理由に、就業規則 42 条 2 号（「職員の就業状況が著しく不良で、職員としてふさわしくないと認められたとき」）に基づき、解雇する旨の意思表示を行った。

【判旨】一解雇有効

「以上を総合的に判断すると、X については、就業状況が著しく不良で、Y の医師としてふさわしくないと認められ、少なくとも、Y 就業規則 42 条 2 号本文の解雇事由があるものと認められる。」

「X は、Y が X に対して具体的な指導や注意をしたことがなく、懲戒処分としては、本件解雇の約 1 か月前の訓戒処分（しかも告知聴聞の機会が与えられていない無効なもの）がなされたのみであるから、本件解雇は社会通念上の相当性を欠くと主張する。」

「・・・一般に、医業について高度な知識と技能を有し、患者の診療につき決定を下し責任を負う医師は、病院において他の職員とは異なる特殊な地位を有し、その立場や意見が尊重されている。実際、X は、本件解雇時までの Y での勤続年数も 14 年と長く、内科医長として相当高額な報酬の支払いを受け、Y において X に指揮命令できる立場にあったのは理事長と院長くらいであったと推認されるなど、Y 従業員の中では院長に次ぐ高い地位にあったと認められるのであるから、X は、医師として、また、勤続年数の長い内科医長として、他の医師や職員らを指導しその模範となるべき立場にあり、その立場を踏まえて自己研さんにも努め、自分自身で行動を規律することを求められていたということができる。」

X の置かれていた上記立場に照らせば、患者と接する臨床医として、組織で医療行為を行なう Y 病院に所属する医師として、適切な行動や診療行為を行なうことは当然の前提であって、改めて注意されるべき事柄ではないことからすれば、Y から X に対する具体的かつ明示的な注意や指導があまり行なわれてこなかったことを重視するのは相当ではない。」

「以上を踏まえ、X が医師であって、医業以外の職務に従事させることはできず、加えて、Y 病院の組織規模では配置転換なども事実上できないことを勘案すると、本件解雇についてはなお社会通念上の相当性が認められるというべきである。」

57 類設計室事件・大阪地判平成 22・10・29 労判 1021 号 21 頁

【事実の概要】

学習塾の経営等を目的とする Y 社との間で、期間の定めのない雇用契約を締結し、小学 4 年生から 6 年生および中学生に対して、スタッフである文系講師として、英語、国語、社会の教科を指導する業務に従事していた X が、授業能力向上、改善の意欲が認められず、生徒アンケートの評価が最低線から向上しなかったこと等を理由として、解雇を通告された。

【判旨】一解雇有効

「上記・・・で認定したとおり、[1] X の生徒アンケートの評価はほぼ最下位であったこと、[2] 生徒、保護者からのクレームが多数寄せられていたこと、[3] Y 社は、X に対し、生徒アンケートの評価やクレームがなくなるように改善すべく、授業技術研修を複数回にわたって実施したこと・・・、[4] X が在籍していた Z7 教室及び Z1 教室においては、3 回にわたって特別模擬授業を実施したものの、X の授業内容が改善向上したとはいえないこと、[5] Y 社は、X の配属先での低位の評価を解消すべく、平成 19 年 9 月には、配属先を変更し、平成 20 年 3 月には、授業から外して本部教材担当補助に配属し、更に、同年 4 月からは Z3 教室に配置転換したこと、[6]かかる Y 社の注意指導等があつたにもかかわらず、X の生徒アンケートの評価は向上せず、また、生徒・保護者からのクレームも多く寄せられる状況が続いたこと、以上の点が認められ、これらの点に、[7] Y 社が開設する類塾は、類塾が進学塾であること、[8]他の進学塾との競争が激しいこと、[9]一般的に進学塾の優劣や生徒・保護者が当該進学塾を選択する要素としては、有名校への進学率もさることながら、担当講師の評価も一要因となっていると考えられることをも併せかんがみると、本件解雇は、客観的に合理的な理由があり、社会通念上相当であると認められる。」

「・・・また、X は、仮に、講師として問題があったとしても、本部教材担当としては問題がなかったのであるから、同担当へ配置転換し、雇用を継続すべきであった旨主張するが、そもそも X は、文系の科目を担当する講師として Y 社（類塾）に雇い入れられていること、上記 [1] ないし [9] 記載の各事情を総合すると、X が指摘する点をもって、本件解雇が解雇権を濫用するものであると評価することはできないといわざるを得ない。」

「以上からすると、本件解雇は有効であると解するのが相当である。」

58 日本基礎技術事件・大阪高判平成 24・2・10 労判 1045 号 5 頁

【事実の概要】

X は、建設コンサルタント等を業とする Y 社に、試用期間を 6 ヶ月と定めて、技術社員として雇用契約を締結した者であるところ、Y 社は試用期間中に、X は Y 社の技術社員として求められる適格性を欠いているとして、X に対し、解雇する旨の意思表示を行った。

【判旨】－（留保解約権に基づく）解雇有効

「X は、Y 社に技術社員として採用された。・・・」

「Y 社は、X が試用期間中であったところ、Y 社の技術社員としての適格性を有しないとして、同期間中の留保解約権を行使して X を解雇（本件解雇）した。X は、試用期間中の解雇であっても普通解雇の場合と同様に厳格な要件の下に判断されるべきであると主張するが、解約権の留保は、採否決定の当初においては、その者の資質、性格、能力その他適格性の有無に関連する事項について必要な調査を行い、適切な判定資料を十分に蒐集することができないため、後日における調査や観察に基づく最終的決定を留保する趣旨でされるものと解されるのであって、今日における雇傭の実情にかんがみるときは、一定の合理的期間の限定の下にこのような留保約款を設けることも、合理性を有するものとしてその効力を肯定することができるというべきである。それゆえ、留保解約権に基づく解雇は、これを通常の解雇と全く同一に論ずることはできず、前者については、後者の場合よりも広い範囲における解雇の自由が認められてしかるべきものといわなければならない（最高裁昭和 48 年 12 月 12 日大法廷判決・民集 27 卷 11 号 1536 頁参照）。したがって、X の主張は理由がない。」

「Y 社の技術社員は、上記・・・で認定したとおりチームを組んで危険な場所や危険な機械を扱ったりすることから最低限の資質や能力として安全配慮能力と基本的な危険予知能力が必要とされ、また、定められたことを遵守し、また、時間管理の能力が必要とされる。

ところで、X は、大学を卒業して Y 社に入社した新卒者であって、入社当初から Y 社の技術社員として備えるべき上記各能力を具備していることまでは想定されていないことはいうまでもない。Y 社は、そのため全体研修、機械研修、現場研修を通して少なくとも技術社員として必要な程度の上記各能力を身につけさせるための教育を行うこととしていた。」

「確かに、X は、本件解雇時、新卒者として Y 社に入社して僅か 4 か月弱が経過した時期で、試用期間中であった。また、X は、熱心にメモを取る等、職務に真面目に取り組んでいた部分もあり、Y 社が看過しがたい事象としてあげる事象 4 件のうち 3 件は全体研修中の事象であった。そして、X は、機械研修に入り、7 月中旬になって多少、職務遂行に当たっても改善されたところも見受けられるようになってきた。」

しかし、X は、Y 社に技術社員として入社したところ、上記・・・で認定したとおりの技術社員としての職責に上記・・・で認定説示したとおりの X についての事情を総合すると、

4か月弱が経過したところではあるものの、繰り返し行われた指導による改善の程度が期待を下回るというだけでなく、睡眠不足については4か月目に入ってようやく少し改められたところがあったという程度で改善とまではいえない状況であるなど研修に臨む姿勢についても疑問を抱かせるものであり、今後指導を継続しても、能力を飛躍的に向上させ、技術社員として必要な程度の能力を身につける見込みも立たなかつたと評価されてもやむを得ない状態であったといえるから、本件解雇は新卒者に対する解雇とはいえ、解雇権の濫用があつたものとまでは認められず、かえって、解雇の相当性が認められるといわなければならない。」

「ところで、Xは、解雇に至るまでの中で厳しく改善されなければ解雇なる旨の指導があつてしかるべきであるが、その様な指導がなされないまま解雇することは手続的に問題がある旨主張する。しかし、解雇の意思表示を行う前に必ず解雇をほのめかしたり、明示した注意指導が必要不可欠なことはない。かえって、Y社は、上記認定したとおり全体研修、機械研修を通じてXを含む研修員に対して指導員が2名ずつなど濃密な指導体制を組んで指導にあたっていた上、指導員が、研修員が宿泊する施設に泊まり込んで指導する体制で上記のような指導がなされ、その中で、Xの個々の問題事象について注意喚起を行い、また、睡眠不足や規則の遵守、時間の厳守についても指導を行ってきたことは上記認定したとおりである。そうすると、Xとしても改善の必要性は十分認識でき、改善するために必要な努力をする機会も十分に与えられていたというべきであるし、Y社としても本採用すべく十分な指導、教育を行っていたといえるから、Y社が解雇回避の努力を怠っていたとはいえないし、改めて告知・聴聞の機会を与える必要もないであつて、Xの上記主張は理由がない。」

59 ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー事件・東京地判平成 24・2・
28 労働判例ジャーナル 3 号 8 頁

【事実の概要】

有価証券の売買、市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引等を業とする Y 社との間で期間の定めのない雇用契約を締結し、Y 社の東京支店において、訴外 A 社との合併に伴う両行の統合作業を行うインテグレーション・チームの構成員として業務に従事した、X が、職務遂行能力あるいは職務成績が相当に乏しく、許容範囲を下回っており、東京支店で勤務するのにふさわしくないと判断されたため等の理由により、解雇された。

【判旨】一解雇有効

「本件雇用契約は、Y 社・・・において A 社との統合作業が重要な課題となる中・・・それを担う・・・チームのメンバーの 1 名が退職して・・・早急に補充を必要とするという状況下で締結されたものであつ（て）・・・しかも、東京支店における統合作業、特に証券部門の統合作業は・・・極めてタイトなスケジュールで完了させることが至上命題とされていたものであり、このような厳しい状況にあったことは・・・X としても、十分に承知していたと推認され・・・職務記述書で、X の職名が『カントリー統合プログラムマネージャー』と明示されており、同職務は、『日本国内の統合イニシアチブを統率する役割』とあるように、統合作業の中核的役割を果たすべき立場にあり、その職務を十分に遂行するためには、統合作業に関する専門的知識を蓄積するのみならず、それを駆使して関係部門と総合的な調整を行うことが要請されていたというべきである。実際、上記職務記述書上も、上記職務に伴う多種多様なミッションが X に課され、個人的な資質としても多様かつ高度な能力を有することを前提とした記載があることからすれば、X については、困難な職務を遂行するため、高い能力を有することと、目標達成のための努力が要請されることが当然の前提とされていたもので、X もそれを承知の上で、本件雇用契約を締結したものと推認するのが相当である。X の報酬が（住宅手当も併せて）年額 1400 万円と非常に高額になっていることも、以上の内容を客観的に裏付けるものといえる・・・。」

「このような事情からすると、本件雇用契約は、X が、このインテグレーション・チームにおけるプログラムマネージャーの役割を果たすだけの十分な能力を有することを前提に締結されたものであることは明らかであり、それは単なる Y 社側の期待に止まるものではなく、本件雇用契約の内容となっていたと認めるのが相当である。」

「しかるに・・・X の勤務状況は、上記の水準に見合わない拙劣なものであり、かつ、その勤務態度も不良といわざるを得ないものであった・・・（ことに）照らすと、X については、就業規則 38 条 1 項 e) の『職務遂行能力または業績が著しく劣り、向上の見込みがないと認められたとき』に該当すると認めるのが相当であるから、本件解雇が客観的に合理的な理由

を欠き、社会通念上相当性を欠くとは認められない。」

「X の勤務成績が仮に不良であったとしても、その程度は著しいものではなく、かつ、改善の機会が与えられなかつたことからすれば、本件解雇は無効である旨主張する。なるほど、一般に勤務成績、勤務態度の不良等を理由とする解雇が有効と認められるためには、その勤務成績、態度の不良が企業経営に支障を来すなどの高いレベルのものが要求され、かつ、注意・警告等を繰り返したにもかかわらずそれが改まらないなどの事情を要することが多いのはそのとおりであり、X に対しては、解雇を前提とした警告書などが交付されているわけではない。しかしながら・・・Y社・・・では、当時 A 社との統合作業を・・・完了することが至上命題とされており、極めて厳しい日程の中で、X には、プログラムマネージャーとして迅速かつ適切に業務を遂行することを期待され、その報酬としても年収 1400 万円と業績に応じた高額の賞与という十分な待遇が与えられていたのであるから、このような高度の能力を期待されて中途採用された X を、いわゆる年功制の下で雇用された従業員と同列に扱うのは相当でないというべきであ・・・って・・・警告書の交付を受けていないことをもって、本件解雇が権利の濫用に当たるということはできない・・・(また、前記説示のような本件雇用契約の内容、締結経緯に照らすと、X について、降格や配転等の解雇を回避する措置をとることも、必須とまではいえないと解される。)」

「以上のとおり、本件解雇は、客観的に合理的な理由があり社会通念上も相当性を欠くものとは認められない・・・から、これを有効と認めるのが相当である。」

60 コアズ事件・東京地判平成24・7・17 労判 1057号 38頁

【事実の概要】

警備業務一般、警備・防犯・防災用器具・機械の研究開発と販売、ビル管理及び清掃業務等を業とするY社との間で期間の定めのない雇用契約を締結し、東京営業本部の営業開発部長として就労してきたXが、降給処分を受け、営業開発部長から降格された後、Y社就業規則19条2号「業務の遂行能力が著しく劣っており、発達の見込みがないと認められたとき」に基づき、解雇された。

【判旨】－解雇無効

「Y社では、役員レベルの職に就いて即戦力として活動できる人材を求めており・・・新聞に『求ム、専務』という表題の募集広告を掲出した。同広告には、募集する職種として、『専務、常務、総務部長、営業部長、事業本部長（東京・名古屋・大阪・九州の各拠点）ほか』とされ、資格として『社会人歴20年以上』とされた。」

「Y社は・・・Xは、Y社が経営に携わる者や高級幹部職員を募集したのに応じて営業開発部長として採用され、A社長から、営業開発部長として最低限果たすべき業務として、優秀な営業社員10名を採用すること（本件特命事項）を課したにもかかわらず、Xが同業務を遂行せず、その他にも営業体制強化のための提案等をまったく行わなかつた・・・と主張する・・・が・・・そもそも、XとA社長との間で、本件雇用契約締結に当たり、営業社員10名を採用することをXの業務の1つとして命じ、Xがこれを了承した事実があることは認められるものの、それを実現できなかつた場合に、降格、減給ないし解雇という形で不利益処分がされることまで、Xが認識していたとは認め難い・・・し・・・上記業務がそこまで重要な位置付けであるならば、雇用契約締結の段階でそれなりに書面上の合意が交わされてしまうべきであるところ、そのような書面も存在しない・・・ことに照らすと、この営業部員10名の採用という課題が、当時Y社にとってどの程度切実な課題であったのかは疑問というべきであり、A社長が、どの程度真摯な動機により、同業務をXに命じたのかも疑われるところである。」

「以上にみたとおり、Xの本件特命事項の不履行・・・（等の）主張により、降給処分及び降格処分の有効性を基礎付けることはできないことからすれば、いわんやそれよりも重い処分である解雇の有効性を基礎付けることはできないのは明らかである」

61 ブルームバーグ・エル・ピー事件・東京高判平成25・4・24 労判1074号75頁

【事実の概要】

アメリカ合衆国に本社を置き、一般顧客（利用者の多くは、金融取引に携わる金融機関の従業員）向けに経済・金融情報を提供する通信社であるY社に中途採用で入社し、株式市場ニュース等を扱う「ストック・チーム」に配属され、日々の株式相場の様子を記事にする「場況」担当として記事を執筆していたXが、就業規則の「解雇手続」に記載されている「社員の自己の職責を果たす能力もしくは能率が著しく低下しており改善の見込みがないと判断される場合」、「その他やむ得ない理由による場合」に当たるとして、解雇された。

【判旨】一解雇無効

「本件解雇は・・・勤務能力ないし適格性の低下を解雇事由とするものと解するのが相当であ（り）・・・かかる勤務能力ないし適格性の低下を理由とする解雇に『客観的に合理的な理由』（労働契約法16条）があるか否かについては、まず、当該労働契約上、当該労働者に求められている職務能力の内容を検討した上で、当該職務能力の低下が、当該労働契約の継続を期待することができない程に重大なものであるか否か、使用者側が当該労働者に改善矯正を促し、努力反省の機会を与えたのに改善がされなかったか否か、今後の指導による改善可能性の見込みの有無等の事情を総合考慮して決すべきである。」

「Y社は、Y社のビジネスモデルと新聞社や通信社のビジネスモデルとの間の違いから、記者として求められる能力、資質及び記事の執筆スタイルが両者間に大きな違いがある旨を主張しているところ・・・Y社の事業内容、特にその提供情報の内容や編集体制からすれば、XがY社において求められる職務遂行の内容及び態度は、それまでの通信社での勤務経験におけるものとは異なる面があることは否定できないというべきである・・・が・・・他方において・・・Y社においては、労働者の採用選考上かかるY社の特色あるビジネスモデル等に応じた格別の基準を設定したり、試用期間中・・・においても格別の審査・指導等の対応を行う等の措置は講じていないと認められること・・・Xに・・・指示、指導がされており、Y社の記者にはこれらの能力が求められていたことが認められるものの・・・これらの事項について社会通念上一般的に中途採用の記者職種限定の従業員に求められる水準以上の能力が要求されているとは認められないこと、以上からすれば、社会通念上一般的に中途採用の記者職種限定の従業員に求められていると想定される職務能力との対比において、XとY社との間の労働契約上、これを量的に超え又はこれと質的に異なる職務能力が求められているとまでは認められないというべきである。」

「Xによる記事の執筆ないし配信のスピードが遅さについて、現時点でXとY社との間の労働契約の継続を期待することができない程に重大なものであるとまでは認められない・・・こと・・・Xによる配信記事本数の少なさが前記のとおり重大なものであると認めるに足り

る証拠はない・・・こと・・・Xの記事内容の質の低さがXとY社との間の労働契約の継続を期待することができない程に重大なものであるとまでは認められない・・・こと・・・以上によれば・・・本件解雇は、客観的に合理的な理由を欠くものとして無効であるというべきである。」

「Y社は、Y社のような国際企業といわゆる一般的な日本企業との雇用形態には差異があることから、Y社主張に係る解雇事由の検討に当たっては、雇用文化の多様性という観点が不可欠であるなどと主張する(ところ)・・・なるほど、我が国において、国際企業がいかなる人事制度を採用しても、法令に反しない限り自由であり、その人事制度がいわゆる一般的な日本企業と異なることが、労働契約法16条に規定する解雇権の濫用の判断に影響しないと直ちに言い切ることもできない。しかし、そもそも、Y社は、Y社の人事制度、すなわち、その労働者の募集及び採用、配置、昇進、降格及び教育訓練、賃金制度、退職の勧奨及び定年等がいわゆる一般的な日本企業のそれと異なることについて、何ら具体的に主張していないし、Xが採用された経緯、すなわち、Xが採用された際、Y社の人事制度についてどのような説明がされ、それがいわゆる一般的な日本企業の場合とどのように異なっていたのか等についても、何ら具体的に主張していない。かえって、Y社において、労働者の採用選考上控訴人の特色あるビジネスモデル等に応じた格別の基準を設定したりしたことはないと認められ・・・結局のところ、Y社が主張する雇用文化の多様性は、単なる一般論にすぎず、個別具体的な事件における解雇事由の判断に影響を与えるようなものではない。」

「したがって、Y社の上記主張は、失当であるといわざるを得ず・・・Y社とXとの間の労働契約上、社会通念上一般的に中途採用の記者職種限定の従業員に求められると想定される職務能力を量的に超え又はこれと質的に異なる職務能力が求められているとまでは認められないことを踏まえ、Y社主張に係る各解雇事由について検討すれば足りるものと解するのが相当であ・・・って・・・Y社の上記主張を踏まえて検討しても、本件解雇は、客観的に合理的な理由を欠くものとして無効である。」